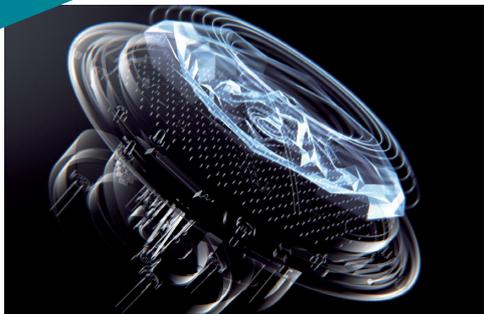


SHOKO CHUKKIN BANK

ディスクロージャー誌 2019年3月期



商工中金



商工中金経営改革プログラム

「経営支援総合金融サービス事業」を展開



2017 〈計画策定基準年度〉 年度実績

重点分野の貸出残高

A	500億円
B	8,400億円
C	500億円
D	400億円
合計	9,800億円

主な経営指標

業務粗利益	1,165億円
業務純益	413億円
当期純利益	362億円
OHR	65%

当金庫の特性

- 景気変動に左右されない金融スタンス
- 中小企業組合等を通じた面的な支援機能
- 全国・海外ネットワークを活かしたソリューション提供力
- 短期資金を含めた幅広い金融機能
- 中立性を活かしたコーディネーター機能

Contents

トップメッセージ	2
ビジネスモデルの 実現に向けて	4
財務ハイライト	24
適正な業務運営の仕組み	29
商品・サービス一覧	45
財務データ	47
自己資本の充実の状況等	95
報酬等に関する開示事項	159
ディレクトリー	163

▶ 持続可能な資金調達方法
の確立

▶ 経営の合理化

▶ 態勢の整備

～持続可能な
ビジネスモデルの確立に向けて～

人を思う。
未来を思う。

2021年度

連携

地域金融機関

外部機関

重点分野の貸出残高

A	1兆6,000億円
B	9,600億円
C	3,500億円
D	2,000億円
合計	3兆1,100億円

目標とする経営指標

業務粗利益	1,150億円
業務純益	460億円程度
当期純利益	175億円程度
OHR	60%程度

我が国産業の課題

- 少子高齢化・人口減少
- IoT、ビッグデータ、AI等の活用
- 消費者ニーズの多様化・経済のグローバル化

地域経済の課題

- 産業の集約、再編が不可避
- 生産性向上への対応
- 脱下請化に向けた新事業展開や海外進出
- SDGs意識の高まりによるビジネスチャンスの拡大

金融機関の課題

- マイナス金利の影響を受けた金融機関同士の競争激化
- 地域金融機関の経営統合
- Fin-Tech市場の拡大(仮想通貨、ソーシャルレンディングなどの活用)
- 他業種との競合や連携

重点分野

- A 財務構造改革支援
- B 事業再生・経営改善支援
- C 産業構造の変革への挑戦支援
- D 新産業への挑戦や創業支援

ビジネスモデルを支える 仕組み

- 募集債の販売推進
- 法人預金の受入推進
- リテール預金の非対面取引推進とキャンペーンの分散化
- 営業窓口業務の生産性向上
- バックオフィス業務の見直し
- 店舗機能の見直し
- 人員・コストの最適化
- リソースの再配分
- コンプライアンス意識の立て直しと不正防止に向けた取組み強化
- 信用リスク管理の高度化
- 営業店業績評価の再構築
- 人事制度の見直し
- 人材育成の強化

■ ご挨拶

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

商工中金は、危機対応業務の不正行為事案等を踏まえ、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス体制の強化等を踏まえて、2018年5月22日に主務省に提出しました「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」の実行計画として、同年10月18日に中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定いたしました。

本プログラムに沿って、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど商工中金ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開し、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでいるところです。

変わらない使命のために、変わり続け、本プログラムを迅速・着実に実行していくことで、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

■ 金融経済環境

2018年度のわが国の景気は緩やかな持ち直し基調となりましたが、年度後半には減速傾向が見られました。内需は自然災害要因による一時的な減速を伴いながらも緩やかに持ち直した一方、外需は海外経済の成長鈍化に伴い、徐々に弱含みとなりました。

中小企業の動向については、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、製造業の景況感には減速感が見られた一方で、非製造業の景況感の高水準を維持しています。商工中金の「中小企業設備投資動向調査」では、中小企業の設備投資意欲には改善が見られました。一方、雇用の不足感が高まっており、人件費負担の増加が懸念されています。

■ 2018年度の回顧

2018年度は、中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定し、役員が全営業店を訪問し

て改革の理念を共有するとともに、新たなビジネスモデルの実現に向け以下の通り取り組んでまいりました。

まず、重点分野の取組みについては、深度ある対話による事業性評価を起点に、お取引先のニーズに応じた資金支援を契機とした財務構造改革と本業支援を同時遂行的に行うことで企業価値向上を支援しました。債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援しました。産業集約化やビジネスモデルの変革に取り組むお取引先に対し、産業再編M&A、海外展開支援等、商工中金の国内外のネットワークを活用したソリューション提供を実施しました。新たな成長が期待される分野に挑戦するお取引先や創業間もないお取引先に対し、投融資と本業支援一体の与信を実施し、地域の金融機能の高度化に取り組まれました。

ビジネスモデルの実現を支える仕組みを構築するため、募集債・法人預金・リテールの三本柱のバランスを踏まえて、持続可能な資金調達方法の確立に取り組まれました。また、改革の早期実現に向けてプロジェクトチームを設置して、既存業務の廃止・効率化による事務のスリム化、店舗機能の見直し、バックオフィス業務のコスト低減をはじめとする経営合理化に向けた検討を実施しております。

また、ビジネスモデルの実現に向けた態勢整備として、コンプライアンス意識の立て直しや不正防止に向けた取組みを強化しています。

収支につきましては、資金運用収益が減少したこと等から、経常利益は307億円、当期純利益は144億円となりました。

この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

■ 今後の業務運営

景気は、海外経済の成長や雇用・所得環境の改善を受け、内需を中心にプラス成長が続く見込みである一方、景気減速の動きを受け、中小企業の景況感には改善に足踏み感が見られます。また低金利環境の継続により、金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、自立した持続的なビジネスモデルの構築に向けた取組みを一層加速させる必要があります。

そうした状況を踏まえ、商工中金においては、経営支援総合金融サービス事業へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献するという基本的な考え方の下で中期経営計画の諸施策を推進し、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

まず、重点分野への取組みについては、ビジネスモデルの前提である事業性評価を通じてお取引先の課題やニーズ把握を深掘りするとともに、地域金融機関や外部専門機関との連携・協業を密にしながら、商工中金の特長を活かしたソリューションを提供できる体制整備と高度化を図ってまいります。

ビジネスモデルを支える仕組みを構築するため、ペーパーレス化やシステム化等による営業部門・バックオフィス部門の抜本的な業務改革、店舗統合等による店舗運営コストの低減、持続可能な資金調達方法の確立に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識の立て直しや内部管理態勢の強化に引き続き取り組むとともに、ビジネスモデルと連動して職員が能力を最大限発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進に取り組んでまいります。

こうした取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

■ むすび

中小企業金融の円滑化と中小企業の成長・発展に貢献するという原点に立ち返り、必要な改革を迅速に実施し、役職員一丸となって、取り組んでまいります。

皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年7月

株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長

関根 正裕



■ 中期経営計画（商工中金経営改革プログラム）

概要

プログラムの位置づけ

- 中期経営計画は、2018年5月22日に主務省に提出いたしました「業務の改善計画」の内容を着実に実行していくための実施計画です。
- 商工中金は、この計画に基づき、中小企業のための金融機関という使命、役割を果たしていくという本来の姿に「原点回帰」し、真にお客さまのニーズ起点・お客さま目線での業務運営に転換していきます。

KPIの設定

- 中期経営計画に基づき、商工中金の特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開し、持続可能なビジネスモデルを確立していくため、主要な施策に対してKPIを設定し、その進捗状況を公表していきます。
- KPIは、お客さまのニーズにお応えした結果をモニタリングするための指標として捉え、ビジネスモデルの確立に向けて、適切にPDCAサイクルを回していきます。



「経営支援総合金融サービス事業」を展開

基本的な考え方

企業価値向上

長期的な視点から景気変動等に左右されることなく、中小企業・中小企業組合に寄り添い、信頼関係を構築・深化させることで、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションを効果的に提供し、企業価値向上に貢献していきます。

持続可能性

付加価値の高い業務を通じ、トップライン（資金利益、役務収益）を確保するとともに、聖域のない経営合理化を進めることにより、自立した持続可能なビジネスモデルを実現し、商工中金の企業価値向上に取り組みます。

構造改革

金融業界を取り巻く経営環境は一層厳しさが増すため、役職員一体で危機感を共有の上、未来志向の構造改革を進めます。

社会的課題解決

SDGs等の地域的・社会的課題に向けた取組みを実践し、我が国の発展に貢献していきます。

課題の共有

- 中期経営計画を実施する前提として、商工中金の取引スタンスにかかる考え方等をお客さまに丁寧に説明し、対話を通じて課題を共有していきます。
- この過程を通じて、お客さまとの強固なリレーションを築いてまいります。

商工中金の考え方

- ① 真にお客さま本位で長期的な視点から中小企業及び中小企業組合の価値向上 (=「共通価値の創造」) に貢献することが目的であり、事業性評価に基づく融資や本業支援により、「財務CFと営業CFの改善」に継続的に取り組みます。
- ② 財務CF改善と営業CF改善に取り組むため、お客さまとの対話と現場の実査に基づいて事業性評価の一丁目一番地 (入口) である正常運転資金 (=営業CFの源) をまずは適切に把握します。
- ③ 安定した取引スタンス、ぶれない姿勢を示しつつ、「財務CF改善」に加え「営業CF改善」に向けた本業支援に取り組むことにより、お客さまとの強固な「信頼関係」の構築に継続的に取り組みます。

KPI

◆ 商工中金のビジネスモデルを共有した取引先数

53,698先・79.8% (19.3期)

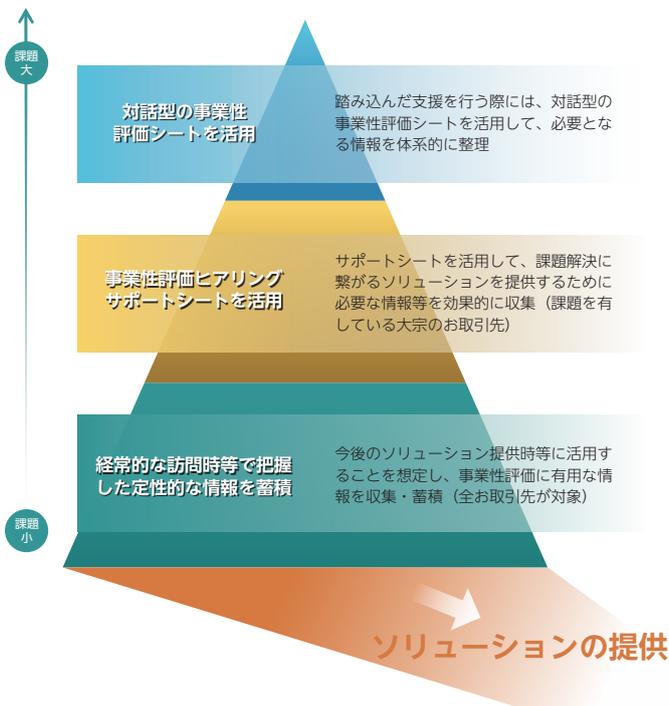
◆ 事業性評価を通じて正常運転資金を把握した取引先数

26,076先・38.8% (19.3期)

※パーセンテージは、商工中金がビジネスモデルの共有が必要と判断した取引先数に対する割合

事業性評価の取組み強化

- 事業性評価を経営支援総合金融サービス事業の起点と位置付け、全社的な取組みを強化。



事業性評価の取組み

- 事業性評価を「経営支援総合金融サービス」を展開していくための入り口として再定義し、お取引先ニーズ起点で課題共有を図り、課題や情報を体系的に蓄積していくことで提供するソリューションの高度化に努めています。
- 外部機関とも連携して研修を強化し、職員の事業性評価のスキルアップを図るとともに、ローカルベンチマークを参照した事業性評価ツールなども活用して、事業性評価の取組みを強化しています。
- 2018年度は、約40%のお客さまに対して事業性評価 (正常運転資金の把握) を実施し、課題を共有しました。早期に全てのお客さまと課題を共有できるよう、継続して取り組んでまいります。

KPI

◆ お客さまと共有した課題・ニーズの件数

85,491件 (19.3期)

◆ ローカルベンチマークの取組件数

※2019年度からの施策のため、次年度以降から公表

◆ 経営者保証GLに基づく無保証貸出比率 (長期貸出)

35.8% (19.3期)

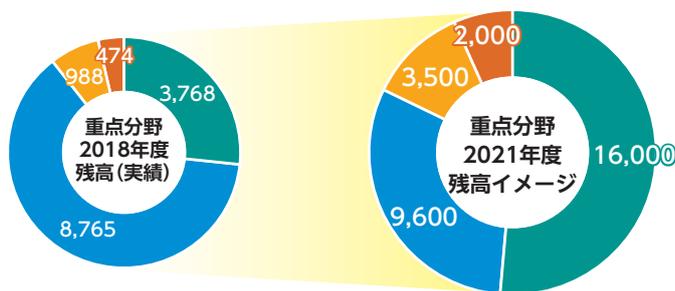
ファイナンス支援

取組み内容

- 重点的に取り組む分野をAからDゾーンと定義。商工中金の特性を活かしつつ、顧客のニーズや課題に応じたファイナンスの提供に注力します。

Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	Dゾーン
財務構造改革支援	事業再生・経営改善支援等	産業構造の変革への挑戦支援	新産業への挑戦や創業支援
事業性評価を起点に、財務構造改革を実施したのち、本業支援を行うことで、企業価値向上を支援。	債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援。	業界集約化やビジネスモデルの変革（脱下請け化、海外展開）を行う企業に対し、産業再編M&A、海外展開支援等を実施。	フロンティア分野（航空機、ロボット、高度IT）に挑戦する企業や創業から間もない企業に対し、投融資と本業支援一体の支援を実施し、地域の金融機能の高度化に取り組む。

■Aゾーン ■Bゾーン ■Cゾーン ■Dゾーン (単位：億円)



KPI ※実績値はすべて19.3期

- ◆Aゾーン支援件数 4,331件
残高 3,768億円
- ◆Bゾーン支援状況
経営改善計画策定支援件数 543件
リファイナンス支援件数 578件
- ◆Bゾーン先のランクアップの状況
ランクアップした取引先 532先・13.7%
- ◆Cゾーン支援件数 238件
残高 988億円
- ◆Dゾーン支援件数 309件
残高 474億円

KPI一覧

- ソリューション提供（ファイナンス支援）

		2017年度	2018年度	2021年度見込
Aゾーン	取組件数	—	4,331件	4,000件
	取組金額	—	4,335億円	4,000億円
	貸出残高	—	3,768億円	16,000億円
Bゾーン	計画策定支援	—	543件	2,150件
	リファイナンス	—	578件	1,400件
	ランクアップ数・率	—	532先・13.7%	—
	貸出残高	—	8,765億円	9,600億円
Cゾーン	取組件数	—	238件	750件
	取組金額	—	394億円	750億円
	貸出残高	—	988億円	3,500億円
Dゾーン	取組件数	—	309件	800件
	取組金額	—	112億円	400億円
	貸出残高	—	474億円	2,000億円

K P I 一 覧 (そ の 他)

● 前提・事業性評価

	2017年度	2018年度
商工中金のビジネスモデルを共有した取引先数	—	53,698件
事業性評価を通じて正常運転資金を把握した取引先数	—	26,076件

	2017年度	2018年度
お客さまと共有した課題・ニーズの件数	—	85,491件
経営者保証GLに基づく無保証貸出比率	—	35.8%

● ソリューション提供 (本業支援)

	2017年度	2018年度
事業承継支援件数	162件	198件
M&A支援件数	9件	17件
ビジネスマッチング支援件数	205件	383件
海外与信先数	1,159先	1,106先
海外現地法人の課題・ニーズ把握件数	2,034件	2,550件
組合事務局長会議開催件数	4件	86件

● 体制・人材

	2017年度	2018年度	2021年度目標
同行訪問件数 (経営ソリューション本部)	2,926件	4,469件	—
事業性評価外部資格取得率	39.4%	60.2%	80.0%
事業承継外部資格取得率	30.7%	46.4%	80.0%
内部資格取得者数 (ソリューション)	88名	122名	130名
内部資格取得者数 (経営改善)	—	93名	80名

● 地域金融機関との連携・協業

	2017年度	2018年度
地域金融機関等への訪問件数	—	967件
業界団体との意見交換会開催件数	—	10件
連携・協業件数 (ソリューション提供)	—	515件
協調融資件数	—	1,032件

● 収支の状況

	2017年度	2018年度
OHR	65%	71%
経常利益	569億円	307億円

● アウトカム (CFの改善)

	2017年度	2018年度
営業CF改善先数	—	147先
財務CF改善先数	—	2,825先

● アウトカム (与信費用の低減)

	2017年度	2018年度
破綻懸念先以下⇨ 要注意先以上	—	▲47億円
要注意先⇨ 正常先	—	▲37億円

重点分野への取組み

Aゾーン【財務構造改革支援】

商工中金は、事業性評価を経営支援総合金融サービス事業の起点と位置付けています。お客さまとの信頼関係を深め、事業内容を理解し、将来の成長可能性を把握するため、状況に応じたヒアリングや商流把握等を実施し、体系的に蓄積した情報を与信時やソリューション提供時の判断に活用していきます。

商工中金は、深度ある対話による事業性評価を通じて、お客さまの課題を的確に把握し、そのニーズを踏まえ、抜本的な解決に繋がるリファイナンス、運転資金需要に合わせた当座貸越、期限一括償還型貸出等での資金対応を契機とした財務CFの改善による財務構造改革に取り組みつつ、併せてビジネスマッチング等により営業CFの改善に繋がる本業支援にも取り組んでいきます。

①財務構造改革（調整・呼び水機能を発揮するためのシンジケートローン組成等）

商工中金は、お客さまの約定返済付の長期借入金をコミットメントラインや当座貸越などの短期借入金に切り替え、キャッシュフローと年間返済額のミスマッチを解消し、本業に専念できる環境を作り出していきます。また、このようなリファイナンス等の財務改善ニーズに対しては、地域金融機関等との連携によるシンジケートローンを活用しています。なお、これまでに商工中金が組成したシンジケートローンの参加招聘行は186行を数えます。

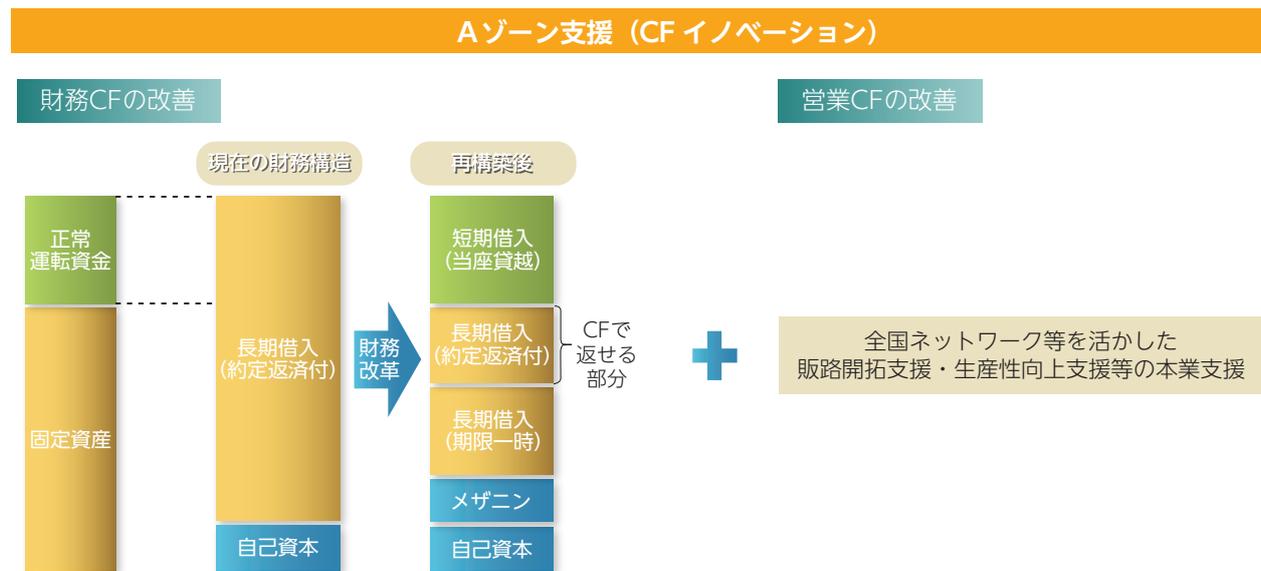
②ビジネスマッチング（販路拡大支援・生産性向上支援）

商工中金は、国内外のネットワークやお客さま組織（中金会やユース会）を活用し、売上増加や仕入れコスト削減等、お取引先の企業価値向上につながるビジネスマッチング業務を強化していきます。

※中金会とはお取引先により組織された団体で、国内・海外に103団体あり、約17,000社の会員を擁しています。

※ユース会とはお取引先の若手経営者により組織された団体で、全国に88団体あり、約6,100名の会員を擁しています。

ビジネスモデルの実現に向けて
▼重点分野への取組み



取組事例

外部機関と連携して、コーヒーの販売業者をサポート

サザコーヒー株式会社（茨城県ひたちなか市）は、県内を中心に喫茶店14店舗を構えるコーヒーの販売業者で、南米にコーヒー農場を持つなど、積極的に事業を展開しています。同社は、さらなる成長のため、店頭販売以外の販路を拡大する計画を策定しました。

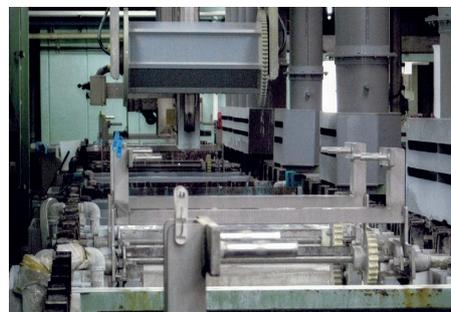
商工中金は、工場見学や対話を通じた事業性評価を実施し、生産工程や事業承継などの課題に対して、よろず支援拠点や提携税理士の紹介を行いました。また、長期借入金の返済額と営業キャッシュフローのミスマッチを解消するため、短期継続融資（当座貸越）を導入し、本業支援と財務改善を一貫してサポートしました。



財務キャッシュフローの改善を通じて、事業承継に向けた取組みをサポート

株式会社池田車輻製作所（東京都大田区）は、自動車やスマートフォン等の電子部品のめっき加工業者で、金、銀、ニッケルなど多品種小ロットに対応しています。同社は、将来的な事業承継を見据え、安定的な収益基盤を築くため、旧本社工場跡地を活用した賃貸アパートの建設を検討していました。

商工中金は、旧本社工場の取壊しや土壌浄化に必要な資金を融資するとともに、将来にわたり資金繰りの安定を図るため、既存借入金の一括リファイナンスを実施し、財務キャッシュフローの改善をサポートしました。



長期期限一括償還型の資本金劣後ローンにより、資金繰り安定化をサポート

株式会社万浄匠（東京都調布市）は、道路側溝等のコンクリート二次製品やエクステリア材等の販売業者で、大手ホームセンターへの販路を確立しています。同社は、2017年及び2018年に九州北部を襲った大雨により営業所が被災したため、復旧に向けた投資を検討していました。

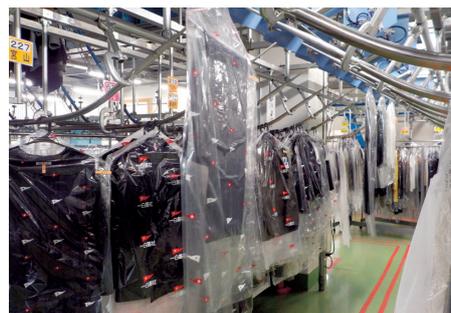
商工中金は、同社のビジネスモデルや経営方針についての理解を深めるため、対話を通じた事業性評価を実施しました。キャッシュフローの改善を図るため、期間10年期限一括償還型の資本金劣後ローンと短期継続融資（コミットメントライン）によるサポートを行いました。



地域金融機関と連携して、リファイナンス型のシンジケートローンを組成

白星社クリーニング株式会社（兵庫県神戸市）は、県内を中心に46店舗を構えるクリーニング専門業者で、洗浄や仕上げ技術の高さに定評があります。同社は、さらなる成長のため、無人型店舗への設備投資を検討していましたが、既存の借入金の返済額と、営業キャッシュフローのミスマッチが課題となっていました。

商工中金は、同社の設備投資と資金繰り安定を両立させるため、メインの地域金融機関と協調し、新たな設備資金を含めたリファイナンス型のシンジケートローンを組成し、同社の成長戦略をサポートしました。



Bゾーン【事業再生・経営改善支援等】

商工中金は、これまでも一貫してお客さまの事業再生と経営改善支援を行ってまいりました。また、中期経営計画においては、商工中金が能動的・主導的に支援を行う先として、メイン・準メイン先等のお客さま約4,000社を選定いたしました。今後も経営改善計画の策定支援や予実管理を踏まえ、適切なソリューションを提供し、お客さまの企業価値向上に貢献していきます。

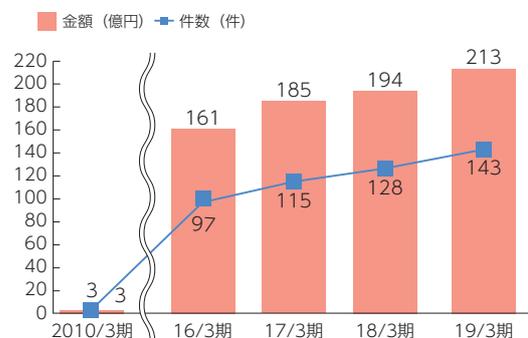
また、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関、よろず支援拠点や顧問税理士等の外部機関との連携を強化し、地域金融機関との協調を通じて中小企業等の皆さまの企業価値向上に取り組んでいきます。

ビジネスモデルの実現に向けて
▼重点分野への取り組み

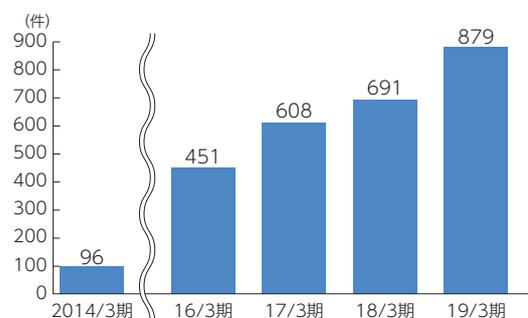
～これまでの再生支援への取り組み～

2001年 7月	事業再生支援貸付（DIPファイナンス）取扱い開始
2004年 1月	経営支援室 設置
2004年 3月	DDS第1号案件を実行（日本初）
2006年 3月	償還条件付DES取扱い開始
2012年11月	再生支援プログラム創設
2013年10月	リファイナンス制度取扱い開始
2018年 6月	経営サポート部 設置

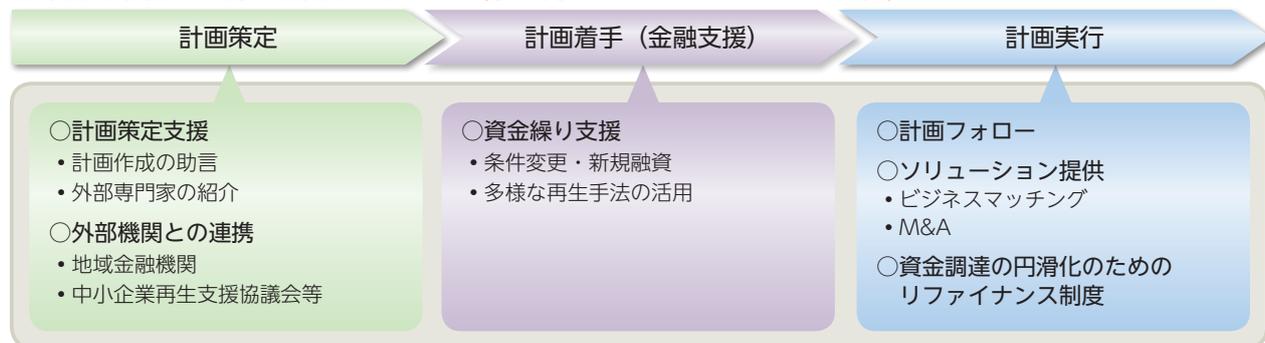
<DDSの取組実績（累計）>



<リファイナンス制度の取組実績（累計）>



過年度の取組み：再生支援プログラム（事業再生ノウハウのパッケージ化）



取組事例

資本的劣後ローンの導入により、再生計画の遂行をサポート

A社は、乳製品の製造販売業者です。過去、多角化に失敗したため収益が低迷し、債務超過に陥っていました。同社は、再建に向けた経営改善計画を策定し、業績の改善に努めてきました。

商工中金は、取引金融機関と協調し、再建計画に基づく返済緩和等の支援を行ってきました。今回、一定の業績改善が図られ、債務超過解消への道筋が付いたため、金融取引の正常化を図るべく、地域金融機関との調整を行い、資本的劣後ローンを導入しました。本件により、同社の資本増強を図るとともに、地域金融機関との協調体制を確立し、同社の再建計画をサポートしました。

中小企業再生支援協議会と連携し、金融取引の正常化をサポート

B社は、機械やプラント設備等の敷設工事請負業者です。過去の過大な設備投資により、多額の借入金の返済が課題となっていました。同社の借入金の一部はサービサーに売却されましたが、中小企業再生支援協議会の下で、債務整理を行い、経営改善に努めた結果、徐々に業績が改善してきました。

商工中金は、定期的な情報交換により連携を深めていた同協議会の紹介を受け、同社に対し、経営者との対話や現場の訪問等を通じた事業性評価を実施しました。また、同協議会とともに他の金融機関への働きかけを行い、金融取引の正常化のためのリファイナンスに取組み、同社の事業再生をサポートしました。

地域金融機関と協調し、金融取引の安定化をサポート

C社は、総合水処理プラント業者です。過去、リーマンショック等の経済危機の影響を受け、受注が減少し、業績が悪化していました。また、本社移転による地理的な問題からメインバンクの支援が十分得られなくなり、銀行取引体制の再構築が急務となっていました。

商工中金は、同社との取引はなかったものの地域金融機関よりリファイナンス型シンジケートローンの参加招聘を受け、対話や現場訪問を通じた事業性評価を実施しました。本シンジケートローンへの参加を通じて、同社の新たな金融取引体制の構築に貢献しました。

メインバンクとしてDDSを主導し、事業者の再生をサポート

D社は、地域トップのタクシー事業者です。多角化の失敗や過剰投資により、抜本的な金融支援が不可欠な状況にありました。

メインバンクの商工中金は、資産売却や不採算事業の停止など経営合理化に向けた議論を主導し、経営改善計画の策定支援を行うとともに、中小企業再生支援協議会や取引金融機関との調整も実施しました。その結果、全ての金融機関が計画に同意し、抜本的な金融支援策として協調してDDSを導入しました。本件により、財務基盤の強化と金融機関の協調体制を確立するとともに、同地域の雇用維持にも貢献しました。



Cゾーン【産業構造の変革への挑戦支援】

Dゾーン【新産業への挑戦や創業支援】

商工中金は、地域経済への影響力を有する地域中核企業等がリスクの高い事業に乗り出そうとする取組みや、再編及び新たな成長が見込まれる産業に対し、全国ネットワークを活用したソリューション提供等を行っていきます。また、中小企業の多様化する海外展開ニーズに対応するため、北中米、ASEAN、中国を重点地域と位置付け、ニューヨーク支店を活用した地域金融機関との連携強化や、現地政府機関や現地銀行とのアライアンス強化等を行っています。

これに加えて、フロンティア分野（航空機、ロボット、高度IT）に挑戦する企業や創業から間もない企業に対し、投融資と本業を一体で支援し、地域の金融機能の高度化に取り組んでいます。

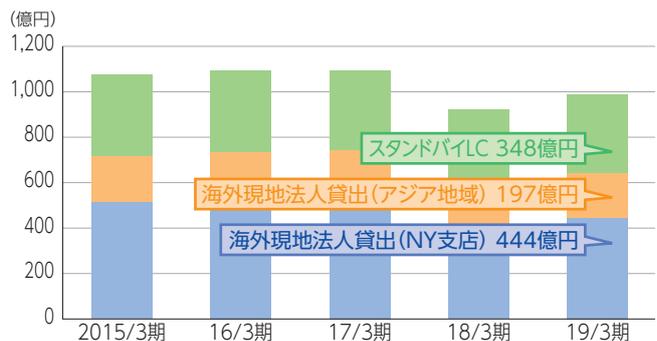
■ 海外展開支援

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、1996年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンドバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

海外向け金融サービス残高推移（現地法人貸出、スタンドバイLC）



■ 商工中金の海外ネットワーク

商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の政府機関・金融機関等と業務提携を行っており、こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしています。

- 海外提携機関
- ・タイ投資委員会 (BOI)・フィリピン貿易産業省 (DTI)
 - ・ベトナム外国投資庁 (FIA)・スタンダード・チャータード銀行 (英国)
 - ・バンコック銀行 (タイ)・交通銀行 (中国)
 - ・バンク・ネガラ・インドネシア (インドネシア)
 - ・リザール商業銀行 (フィリピン)・上海市外国投資促進センター (中国)
 - ・南通市経済開発区 (中国)・平湖経済開発区 (中国)
 - ・広州開発区投資促進局 (中国)・佛山市南海区経済促進局 (中国)

海外拠点と職員の派遣先



ビジネスモデルの実現に向けて
▼重点分野への取組み

取組事例

ジェットロと連携し、米国での新設現地法人の立ち上げをサポート

藤精機株式会社（山梨県中巨摩郡昭和町）は、スマートメーターなどの精密金属加工業者で、地域未来牽引企業にも認定されています。

同社は、経済産業省主催の「シリコンバレーミッション」への参加を契機に米国スタートアップ企業の試作品製造に取り組むため、米国現地法人の設立を検討していました。商工中金は、同社との継続的な対話を通じて、事業性評価を実施するとともにジェットロと連携し、米国現地法人の設立をサポートしました。また、商工中金ニューヨーク支店より事業開始に必要な資金を米ドル建てで融資しました。



ビジネスモデルの実現に向けて
▼ 重点分野への取組み

東南アジアのリゾート需要を取り込むホテル運営者をサポート

株式会社勝浦ホテル三日月（本社：千葉県勝浦市）は、親子三世代が楽しく過ごせるスパ&リゾートホテルの運営業者です。

同社は、成長する東南アジアのリゾート需要を取り込むため、ベトナムのダナン市に露天風呂等の日本文化を取り入れた五つ星ホテルを中心とした複合施設の建設を検討していました。商工中金は、同国の投資規制等の情報提供やダナン市が主催する千葉県初の投資セミナーを同社と共催するなど、伴走型のサポートに取り組みつつ、シンジケートローンを活用してホテル建設資金の調達をサポートしました。



創業間もない最先端技術の研究開発を行うベンチャー企業をサポート

ピクシーダストテクノロジーズ株式会社（東京都千代田区）は、超音波や光の制御技術の研究開発するベンチャー企業です。筑波大学との共同研究により、多くの知的財産を保有するスキームを構築し、経済産業省が推進するJ-Startup企業にも認定されています。

商工中金は、決算実績や担保・保証のみに依拠することなく、同社が保有する技術や成長性に着目。技術の有用性を見極めるため、大学、出資者、取引先など数多くの関係者にヒアリングを行い、対話を通じた事業性評価を実施しました。期限一括償還型の融資スキームを構築し、創業初期の同社の資金繰り安定化に貢献しました。



地域金融機関との協調により、小水力発電に取り組む事業者をサポート

東北小水力発電株式会社（秋田県秋田市）は、小水力発電装置の研究開発業者で、廃車となったハイブリッド自動車の電源装置を再利用した、低コストかつ高効率な小水力発電システムの開発に取り組んでいます。

商工中金は、同社の保有する技術や成長性を見極めるため、地方公共団体、外部有識者、大手企業や大学など、数多くの関係者にヒアリングを行い、対話を通じた事業性評価を実施し、本事業に必要な資金を秋田県信用組合と協調して融資しました。

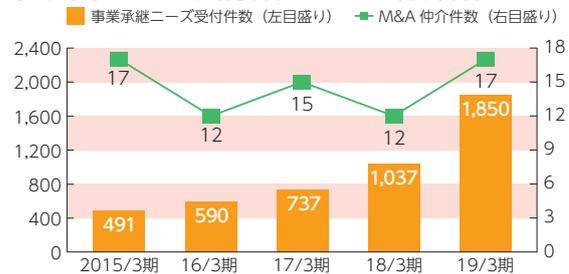


事業承継・M&A

商工中金の全国ネットワークとお取引先とのリレーションを活用した事業承継支援やM&Aなどに積極的に取り組んでいます。

事業承継・M&Aは、経営者高齢化や後継者不在など、早期の事業承継対策が必要な企業が数多くみられ、また対策への関心も高まっています。これらのお取引先ニーズに対し、各種情報提供や事業承継に必要な資金調達への支援を行うほか、税理士等の外部機関と連携しながら、M&Aを含めた、問題解決に向けた総合的なサポートに積極的に取り組んでいます。

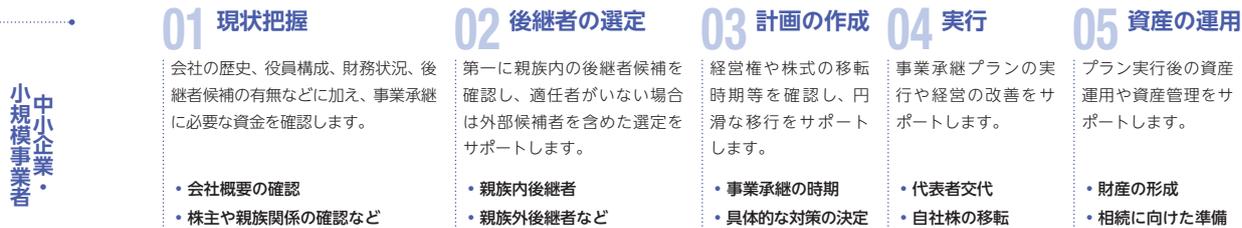
事業承継ニーズ受付件数・M&A仲介件数



事業承継・M&Aのサポート

商工中金は、中小企業・小規模事業者オーナーが抱える事業承継問題に取り組んでいます。事業承継問題の解決には、長い準備期間を必要とする場合もあり、事業者の経営計画の一環として、対策を講じる必要があります。

商工中金は、グループの総合力を活かしすべてのフェーズにおいて、お客さまの円滑な事業承継のサポートを行っています。



事業承継の進め方



連携

外部専門家との連携

取組事例

商工中金の全国ネットワークを活かし、M&Aによる事業承継をサポート

E社は、九州エリアを拠点とする金属加工業者です。後継者が不在のため、MBO（経営陣による企業買収）を検討していましたが、計画通りに進まず難航していました。商工中金は、同社の事業承継の意向を丁寧にヒアリングし、M&Aスキームを視野に入れていることを把握しました。マッチング候補先に関西エリアを拠点とする産業機器製造業者F社を選定し、両社の橋渡しを行いM&Aを成功させました。

商工中金の強みである全国ネットワークを活かし、事業の存続を望むE社と九州エリアへの進出を希望するF社のマッチングが実現しました。

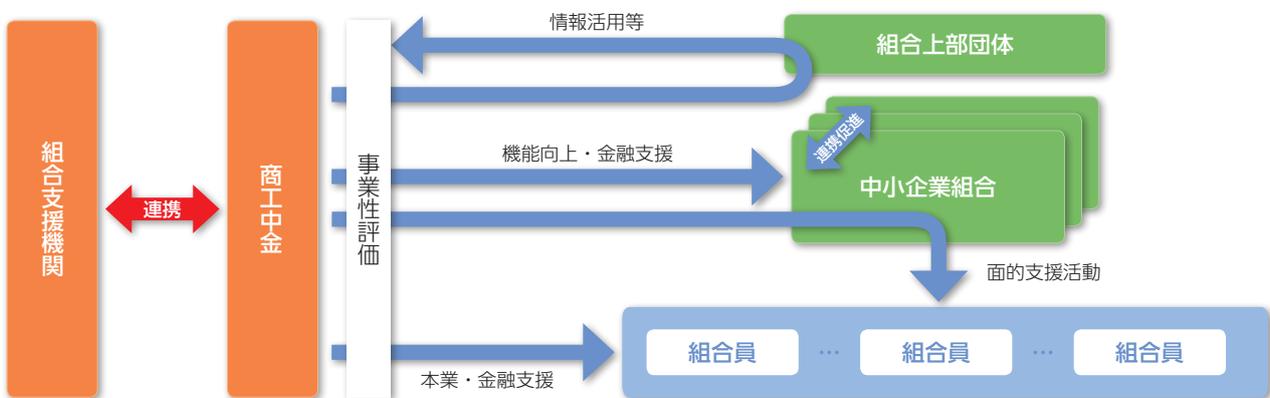


■ 組合支援

中小企業組合は、共同事業を通じた個々の組合員の生産性向上、地域資源を活用した域外需要の開拓、情報発信機能など、地域経済活性化のための有効な課題解決機能を有する存在です。

商工中金は、事業性評価の取組みを通じ、中小企業組合や組合員と課題を共有しながら、事業の円滑な承継、生産性向上、事業再生、財務改善、新事業進出等の様々なニーズに対し、商工中金ならではのソリューションを提供することで、組合や組合員の価値向上に取り組んでいきます。

中小企業団体中央会や中小企業基盤整備機構等の組合支援機関とも連携しながら、上記課題やニーズ等に応えることはもとより、団地組合の建替・再整備等の資金ニーズ等にも応えていくことで、商工中金ならではの「地方創生」に取り組めます。



取組事例

集客力の向上と組合員の生産性向上に取り組む協同組合をサポート

協同組合宮古市魚菜市场（岩手県宮古市）は、地域の小売業者や農産直売業者等18社で構成され、地元特産品のマーケットを運営しています。長年、市民の台所として親しまれてきましたが、施設の老朽化が進み、地域住民や観光客の集客に課題を抱えていました。同組合は、集客力の向上と組合員の生産性向上を図るため、地元で水揚げされる新鮮な魚介類をその場で食べられるバーベキュー会場や場内のWi-Fi整備に加え、キャッシュレスにも対応できる施設のリニューアルを計画しました。

商工中金は、同組合に対し、設備投資計画の策定や高度化資金の調達にかかるアドバイスをを行うとともに、リニューアルに必要な資金を融資しました。

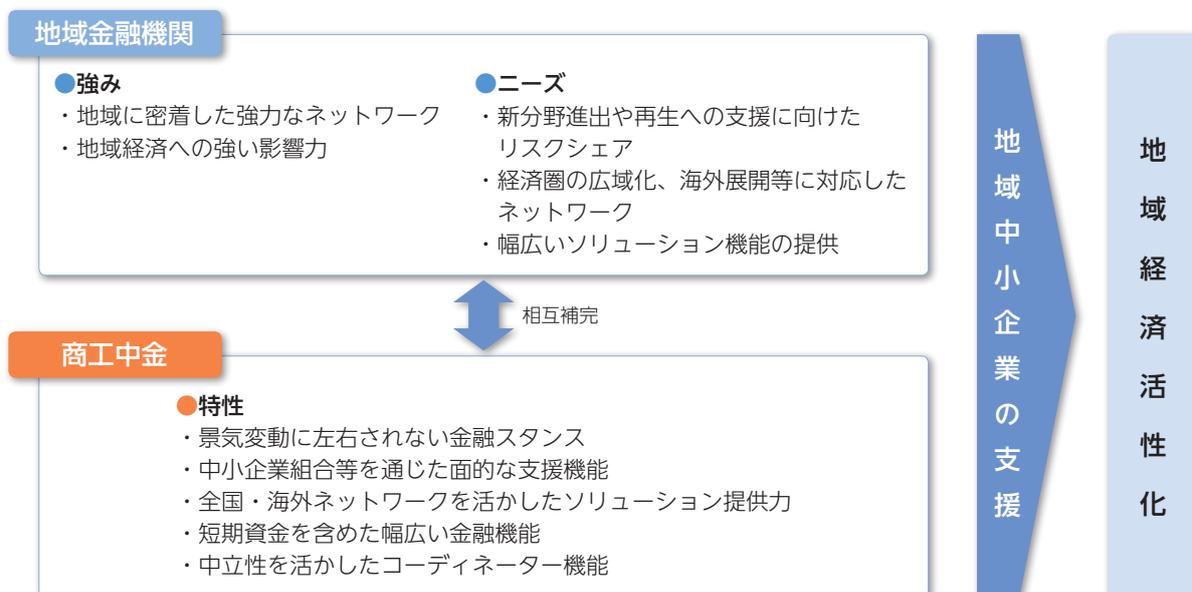


■ 地域金融機関との連携

商工中金は、地域金融機関やその業界団体を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の金融円滑化と地域経済の活性化を協調して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携を業務運営の基本の一つとして取り組んできました。

今後は、2018年6月21日付で新たに設置した地域連携推進室を中心に、全営業店に設置した地域金融機関や地方公共団体等に対する「連絡窓口」を通じて、地域金融機関との信頼関係を構築し、連携・協業を一層推進していきます。

具体的には、再生支援、新事業進出、大規模投資や経営改善支援における金融取引見直しでのリスクシェアを推進していく他、シンジケートローンのエージェントやM&A等の業務ノウハウ、及びビジネスマッチング・M&A等のプラットフォームの共有、海外拠点を活用した連携等に取り組んでいきます。



業務協力文書締結実績 (2019年3月)

業務協力文書締結状況	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
地域金融機関数	64	40	259	146	509
業務協力文書締結先数	61	39	240	113	453

取組事例

地域金融機関と連携して、地域のインフラを支える海運業者をサポート

共同組海運株式会社（鹿児島県鹿児島市）は、鹿児島県の本土と奄美群島を結ぶ内航海運業者で、離島で必要とされる生活関連物資や建設資材などの運搬を担い、島民のライフライン支えています。同社は、燃料高騰などの影響を受けて、2013年5月に民事再生の申立に至りました。その後、経営の改善に取り組み、2017年5月に民事再生手続終結の決定を受けましたが、将来の設備投資を円滑に進めるため、既存の民事再生債務のリファイナンスによる金融取引の正常化が課題となっていました。

商工中金は、同社の課題やニーズを共有するV (Value up) レポートを活用した事業性評価を行った上で、南日本銀行と協調して、期限一括償還貸付等を実施し、同社の金融取引正常化をサポートしました。



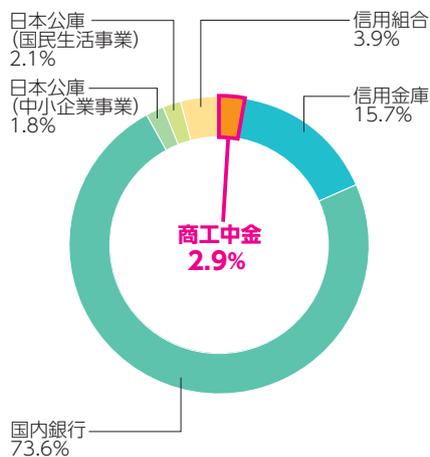
■ セーフティネット機能の発揮

地震や台風などの自然災害の他、受注元の破綻・事業制限、その他大規模な経済変動等の際し、商工中金は中小企業の資金繰り支援に全力をあげて取り組んでいます。

■ 安定した取引スタンス

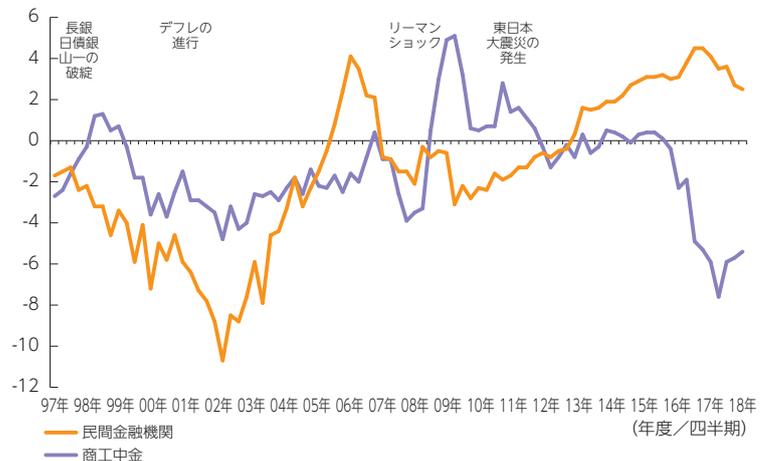
商工中金は、中小企業の皆さまとの日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕や思いなど、経営の実態を熟知しながら、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な取引スタンスを維持しつつ、企業ニーズに即した機動的なサービスの提供に努めています。

■ 中小・中堅企業向け融資に占める 商工中金の割合 (2018年12月末時点)



・国内銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等。
(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、日本政策金融公庫、全国信用組合中央協会

■ 商工中金の貸出と民間金融機関の 中小・中堅企業向け貸出増減率の推移 (前年同期比増減率、%)



・民間金融機関は国内銀行、信用金庫、信用組合の合計。国内銀行は中小企業・中堅企業向け貸出、信用金庫は法人向け貸出、信用組合は貸出総額を用いた。
・2018年度第3四半期までの推移。
(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、全国信用組合中央協会

■ 商工中金の取組み

本年は大阪北部地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等、数多くの災害が発生しました。

商工中金はこれらの災害に対し、主務省の要請を受けた特別相談窓口及び商工中金独自の相談窓口を開設し、被災者に対して懇切丁寧な相談対応にあたるとともに独自の災害復旧資金などの融資制度を措置しセーフティネット機能の発揮に取り組みました。

懇切・丁寧かつ迅速な相談対応

- ・特別相談窓口
- ・商工中金独自の相談窓口

中小企業の資金繰り支援

- ・商工中金独自の災害復旧資金
- ・信用保証協会制度の活用

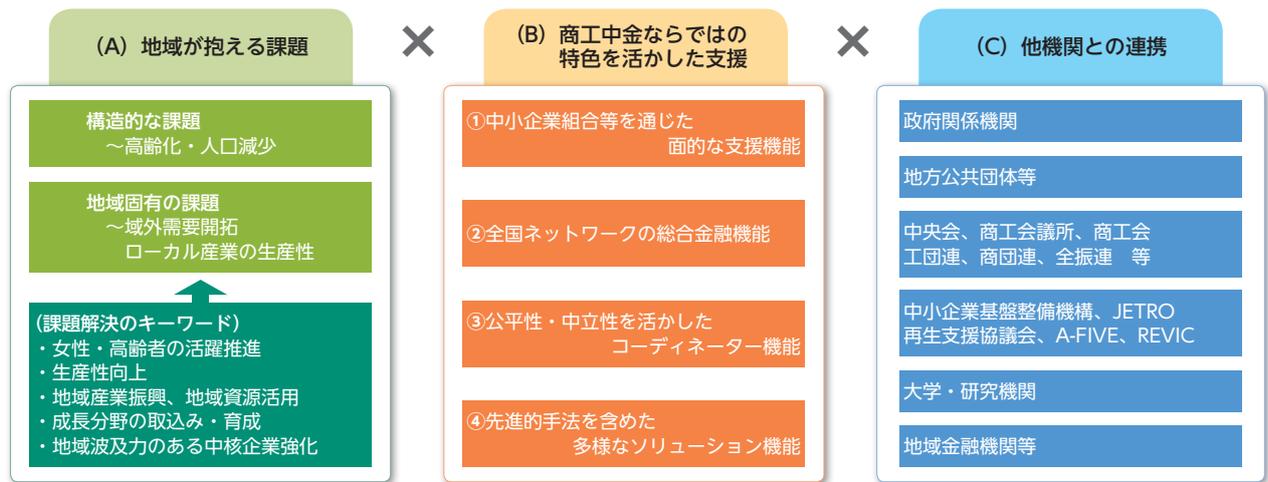
■ 中小企業の企業価値向上へのサポート

地域活性化支援

■ 地域活性化支援

商工中金は、地域が抱える構造的な課題や地域固有の課題に対して、商工中金ならではの特色を活かした支援を図ることで、全国津々浦々で地域の特性に応じた地域活性化を支援しています。

各営業店で、地方公共団体や関係機関と連携しながら、取引先中小企業等の成長や再生支援等を通じた地域活性化に取り組んでいます。



■ 地域活性化支援の取組み

新分野へ進出する新設組合をサポート (酒田支店)

- ・ドローンの技術を農業や建設分野、また、地方公共団体の災害対策や官公庁の研究プロジェクト向けに活用・普及するため、協同組合を新設。
- ・商工中金は、事業展開に必要な資金を提供しつつ、プロモーション活動を支援。同組合を中小企業庁等が共催する地域活性化のための地域クラウド交流会のプレゼンターに推薦するなど、金融と事業活動の両面からサポートを実施。

協同組合による働き方改革と女性活躍をサポート (諏訪支店)

- ・製造加工業関連の組合と運送業関連の組合が、それぞれ「人手不足」対策として、託児所開設を模索。
- ・商工中金は、2組合の託児所開設を検討しやすくするため、地方公共団体を訪問し、託児所や保育所の業界動向に加え、市内の保育所データを調査。事業収支計画や法規制など、組合が運営する上での留意点などを組合に提供。
- ・また、外部機関や専門業者を含めた組合事務局長会議を開催し、その取組みをサポート。同会議を契機とし、組合の託児所開設について、組合・組合員の理解が深まり、事業化の検討をサポート。

地方公共団体と連携し、地場産業の振興をサポート (高知支店)

- ・高知県は、地域の産業振興のため、「地産外商」の取組みを積極化。
- ・創業間もない水産卸売業者は、県内の水産加工業者と協力し、生姜飼料で育てた県産の生姜真鯛のフィレ加工事業に取り組み、県外販売を強化する事業計画を策定。
- ・商工中金は、地域ブランドの確立や地域活性化に繋がる取組みと判断し、高知県と連携して必要資金を融資。
- ・また、同社の取組みをメディアに情報提供。全国紙等にその取組みが報じられ、県外業者から新規取引の申出があるなど、地域産業の振興に貢献。

■ 株式会社商工組合中央金庫法の概要について

商工中金は、2008年10月に、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

その後、2009年6月には、未曾有の経済・金融の混乱による危機への対応に万全を期するため、2011年3月には、東日本大震災に対応するため、同法の改正が行われ、そして、2015年5月、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しております。

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社です。

業務

株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実。また、2015年5月に成立した改正法において、危機対応業務を的確に実施するための措置がなされております。

〔商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置〕

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定。
- 商工債発行を継続。
- 中小企業等協同組合などによる商工中金の代理業務を継続。

〔中小企業等に対してより多様なサービスを提供するための措置〕

- 従たる貸付対象を拡大（メンバーの国内子会社、メンバーの事業を承継する者など）。
- 保証業務などの対象制限を撤廃。
- 預金資格制限を撤廃。併せて、預金保険制度の対象。

〔危機対応業務を的確に実施するための措置〕

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。併せて、危機対応業務の実行性を確保するため、政府による追加出資の期限が延長されるとともに、危機対応業務に関する事業計画等の提出が義務付けられています。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることになります。

〔適正な競争関係の確保〕

- 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。

組織・監督・開示

- 商工中金の株主は、政府ならびに中小企業団体およびその構成員に限定。
- 主務大臣の監督は真に必要なものに限定。
- ディスクロージャー誌等を作成・開示。

政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に全部処分するとされています。
- 一方で、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有します。

〔参考〕株式会社商工組合中央金庫法改正の推移

	2008年 商工中金法	2009年 商工中金法改正	2011年 商工中金法改正	2015年 商工中金法改正
追加政府出資	—	2012年3月まで可能	2015年3月まで可能	当分の間可能
在り方の検討	—	2012年3月までに検討	2015年3月までに検討	適当な時期に検討
政府保有株式	政府は、2008年10月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、2012年3月まで処分しない 2012年4月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、2015年3月まで処分しない 2015年4月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、できる限り早期に全部処分 政府は、当分の間、必要な株式を保有

■ 2019年度の業務運営方針

- 低金利環境の継続により、金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、自立した持続的なビジネスモデルの構築に向けた取組みを一層加速させる必要があります。
- 商工中金においては、「経営支援総合金融サービス事業」へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献するという基本的な考え方の下で中期経営計画の諸施策を推進し、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。
- まず、重点分野への取組みについては、ビジネスモデルの前提である事業性評価を通じてお取引先の課題やニーズ把握を深掘りするとともに、地域金融機関や外部専門機関との連携・協業を密にしながら、商工中金の特長を活かしたソリューションを提供できる体制整備と高度化を図ってまいります。
- ビジネスモデルを支える仕組みを構築するため、ペーパーレス化やシステム化等による営業部門・バックオフィス部門の抜本的な業務改革、店舗統合等による店舗運営コストの低減、持続可能な資金調達方法の確立に取り組んでまいります。
- また、コンプライアンス意識の立て直しや内部管理態勢の強化に引続き取り組むとともに、ビジネスモデルと連動して職員が能力を最大限発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進に取り組んでまいります。
- こうした取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

■ 危機対応業務の概要

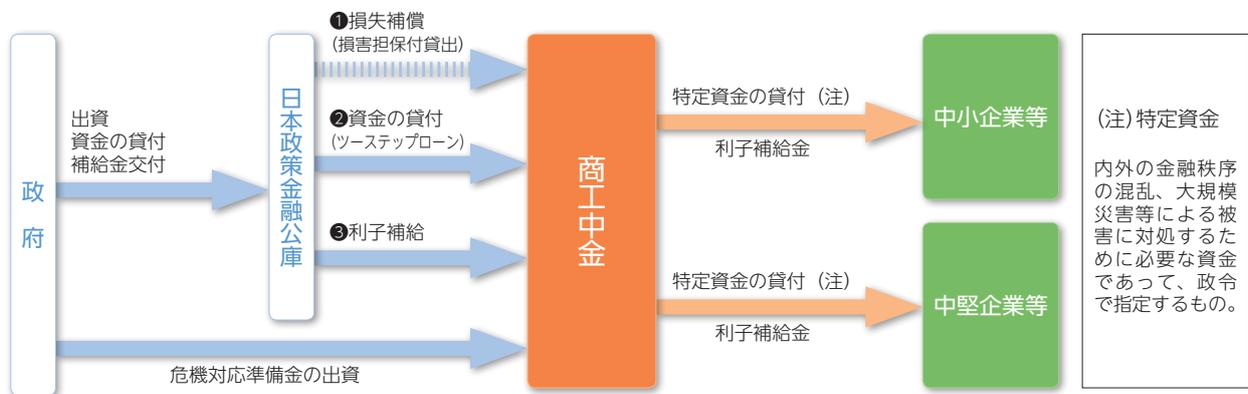
2008年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応体制が構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関※）として定められています。

商工中金は、危機対応業務の対象となる「東日本大震災に関する特別相談窓口」、「平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」と、その他主務省等の要請を受け18の特別相談窓口等を設置、加えて3の商工中金独自の相談窓口を開設し、中小企業・中堅企業等からの相談に対し、懇切・丁寧かつ迅速な対応に努め、セーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組んでいます。なお、危機対応業務については、真の危機時に限定される取り扱いとなっており、公的な業務として峻別し、趣旨に沿った適切な業務運営を行ってまいります。

※指定金融機関：申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定（商工中金と日本政策投資銀行）
主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

■ 危機対応業務のスキーム図



- ① 損失担保付貸出：日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受け、特定資金の貸付を行う制度
補償割合：中小企業者 80%、中堅企業者 70%
- ② ツーステップローン：日本政策金融公庫から財政投融资貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて、特定資金の貸付を行う制度
- ③ 利子補給制度：日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に、商工中金が、お客さまに特別利率での貸付を行い、あるいは、お客さまに対し、後日、利子補給金をお支払いする制度

■ 危機対応業務等における不正行為事案

商工中金の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

危機対応業務の要件確認にあたって必要となる書類を改ざんする等の不正行為が広範に発生しただけでなく、その他の業務においても不適切な業務運営があったことにより、2017年10月25日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、二度目の行政処分を受けました。

■ 事案の経緯

- 2016.10.24：商工中金の危機対応業務における貸付対象の要件確認にあたり、職員による、取引先の試算表等の数値・日付の入替え、変更等の改ざんが判明。
- 2016.12.12：第三者委員会を設置し、調査・原因究明・再発防止策の提言を依頼。
- 2017.04.25：第三者委員会の調査報告書を公表。
- 2017.05.09：主務省（経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省）による業務改善命令（全件調査の実施、当面直ちに実施すべき再発防止策の策定・実行）。
5月以降：商工中金における全件調査、主務省における検査を実施。
- 2017.10.25：主務省検査及び全件調査の結果報告等を受けて、二度目の業務改善命令。
主務省に「業務の改善計画」を提出。「商工中金の在り方検討会」設置。
- 2018.01.11：「商工中金の在り方検討会」の提言を受領。
- 2018.03.26：調査報告書公表以降の追加調査の結果を公表。
- 2018.03.27：「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」設置。
- 2018.05.22：「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を主務省に提出。
- 2018.10.18：経営改革プログラム（中期経営計画）を公表。

■ 危機対応業務の不正事案の調査結果

危機対応業務の不正行為事案については、その全容を明らかとするため、危機対応融資22万件の全件調査を実施しました。その結果、国内営業店100店のうち97店において、合計で4,634件、446名の不正行為が判明しました。（2017年10月25日に調査報告書を公表、2018年3月26日に追加調査結果を公表しています。その後も、内部監査や内部通報等を通じて改ざん等の不正が判明した場合には、コンプライアンス委員会の助言・指導を受けながら、これを公表することとしています。上記の件数、人数は、2019年2月22日公表分までを反映したものです。）

■ 事案の根本原因

本事案の根本原因は、以下の4つにあると考えております。①危機対応業務における内部統制の未整備と過度な業績プレッシャー、②危機対応業務の「武器」としての利用、③不正行為を惹起した本部や経営陣の姿勢とコンプライアンス意識の低下、④ガバナンス態勢の欠如。

■ 業務改善命令の主な内容

※不正行為の発生や不適切な業務運営を防止するため、以下の観点も含め、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢等を抜本的に見直すこと。

- (1) 問題発生時以降現在に至るまでの役職員の責任の所在の明確化
- (2) 監査機能の強化及び組織運営の適正化を含む抜本的な再発防止策の策定・実行
- (3) いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定・実行
- (4) 取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築

金融円滑化への取組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。*商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は2013年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた下記の「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、2009年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、2013年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自律的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。2013年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化基本方針

- ①新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、懇切・丁寧・迅速な対応を心がけ、実態把握と資金使途・償還財源の検討を十分に行い、長期的な視点から安定的な資金供給を行うよう、適切な審査に努めてまいります。
- ②経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関する支援につきましては、お客さまと十分なコミュニケーションを図り、当金庫が永年培ったノウハウや多様な金融手法を活用し、お客さまの実情と企業実態を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- ③お客さまの企業（事業）価値を適切に見極め、その向上に貢献できるよう、研修教育等により職員の能力向上に努めてまいります。
- ④新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに係る審査結果等のご説明は、理解と納得が得られるよう、お客さまの知識や経験および財産の状況等に応じ、適切かつ丁寧に行います。
- ⑤お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情には、真摯に対応します。
- ⑥お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客さまの取引金融機関や信用保証協会その他関係機関とも十分に連携し、適切に対応するよう努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績（2009年12月7日～2019年3月末累計）

(単位：件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
294,679	10,468,503	281,762	10,030,712	4,462	156,639	3,295	94,031	5,160	187,121

(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

取組事例

リファイナンス型シンジケートローンにより、全借入金の経営者保証を解除した事例

機械部品製造業G社の代表者は、高齢のため事業承継を検討していましたが、経営権の承継にあたり借入金の口数並びに個人保証がネックとなっていました。

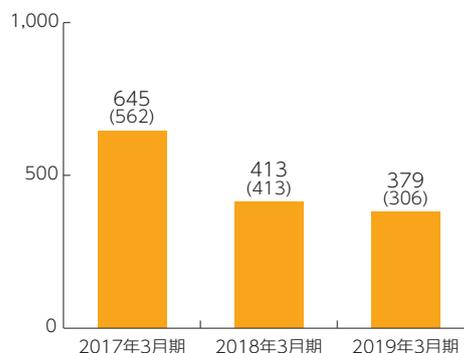
商工中金は、同社に対し、全借入金の見直しを行うリファイナンス型のシンジケートローン及び「経営者保証に関するガイドライン」に則した無保証対応を提案し、全行無保証での組成を実現しました。本件により、同社の資金繰りを円滑化するとともに事業承継にも貢献しました。

■ 収支の状況

■ 業務粗利益 (単位: 億円)

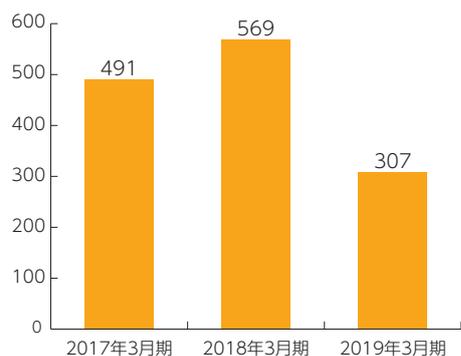


■ 業務純益 (単位: 億円)



(注) () 内は一般貸倒引当金繰入額控除前業務純益

■ 経常利益 (単位: 億円)

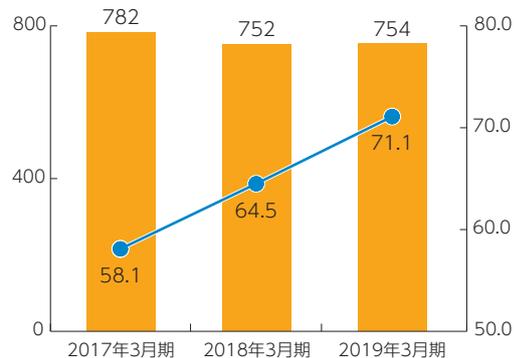


■ 当期純利益 (単位: 億円)



(注) () 内は税引前当期純利益

■ 経費 (単位: 億円)・OHR (単位: %)



■ 経費 (左軸) ● OHR (右軸)
(注) OHR=経費÷業務粗利益

■ 与信費用 (単位: 億円)

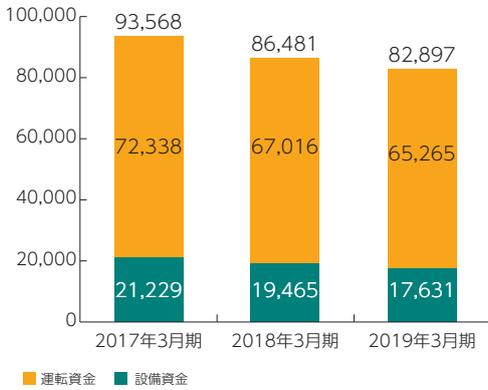


● 与信費用
■ 不良債権処理額
■ 一般貸倒引当金繰入額 (△は戻入益)
(注) 2018年3月期の不良債権処理額には、一般貸倒引当金戻入益105億円を含んでいます。

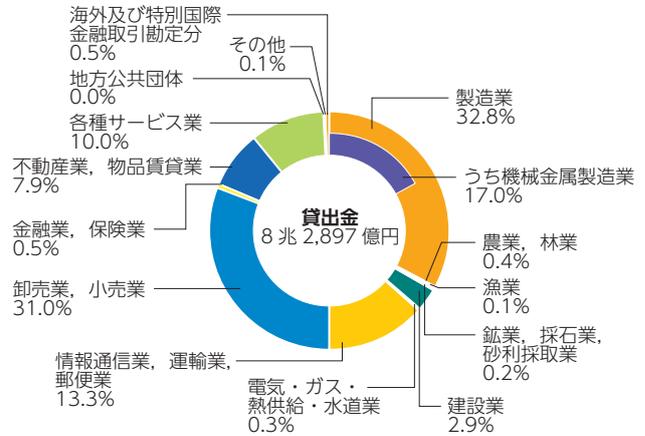
● 2019年3月期の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから、前期比104億円減少し、1,061億円となり、経常利益は前期比261億円減少し、307億円となりました。

貸出金の状況

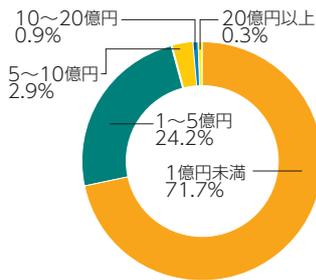
貸出金残高推移 (単位: 億円)



貸出金業種別内訳 (2019年3月31日現在)



残高階層別貸出先数の構成 (2019年3月31日現在)

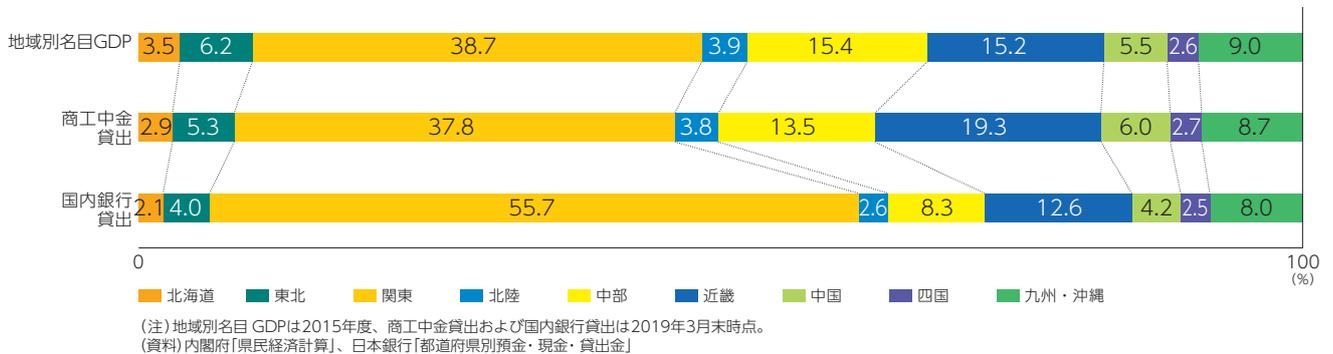


残高階層別貸出残高構成比



財務ハイライト
▼ 貸出金の状況

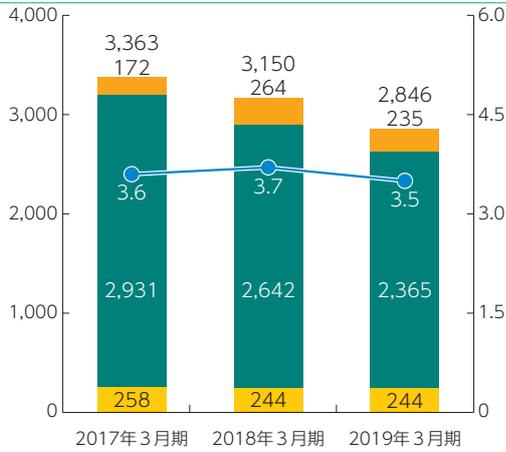
地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



● 相次ぐ自然災害への対応など、セーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、2019年3月期の貸出金残高は、前期比3,584億円の減少となりました。

不良債権の状況

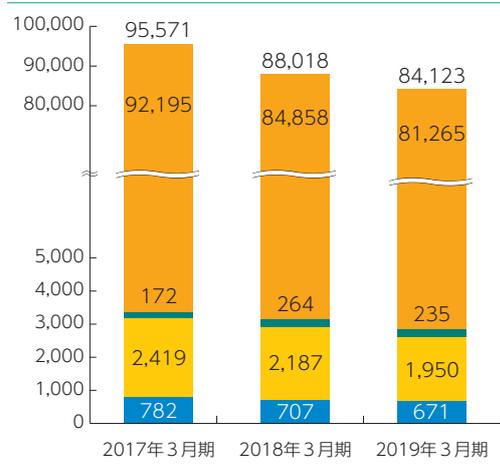
リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



■ 貸出条件緩和債権・3ヵ月以上延滞債権 (左軸) ■ 延滞債権 (左軸) ■ 破綻先債権 (左軸) ● 不良債権比率 (右軸)

(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先債権 (破綻先)、延滞債権 (実質破綻先、破綻懸念先) および3ヵ月以上延滞債権や貸出条件緩和債権 (お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金) を開示しています。
不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



■ 正常債権 ■ 要管理債権 ■ 危険債権 ■ 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注意先の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

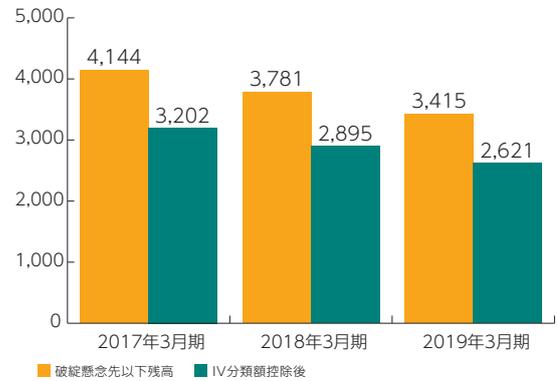
● リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権額 (IV分類額) を控除した金額で表示しています。
なお、2019年3月期において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。
リスク管理債権…「破綻先債権」については316億円、「延滞債権」については473億円
金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については794億円

自己査定 of 債務者区別残高 (単位: 億円)

	2017年3月期		2018年3月期		2019年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
破綻先	591	0.6%	573	0.6%	565	0.7%
実質破綻先	1,133	1.2%	1,020	1.2%	899	1.1%
破綻懸念先	2,419	2.5%	2,187	2.5%	1,950	2.3%
要注意先	27,633	28.6%	24,310	27.3%	22,866	26.9%
要管理先	193	0.2%	292	0.3%	274	0.3%
その他 要注意先	27,440	28.4%	24,018	27.0%	22,591	26.6%
正常先	64,734	67.1%	60,812	68.4%	58,635	69.0%
合計	96,513	100.0%	88,904	100.0%	84,917	100.0%

(注) 内部格付に基づき、ご融資先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、開示しています。

破綻懸念先以下残高推移 (単位: 億円)



財務ハイライト ▼ 不良債権の状況

- 自己査定 of 債務者区別残高にはIV分類額を含みます。
- リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
自己査定対象債権・金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債（商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債）、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

- 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
- 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保していきます。

償却・引当について

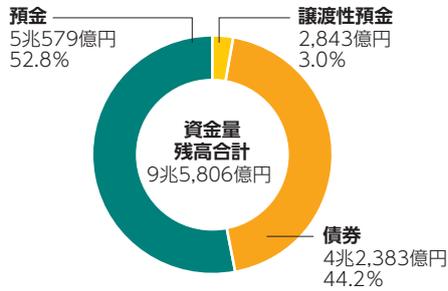
商工中金は、自己査定に基づき適正な償却・引当を実施しており、監査法人による会計監査を受けています。現状の不良債権に対して十分な処理を完了している状況にあります。

正常先・要注意先	過去の貸倒の実績に基づき合理的に算出した額を引当金として計上。
破綻懸念先	担保などで保全されていない額のうち、必要額を引当金として計上。
実質破綻先・破綻先	担保などで保全されていない額の全額を引当金として計上または償却。

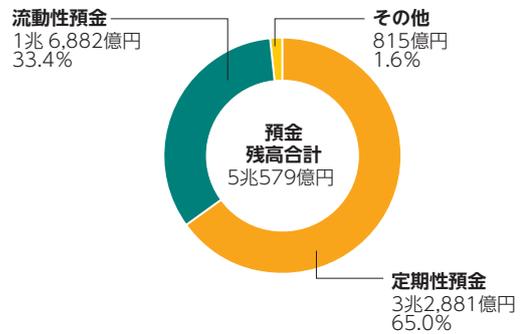
- 商工中金では、すべての与信に対して、「公認会計士協会実務指針」などの公正なルールに則り、「資産の自己査定」および「自己査定に基づいた償却・引当」を実施することで、資産の実態の的確な把握と、それに基づく管理の実施ならびに不良債権の適切な処理に努めています。

資金調達の状況

資金調達の内訳 (2019年3月31日現在)



預金残高内訳 (2019年3月31日現在)



募集債年度間発行額 (単位: 億円)



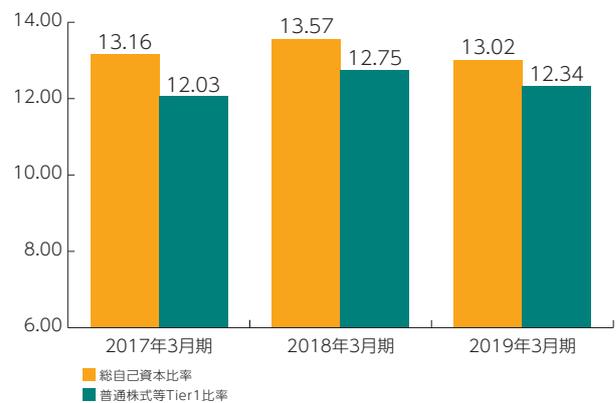
- ご融資に必要となる資金は、債券や預金を通じて自己調達しています。
- 募集債による効率的な調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

自己資本の状況

自己資本等の推移 (単位: 億円)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
総自己資本	9,964	10,055	9,805
普通株式等Tier1	9,110	9,447	9,296
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,350
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	1,457	1,775	1,875

自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

- 2019年3月期の総自己資本比率は13.02%と安定した水準で推移しております。
- また、自己資本に占める中核的自己資本（普通株式等Tier1）の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

■ 商工中金のガバナンス

特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、株主である中小企業組合やその組合員、政府、および市場の規律のもと、会社法および株式会社商工組合中央金庫法に基づき、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置しております。また、中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」、役員人事に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、社外取締役、取引先中小企業の代表者および外部有識者等で構成される「人事委員会」、役員報酬（制度）および退職慰労金に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、社外取締役、取引先中小企業の代表者および外部有識者等で構成される「報酬委員会」、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関である「コンプライアンス委員会」等を設置し、「中小企業による、中小企業のための金融機関」という基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めてまいります。

加えて、新たなビジネスモデルの確立のために、過半の社外取締役の登用等により経営体制を刷新しております。特に、社外取締役への報告・サポート体制整備等によりその機能を強化しつつ、複数回審議の実施等を行い取締役会での議論を活性化することにより、取締役会の機能を強化しております。

会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は取締役7名、そのうち社外取締役4名（2019年6月末現在）で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

B. 監査役会・監査役

監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。2019年6月末現在）で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、監査方針の決定等を行っております。

C. 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

該当ありません。

D. 経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

E. 人事委員会

役員人事について取引先中小企業の代表者や外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

F. 報酬委員会

役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者や外部有識者、社外取締役等で構成される「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

G. 業務運営委員会

他の事業者との間の適正な競争関係の確保の状況の検証及び地域金融機関との多様な連携の在り方等の助言を経営に反映させるため、「業務運営委員会」を設置しております。

H. コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

I. 経営会議

取締役会に付議すべき事項を審議し、また、一定の事項を社長執行役員が決定するにあたっての協議機関として、社長執行役員、副社長執行役員等で構成する「経営会議」を設置しております。

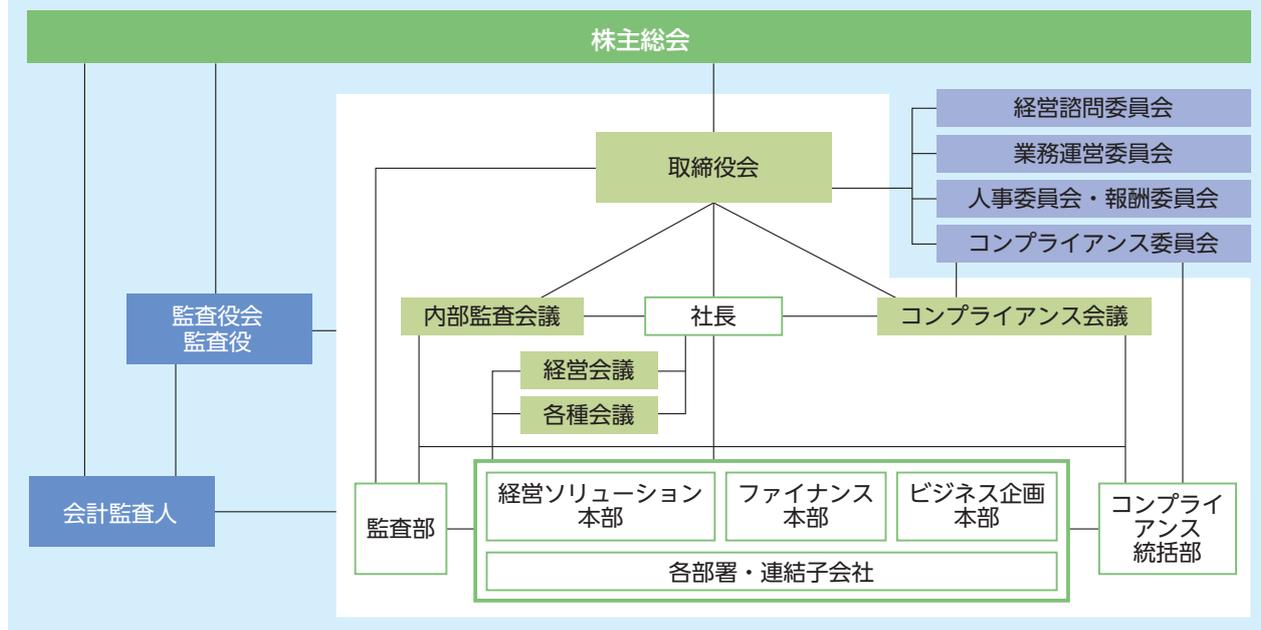
J. 内部監査会議・コンプライアンス会議

取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から委任された内部監査及びコンプライアンスに関する事項を審議決定する機関として、「内部監査会議」、「コンプライアンス会議」を設置しております。

K. 各種会議

業務執行の効率化のため、投融資、CS推進、信用リスク管理等の事項に関しての各種会議を設けております。

ガバナンス図



取締役会は、過半数以上の社外取締役で構成され、コンプライアンス及び内部監査について詳細な情報が共有され検討が行われるよう、コンプライアンス会議および内部監査会議を取締役会直下の会議とし、取締役会の機能強化を図っております。

また、不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うための機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

内部監査部門は、独立性を確保し、リスクベースアプローチを踏まえた監査手法の見直し等を実施し、よりリスクの高い分野に監査資源を重点配分する等、内部監査部門の体制・機能を強化しております。

さらに、真にお客さま本位の視点から、中小企業の企業価値向上に貢献するため、営業店サポートを軸に組織を再編成し、統括本部を設置しております。

経営諮問委員会・報酬委員会・人事委員会名簿（2019年6月20日現在）

委員会	委員
経営諮問委員会	委員長：川崎 修（株式会社東研ホールディングス 代表取締役社長） 副委員長：杉浦 滋彦（理工協産株式会社 代表取締役社長） 委員：石井 一成（株式会社カネヒロ 代表取締役社長） 植田 滋（四国化工機株式会社 代表取締役社長） 上野 孝（上野興産株式会社 代表取締役会長CEO） 江川 哲生（株式会社ライフサポート・エガワ 代表取締役） 小田切達雄（株式会社オダギリ 代表取締役社長） 貝原 良治（カイハラ株式会社 代表取締役会長） 鍛冶川清司（阪神総合卸商業団地（協） 理事長） 菅野 豊（株式会社栄楽館 代表取締役社長） 児玉 洋介（児玉コンクリート工業株式会社 代表取締役会長） 今野 敦之（株式会社ユーメディア 代表取締役会長） 内藤 吉子（日興油脂株式会社 代表取締役会長） 野村 稔（野村ユニソン株式会社 代表取締役社長） 早川 元章（株式会社ハヤカワカンパニー 代表取締役社長） 福本 桂太（株式会社四ツ橋 代表取締役社長） 牧 卓彌（ウエストホールディングス株式会社 代表取締役社長） 三林 憲忠（ヤマモリ株式会社 代表取締役社長） 宮崎 薫（宮崎精鋼株式会社 代表取締役会長） 村山 文彦（株式会社北日本オートボックス 代表取締役） 森脇 孝（株式会社菊水フォーミング 代表取締役社長）
人事委員会 報酬委員会	委員長：高 巖（株式会社商工組合中央金庫 社外取締役） 委員長代理：中村 重治（株式会社商工組合中央金庫 社外取締役） 委員：児玉 洋介（児玉コンクリート工業株式会社 代表取締役会長） 松井 秀樹（森・濱田松本法律事務所 弁護士） 関根 正裕（株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長兼社長執行役員） 梅田晃士郎（株式会社商工組合中央金庫 副社長執行役員）
コンプライアンス 委員会	委員長：石川 貴教（森・濱田松本法律事務所 弁護士） 副委員長：足立 学（東京富士法律事務所 弁護士） 委員：梅田晃士郎（株式会社商工組合中央金庫 副社長執行役員）

氏名は敬称略

》》 役員一覧

(2019年7月1日現在)

■ 取締役

■ 副社長・専務・常務執行役員



代表取締役社長
兼社長執行役員
関根 正裕
業務執行全般、監査部
コンプライアンス統括部
店舗・業務改革推進PT



取締役
専務執行役員
鍛冶 克彦
経営企画部
経営戦略室、IT戦略室



副社長執行役員
梅田 晃士郎
秘書室、総務部
人事部



専務執行役員
中谷 肇
大阪駐在



取締役
常務執行役員
河野 一郎
主計部、管理部
危機対応業務部



取締役
高 巖



常務執行役員
佐藤 隆久
ビジネス企画本部
(業務企画部、産業
調査部、国際部)



常務執行役員
小野木 哲也
ファイナンス本部
(経営サポート部、融資
第一部、融資第二部)



取締役
多胡 秀人



取締役
中村 重治



常務執行役員
高橋 永泰
システム部、事務総合部
市場業務部



常務執行役員
青木 剛
経営ソリューション本部
(ソリューション事業部、市場
営業部、営業店サポート部)



取締役
渡瀬 ひろみ

(注) 取締役高巖、多胡秀人、
中村重治および渡瀬ひろみは、会社法第2条第
15号に定める社外取締役です。



常務執行役員
真船 実
資金証券部、資産サポート部
与信統括部



常務執行役員
本幡 克哉
広報部、地域連携推進室
統合リスク管理部

(2019年7月1日現在)

■ 監査役



常勤監査役
まきの ひでゆき
牧野 秀行



常勤監査役
おかだ ふじお
岡田 不二郎



監査役
てらわき かずみち
寺脇 一峰



監査役
かねこ ひろこ
金子 裕子

(注) 監査役岡田不二郎、寺脇一峰および金子裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

■ 執行役員

執行役員 (総務部長)

やまぐち たくろう
山口 卓郎

執行役員 (監査部長)

くろさわ しゅういち
黒澤 秀一

執行役員 (営業部長)

かわさき ひでき
川崎 英樹

執行役員 (大阪支店長)

いまにし たかお
今西 隆夫

執行役員 (ソリューション事業部長)

ささき わたる
佐々木 渉

執行役員 (経営企画部長)

はね まさと
羽根 正人

執行役員 (システム部長)

いしお あつし
石尾 京

執行役員 (営業店サポート部長)

おがわ たけお
小川 健夫

執行役員 (事務総合部長)

なかむら よういち
中村 洋一

執行役員 (経営サポート部長)

はぎお ひとし
萩尾 太

執行役員 (名古屋支店長)

のかみ たけひこ
野上 武彦

執行役員 (東京支店長)

あべ まなぶ
阿部 学

執行役員

もり の しんいちろう
森野 真一郎

内部統制システムの整備の状況

商工中金は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する商工中金の業務ならびに商工中金および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - (2) コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
 - (4) コンプライアンスに抵触する事象が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事象が隠蔽されない体制を整備する。
 - (5) 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (6) 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - (7) 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
 - (2) 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - (2) 取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - (3) 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授權された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - (2) 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - (3) 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - (4) 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
5. 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 5.1 当社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
 - (2) 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
 - (3) 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
 - (4) コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事象が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事象が隠蔽されない体制を整備する。
 - (5) 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
 - 5.2 当社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
 - (1) 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告する。
 - (2) 当社は、統一的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
 - 5.3 当社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
 - (2) 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - (3) 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
 - (4) 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。
 - 5.4 当社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - 5.5 その他
 - (1) 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - (2) 当社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
6. 当社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役を補助するため、監査役室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。
 - (2) 監査役室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 8.1 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - (3) 社内及び社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 8.2 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (1) 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - (2) 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 8.3 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - (3) 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - (4) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

■ 商工中金にとってのCSR（企業の社会的責任）とは

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第一条（目的）において、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことが謳われています。

従って、第一義的にはこの法目的を的確に遂行していくことが、商工中金に課せられた最大の社会的責任であると認識しています。

商工中金の「企業理念」は、その使命を、中小企業金融の円滑化という法目的をベースに、中小企業の皆さまの企業価値向上を図ることを通じて、地域ひいては我が国の新たな力を創造していくこととし、同時に、「中小企業の皆さま」、「資金をお預けいただくお客さま」、「職員」、「社会」のそれぞれに対し経営姿勢をコミットメントしております。

また、企業理念を更に共有させ、「セーフティネット機能」はもとより、「社会的課題解決に向けた総合支援」を使命実現に向け発揮する重要な機能の一つとして位置付けています。更にそれらを支える取組みとして、自らも社会の一員としてコンプライアンスはもとより環境配慮への取組み、内部統制システムやリスクマネジメントの高度化、情報開示の体制構築などの内部管理態勢整備を進めています。

商工中金では、中小企業の金融円滑化という法目的を踏まえた企業理念を実践するための事業活動そのものが「CSR」と考えており、これらの活動実績やその結果としての経営成績等を適時適切にディスクロージズ説明責任を果たすとともに、それぞれのステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを一層活発に実施してまいります。

■ 環境方針

全国展開の中小企業専門金融機関である商工中金は、「持続可能な社会」の実現を重要な経営課題のひとつと認識し、中小企業の企業価値向上という使命実現に向けた企業活動と環境保全の調和のため、積極的かつ継続的な取組みを行い地域の社会・経済に貢献します。

1. 法令等の遵守
環境保全にかかる諸法令・規則はもとより、商工中金が同意するその他の要求事項を遵守します。
2. 金融サービスを通じた環境保全
全国のネットワークを最大限活かし、国の政策、地方公共団体の施策などとも連携を図りつつ、金融商品・金融サービスの提供を通じて環境保全・保護に取り組む中小企業団体および中小企業の皆さまの事業活動等を積極的に支援し、社会全体の環境に関するリスクの低減に取り組みます。
3. 自らの事業活動における環境負荷の低減
事業活動における資源の消費や、廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、資源循環の取組みや、エネルギーと資源の有効活用を通じ、環境保全に努めます。
4. 役員への啓発、対外公表
役員一人ひとりの環境問題への意識を醸成するため環境に対する啓発に努めます。また、本方針に基づく活動状況は商工中金ホームページ等で公表します。

● 金融サービスを通じた環境保全

商工中金では、環境問題への対応を促進するため、環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまを金融面・情報面等からサポートする「環境対策支援」を展開しています。

また、公益社団法人全日本トラック協会（東京都新宿区）と連携し、国が定める排出ガス規制に適合する車両購入資金を融資する制度を取り扱っています。同融資制度を活用して、「自動車NOx・PM法」に適合する車両（同法施行前基準対比NOx排出量66%減）の導入や、同法よりも更にNOx排出量の規制が厳しい「ポスト新長期規制」に適合する車両（同規制前基準対比NOx排出量65%減）の導入に寄与しました。

● 自らの事業活動における環境負荷の低減

商工中金では、節電・節水・エコドライブなどの手法を全店に通知し、取り組んでいます。また、空調など設備の代替・更新に際し、省エネ効果を意識した検討を行うこととしています。

対外的には、いわゆる「省エネ法」や「温対法」、東京都の環境確保条例を踏まえ、法令の適用を受ける施設では、毎年の実績報告などを行ってきましたが、2009年度の法改正により、商工中金全体の使用エネルギー量も「省エネ法」および「温対法」の報告対象となり、実績集計の報告、ならびに更なる削減に取り組んでいます。

そのほか、自主的な取組みとしまして、いわゆる「グリーン購入法適合品」の調達推進や、2006年度より本部および可能な店舗において夏季のクールビズを行っています。

● TCFDへの署名

商工中金は、金融安定化理事会（FSB）に設置されている「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD：Task Force on Climate-Related Financial Disclosures）がまとめた提言の趣旨に賛同し、署名しております。

■ リスク管理態勢

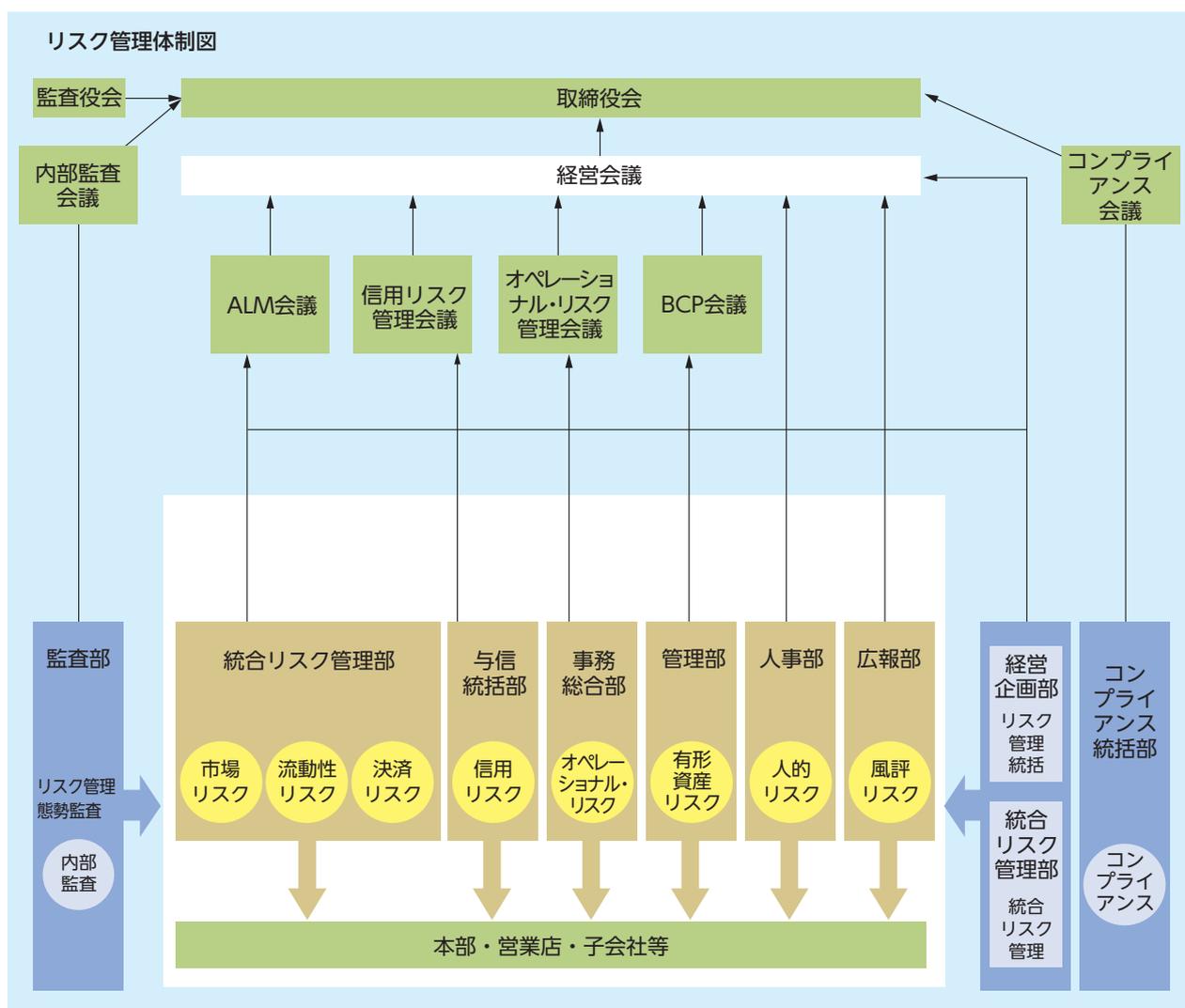
金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化などに伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関の抱えるリスクは、著しく多様化、複雑化してきており、金融機関にとってリスクを適切に管理することは、お客さまの多様化・高度化するニーズに応えるとともに、経営の健全性を維持するうえでますます重要となってきました。

こうした環境を踏まえ、商工中金では、各々のリスク管理部署を明確化し、個々のリスク管理の一層の強化に努めるとともに、経営企画部をリスク管理の統括部署として、リスク管理機能の高度化を進めています。

リスク管理上重要な事項につきましては、取締役会または経営会議で審議・決定することとしているほか、定期的に取り締役会に対しリスク管理の状況ならびに課題と対応策を報告しているなど、経営陣の十分な関与のもとリスク管理を行っております。

また、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総合的に捉え、自己資本と比較・対照することによるリスク管理（統合リスク管理）を担当する部署として、統合リスク管理部を設置しています。

統合リスク管理部は、取締役会が決定したリスク資本枠について、その使用状況を取りまとめ、定期的なALM会議および経営会議に報告しています。



リスクの定義

市場リスク	金利、為替相場の変動や有価証券等の価格変動に伴い、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク（市場流動性リスク）
決済リスク	決済が予定通りできなくなることに伴い、損失を被るリスク（その原因と性質から、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスクに大別される）
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（事務リスク〔システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む〕）、およびコンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク〔システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスク*を含む〕） *情報セキュリティリスク：重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏洩、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスク
法的リスク	取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないこと等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等から生じるリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスク

信用リスク管理

信用リスク管理については、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準および審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

信用リスク管理態勢

信用リスク管理の統括部署である与信統括部は、与信ポートフォリオのモニタリングやリスクの計量化を通じて信用リスク管理の高度化に取り組んでいます。

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、「資産の自己査定」を実施するとともに、信用格付制度を導入しています。この信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

審査体制面では、ファイナンス本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営サポート部を設けて、積極的に取り組んでいます。

融資審査について

中小企業は景気など外部環境に大きく左右されることから、お取引先の事業見通しについて中長期的な視点から審査をするように心がけています。具体的には、財務面のみならず、経営手腕や技術力といった決算書に表れない部分も含めてお取引先の事業の徹底した理解に努めています。

したがって、外部環境の影響から、お取引先の業績が一時的に低迷するなどの場合には、中核となる事業部門の将来見通し、キャッシュ・フローの推移にポイントにおいて、現状認識と解決の方向性を経営者の皆さまと共有することを目指しています。こうした適切な「事業性評価」に基づいた経営支援は商工中金の重要な使命であり、これからも地域金融機関や中小企業再生支援協議会など各関係機関と連携し、一層積極的に取り組んでいきます。

また、お取引先へのサポートをさらに推進するために、OJTや研修などにより、職員の課題解決に向けた提案力を向上させていきます。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスクおよび流動性リスクに関する基本方針を定め、組織・権限・管理方法などを明確化し、これに基づいた厳正な業務運営・管理を行っています。

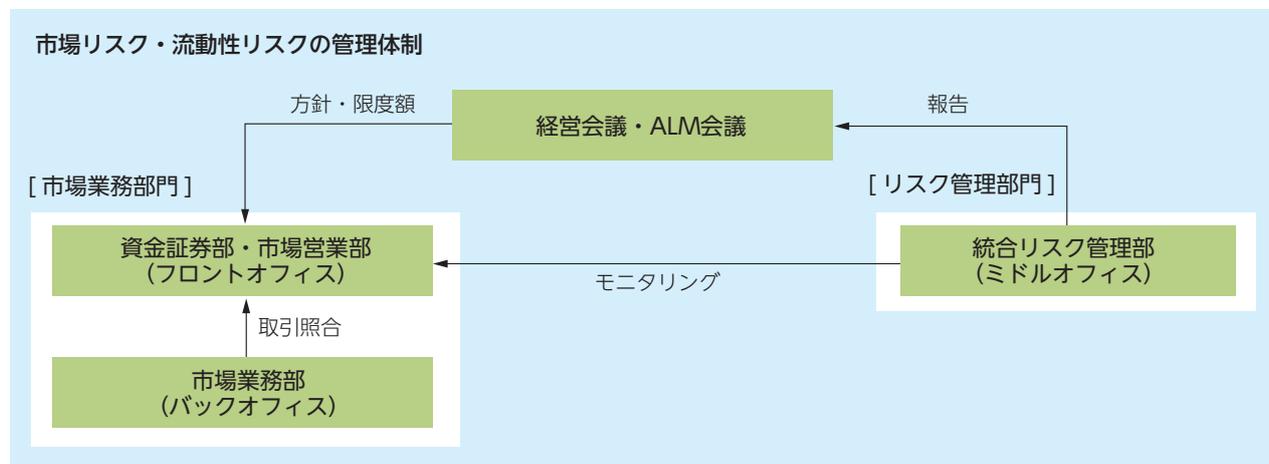
リスク管理体制

市場業務部門をフロントオフィスとバックオフィスに分離し、リスク管理部門としてミドルオフィスを設置することにより、牽制機能を確保しています。

ミドルオフィスは、経営会議・ALM会議において審議・決定された市場リスク・流動性リスクに関する限度枠などの遵守状況を日々モニタリングし、定期的に報告しています。

ALM運営

市場リスク・流動性リスクを適正に管理しながら、安定した収益の確保を目指しています。金利予測、10bpv（ベース・ポイント・バリュー）や、VaR（バリュー・アット・リスク）などを用いた分析、複数の金利シナリオによるシミュレーション分析などを通じ、収益とのバランスを図りつつリスクコントロールを行っています。



市場リスク（バンキング業務）の状況^(注1)

10bpv (単位：億円)											
2017年3月末				2018年3月末				2019年3月末			
1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
7	△27	△12	△32	8	△32	△37	△60	8	△22	△40	△53

VaR ^(注2) (単位：億円)		
2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末
108	139	123

(注1) トレーディング目的以外の金融商品。ただし、株式・外貨業務を除きます。

(注2) ヒストリカル・シミュレーション法、観測期間5年、保有期間1ヵ月、信頼区間99%

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクの統括部署である事務総合部が商工中金全体にかかる事務リスク、およびシステムリスクの極小化を目指し統括管理を行っています。

また、オペレーショナル・リスク管理会議においてオペレーショナル・リスクに関する事項や、同リスクの把握および削減に向けた対応策について審議を行っています。

事務リスクについては、各業務の事務取扱いを明確に定めた事務規定を制定するとともに、本部による事務指導、教育の徹底、各種事務機器の導入を推進し、事務処理の誤びゅう・遺漏を削減することにより、リスク軽減に努めています。さらに、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を導入し、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに、自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することを通じたリスクの

低減にも取り組んでいます。

システムリスクについては、バックアップ体制の整備や定期訓練の実施、外部の専門機関による定期的なシステム監査の実施、サイバー攻撃への技術的な対策等サイバーセキュリティ管理態勢の整備などによりシステムの安定的な稼働に向け、安全対策の充実に取り組んでいます。

また、事務リスクおよびシステムリスクに含まれる情報セキュリティリスクに対しても、「情報セキュリティ対策基本通牒」や具体的な対策基準、管理手続きを制定するとともに、商工中金の情報資産について重要性などに応じた区分とリスクの評価に基づいた対策を実施することにより、情報資産をリスクから適切に保護し、そのセキュリティの確保に努めています。

災害などの非常事態に備え、緊急時のお客さまや職員の安全確保策、業務優先順位などを明示したコンティンジェンシー・プランを策定しています。

内部監査態勢の整備

内部管理態勢の適切性・有効性などを検証するため、他の本部各部から独立し、社長執行役員直属の内部監査部門として、監査部がリスク管理態勢などの監査を行っています。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店の支店経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでいます。

資産監査では、自己査定および償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しています。

なお、内部監査結果は、内部監査会議または経営会議を経て取締役会に定期的に報告しています。

取締役等が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとしています。
- ② 取締役等は、法律に定める事項のほか、業務の執行状況等について、監査役会または監査役へ適切に報告しています。

危機管理態勢

「BCP基本規程」を制定し、防災に関し、商工中金および役職員がとるべき対策を定めるとともに、災害発生時にすみやかに商工中金の機能を回復することに

よって業務の円滑な遂行を図り、業務停止による経営上のリスクを最小限に抑止する態勢を整備しています。

■ 法令遵守の態勢

商工中金では、コンプライアンスの徹底を重点課題と位置付け、業務に関するさまざまなルール、社会的規範を遵守することはもちろん、説明責任を全うする観点からディスクローズに努め、透明性の高い業務運営を行っています。

コンプライアンスの重要性の周知徹底

商工中金では、グループ役職員が遵守すべき倫理上の規定として「倫理憲章」を制定しています。また、倫理憲章とそれを実践するための行動基準及び業務遂行上遵守すべき法令等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員に周知していま

す。さらに、コンプライアンス意識を向上させる具体的な取組みとして、集合研修や部室内での定期的な研修等の実施により、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス委員会

取締役会から委任を受け、コンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンスに関する審議機関

コンプライアンスに関する事項は社長執行役員を議長とするコンプライアンス会議へ報告し、審議しています。コンプライアンス会議の審議結果は、取締役会へ報告し、コンプライアンス・プログラムなど、コンプライアンスに関して重要な事項は、取締役会で決定しています。

コンプライアンス統括部門

①コンプライアンス統括部は、コンプライアンスの統括セクションとして、コンプライアンスに係る企画・管理を行い、関係部室と緊密な連携を取りあって、商工中金のコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。

②コンプライアンス統括部に、現場におけるコンプライアンスの定着状況等の把握・指導を行う「エリア・コンプライアンス・オフィサー」を配置しています。

各部室店

本部の部室長および営業店長をコンプライアンス責任者とし、本部の各部室および営業店に設置するコンプライアンス担当者とともに、法令などに抵触していないかなど、日常的にコンプライアンスの観点からチェックを行い、必要に応じ職員に指導・研修を行っています。また、本部のコンプライアンス担当者は内部規定を制定・改正する場合には、その内容が法令等に適合しているか、また、社会的規範に照らして問題はないかなどの審査を行い、必要に応じ、外部専門家と相談しています。

コンプライアンスに関する監査

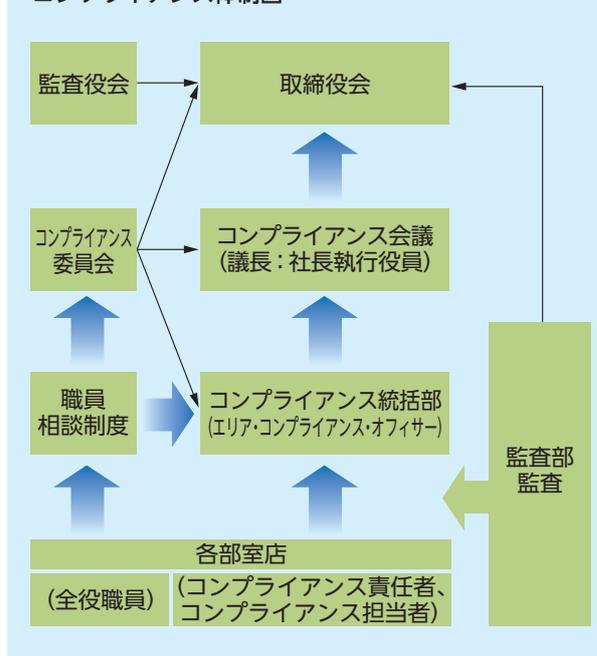
本部各部室や営業店が自ら行う自店監査などを義務付け、コンプライアンスの徹底状況をチェックするほ

か、他の本部のセクションから独立した監査部が、本部や営業店におけるコンプライアンスの徹底状況を監査しています。なお、監査結果については、取締役会に報告しています。

職員相談制度

商工中金では、コンプライアンス上の問題が発生した場合に未然に拡大を防止し、早期に問題を是正するため、職員相談制度（内部通報制度）を設けています。コンプライアンス統括部のほか、外部弁護士や外部事業者に相談窓口を設置し、役職員が相談しやすい体制を整備しています。

コンプライアンス体制図



反社会的勢力の排除

金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められています。

商工中金では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力の排除に係る統括部署とし、各部室店には反社会

的勢力責任者を配置するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、警察や弁護士など外部専門機関とも連携して反社会的勢力との関係遮断、取引排除に取り組んでいます。

倫理憲章と行動基準

1. コンプライアンスの徹底

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのないよう、常に高い道德観・倫理観をもって行動します。

【行動基準】

- ① 誰にでも、どのような業務にも不正の可能性があることを理解し、常に不正防止を念頭に置き業務に取り組みます。
- ② 規定やルールを正しく理解し、手順省略はせずに業務を行います。また、規定やルールを、曖昧なまま、都合よいように勝手に解釈はしません。
- ③ 本部は、分かりやすい通牒・マニュアルを策定するとともに、必要に応じ改善・見直しを行います。
- ④ コンプライアンス検討会を定期的開催し、繰り返し研修・議論を行い、規範意識を向上させます。

2. お客さまに対する姿勢

私たちは、中小企業専門の総合金融機関であるという原点に常に立ち返り、お客さまからの信頼とお客さまの満足を第一に考え行動します。

【行動基準】

- ① 私たちは、お客さまに寄り添い、お客さまとの信頼関係の構築に取り組みます。
- ② 私たちは、お客さまと対話を深め、お客さまの事業を理解し、課題の共有に取り組みます。
- ③ 私たちは、お客さまの課題解決に向け、ソリューションの提供に取り組みます。
- ④ お客さまのニーズに対して、支店内・本支店が協力し迅速に対応します。

3. 社会に対する責任

私たちは、透明性が求められる社会的公器である金融機関の一員として、また地域社会の一員として、常に社会的責任を自覚し、公正・誠実に行動します。

【行動基準】

- ① 自らの行動が商工中金の行動と見られていることを常に意識し、公正・誠実に行動します。
- ② 行政や地域金融機関等と連携・協働し、地域社会へ貢献するよう考えます。
- ③ 他の職員が不正を行っているのを発見したら、見て見ぬふりはせず、速やかに上司や職員相談窓口へ報告します。
- ④ 不正の発見の報告を受けた上司は、隠すことなく本部に報告します。
- ⑤ 反社会的勢力および団体に対しては毅然とした対応をし、関係を遮断します。
- ⑥ 商工中金の商品・サービスが、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金支援等に利用されることがないようにします。

4. 目指すべき組織

私たちは、あらゆる人の人権と多様性を尊重し、ハラスメントや差別のない風通しの良い職場環境の構築に努めます。

【行動基準】

- ① ハラスメントをなくし、何でも相談・意見し合える職場を作ります。
- ② 困ったことがあれば、一人で抱え込まず相談します。
- ③ 困っている様子の人には積極的に声掛けします。
- ④ 上司や同僚に相談しにくい場合には、エリア・コンプライアンス・オフィサーや職員相談窓口相談できないか考えます。
- ⑤ 上司は、部下が困っていないか常に気を配り、耳を傾け、積極的に声掛けをします。
- ⑥ 本部は、営業店の意見に真摯に耳を傾け、迅速・誠実に対応します。

■ 顧客保護に対する取組み

商工中金では、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）、およびお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しています。

例えば、融資や預金のお取引などに際し、お客さまのご理解・納得を得られるよう、丁寧に契約内容などの説明を行っています。特に、元本欠損のおそれのある商品を勧誘する場合には、「金融商品販売にかかる勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行うことに加え、例えばシニア世代のお客さまに対して保険を勧誘する際には、複数回の説明を行うなど適切な勧誘に努めています。

また、「お客さまサービスセンター」を設置し、お客さまからのご要望や苦情の受付体制を整備するとともに、寄せられたご要望や苦情について「CS（顧客満足）推進会議」で検討を行い、再発防止や業務改善に努めています。更に、お客さまの満足度を高める取組姿勢を示し、職員のCS意識の一層の向上を図るため、「CS宣言」を制定し、公表しています。

こうした顧客保護に対する取組みを適切に管理するために、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理、および利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置するなど、所要の体制を整備しています。なお、コンプライアンス統括部は、各管理責任者による管理状況をモニタリングし、その結果を定期的にコンプライアンス会議および取締役会へ報告しています。

CS宣言

お客さまへのお約束

1. 感謝の気持ちを持って、心からの笑顔でお客さまをお迎えいたします
2. 正確かつ迅速な手続きをいたします
3. わかりやすい言葉で、明るく、丁寧に対応をいたします
4. お客さまの声を誠実に受けとめ、サービスの向上に努めます
5. 清潔感あふれる気持ちの良い店づくりに努めます

金融ADR制度への対応

2010年10月1日より、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が開始されました。商工中金では、お客さまからの苦情、お客さまとの紛争の解決に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・チラシ等で公表しています。

① 苦情処理措置

商工中金の営業店（電話番号は店舗等一覧のページをご覧ください）・お客さまサービスセンター（電話：0120-079-366）では、月曜から金曜（祝日および商工中金の休業日を除く）9時から17時に、さまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情をお受けしています。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる苦情につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）でもお受けしています。

② 紛争解決措置

商工中金との紛争解決のためには、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が設置・運営している東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただけます。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる紛争解決のためには、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）もご利用いただけます。

個人情報保護に対する取組み

「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、個人情報保護にかかる取組方針などに関する宣言（「個人情報保護宣言」）をホームページなどで公表し、厳格な安全管理体制のもと個人情報保護に取り組むとともに、継続的に改善するよう努めています。

また、個人情報保護窓口において、個人情報保護にかかる相談や開示請求などの手続きのご案内をはじめ、開示請求などの各種請求を受け付けています。

個人情報保護宣言

1. 商工中金は、お客さまからお預りする個人情報、特定個人情報等（個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報）を適切に取扱い保護することの重要性に鑑み、個人情報・特定個人情報等の保護に関する関係諸法令・指針等を遵守し、個人情報・特定個人情報等の保護に取組むとともに継続的に改善するよう努めます。
2. 商工中金は、商工中金が取扱うお客さまの個人情報・特定個人情報等について、漏えい・不正アクセス等の防止のため、厳格な安全管理体制を構築します。
3. 商工中金は、お客さまの個人情報・特定個人情報等を適正に取得します。また、お客さまの個人情報は、利用目的の範囲内で利用します。利用目的以外に利用する際は、お客さまの同意をいただきます（但し、法令により認められる場合は除きます）。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用します。また、商工中金における利用目的は、個人情報・特定個人情報等をお預りする際に明示する他、商工中金ホームページなどで公表します。
4. 商工中金は、お客さまの個人情報を、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。また、法令に定める場合を除き、お客さまの特定個人情報等を第三者に提供することはいたしません。
5. 商工中金では、業務を円滑に遂行するため、お客さまの個人情報・特定個人情報等の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、お客さまの個人情報・特定個人情報等の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
6. 商工中金が取扱うお客さまの個人情報・特定個人情報等について、内容の開示・訂正・利用停止等のお申出に対しましては、各支店にて受け付け、法令に基づき、速やかに対応いたします。
その他個人情報・特定個人情報等に関するお問合せ・ご相談・ご意見等は、各支店の窓口または下記までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

個人情報の利用目的について

商工中金は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報を、以下業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容

- 預金業務、債券業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 公共債窓販業務、登録機関業務、口座管理機関業務、保険販売業務、投信販売業務等、法律により商工中金が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- 信託契約代理店業務、ビジネスマッチング・M&A、メールサービス、社債・投資業務、資産流動化業務およびこれらに付随する業務
- その他商工中金が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 商工中金との預金取引や債券取引、融資取引等における期日管理・債権管理等、お取引における管理のため
- 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- 融資のお申込みやご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- お客さまに対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
- でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため、電子記録債権の円滑な流通の確保のためおよび商工中金の与信取引上の判断のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該事業を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（なお、ダイレクトメールの発送やテレマーケティングその他の非対面セールス活動の目的で個人情報を利用することの中止を希望される場合は、取引店あてご連絡下さい。）
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、各種連絡等、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

特定個人情報等の利用目的について

商工中金は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの特定個人情報等を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

利用目的

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- 法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- 預貯金口座付番に関する事務のため
- その他上記に関連する事務のため

【お問合せ窓口】

個人情報保護センター 電話番号：03-3246-9326（受付時間：営業日の9時から17時まで）

■ 重要事実の開示に関する方針

商工中金は、中小企業による中小企業のための金融機関として、経営の透明性を高め、アカウンタビリティを的確に果たすとともに、株主、中小企業者、投資家および預金者等の皆さまから一層のご理解・ご信頼をいただけるよう、事業活動や財務の状況などについて、公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。

この基本的な考え方に基づき、重要事実にかかわる情報開示のあり方について対外的に公表するとともに、商工中金の役職員に周知し適切な運営を図っていくことを目的として、「重要事実の開示に関する方針」を以下の通り定めています。

1. 重要事実の定義

商工中金は国内外の関係法令等で開示が求められている事項はもとより、株主、中小企業者、投資家および預金者の皆さまの判断に大きな影響を与えると思われる情報については、公表すべき重要事実と位置付けます。

2. 開示の方法

重要事実の開示は、原則開示の日に商工中金ホームページに掲載するなど、公平な情報開示に努めます。

3. 将来情報の取扱い

商工中金が開示する予想、戦略、方針、目標等の将来の見通しに関する記述は、開示時点において入手可能な情報に基づいており、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。

4. 投資判断について

商工中金が行う情報開示は、商工中金へのご理解を深めていただくことを目的としており、商工中金が発行する有価証券等についての勧誘を目的とするものではありません。投資等に関する決定はご自身の判断において行ってください。

5. 内部体制整備

商工中金は「重要事実の開示に関する方針」に則った情報開示を行うために必要となる内部体制の整備・充実に努めます。

■ ディスクロージャーの状況

商工中金は、ステークホルダーの皆さまに適時・適切な情報をご提供するため、業務内容や財務の状況などについて適切な情報開示に努めています。

開示資料

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業のご報告 ●事業報告 ●計算書類 ●連結計算書類 ●附属明細書 ●会計監査報告 ●監査報告	営業店に備付け、ホームページ	毎年6月
決算公告（中間決算公告）	電子公告	毎年6月（毎年12月）
ディスクロージャー誌（中間ディスクロージャー誌）	営業店に備付け	毎年7月（毎年1月）
有価証券報告書（半期報告書）	EDINET、本店・大阪支店に備付け	毎年6月（毎年12月）
バーゼル規制関連比率	ホームページ	毎四半期

（注）株式会社商工組合中央金庫法、会社法、金融商品取引法による開示資料です。

■ 経営課題等に対するソリューション

商工中金は、独自性のある総合金融サービスをより効果的に提供するために、融資のみならず新たな金融手法や各種情報提供などの支援を通じて、お客さまの事業活動を総合的にサポートしています。

組織化、組合共同事業支援のための融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
協業化・共同化融資	中小企業の皆さまが共同して実施する工場・店舗・貨物自動車および倉庫などの集団化や、商店街近代化などの高度化事業に取り組む組合の皆さま
中央会推薦貸付	商工中金と都道府県中央会の共通支援テーマ（新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援、農商工連携支援、女性の社会進出・少子化対策支援、環境対策支援、BCP支援、事業承継支援、再生可能エネルギー活用支援、海外展開支援、組合間連携支援、協業化促進支援）に取り組む、都道府県中央会から推薦を受けた組合および組合員の皆さま
組合特別貸付制度	年末・益時期などに賞与支払などの短期資金を必要とする組合および組合員の皆さま

その他の融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
地方公共団体の制度融資	地方公共団体が行う預託制度融資を利用する中小企業の皆さま
業界団体の制度融資	業界団体が行う預託融資制度等（トラック近代化基金融資、自動車整備業エコローン等）の要件に合致する事業者の皆さま
市街地再開発事業への融資	中小企業の店舗の近代化・合理化を推進するため市街地再開発事業に参加する市街地再開発組合とその構成員および中小企業の皆さま
委託代理貸付	商工中金の長期安定資金を代理店を通じて利用される商工中金の株主である中小企業団体およびその構成員の皆さま（代理店になっている信用組合の組合員を含む） ※代理店：信用組合103、信用金庫21、その他3、計127（2019年3月31日現在）
受託代理貸付	商工中金が委託を受けた機関（(独) 中小企業基盤整備機構、(公財) 日本財団、(株) 日本政策金融公庫、(独) 労働者健康安全機構など）の融資制度の要件に合致する事業者の皆さま*

※(株) 日本政策金融公庫、(独) 労働者健康安全機構については、既貸付金の管理・回収を行っています。

資金調達ニーズへの取組み

中小企業の皆さまの多様な経営課題やニーズにお応えするために、先進的な金融手法を開発して、資金調達の円滑化と多様化の実現をサポートします。

ABL	過度に不動産担保・個人保証に依存せず「事業のライフサイクル」に着目した融資スキームとして、中小企業の皆さまの資金調達の多様化をサポートします。
私募債	中小企業の皆さまの資金調達の多様化にお応えするために私募債発行のサポートを行っています。
シンジケートローン	中小企業の皆さまの大型の資金調達ニーズにお応えするために、シンジケートローンへの参加とともに、主幹事として円滑な組成をお手伝いしています。
債権流動化	中小企業の皆さまの資金調達の多様化、財務内容の改善などのニーズにお応えするため、手形・売掛金などの債権流動化業務に取り組んでいます。

経営ニーズへの取組み

多様化・高度化する中小企業の皆さまのさまざまな経営ニーズ・経営課題の発掘力を強化しています。

M&A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いします。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークと豊富なお取引先とのリレーションを活用して、仕入先・販売先、技術・業務提携先などのビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客様の立場に立ってアドバイスします。
不動産有効活用	不動産デベロッパー等のご紹介など遊休地の活用をサポートします。
事業承継対策	株主である中小企業団体とその構成員の皆さまなどの事業を承継される個人・法人の方などに対し、事業承継にかかわる株式取得資金などのあらゆる資金ニーズに対応しております。また、オーナーが後継者に自社株式を売却した際の資金運用手段のアドバイスや、後継者がいない場合のM&Aのお手伝いなどのサポートも行っています。
債務保証	売買代金の支払保証、契約の履行保証、運賃または通行料などの後払保証など、貸出以外のニーズに対するソリューション提供の手段として、債務保証を活用し、お客様の成長・発展をサポートします。
デリバティブ	市場金利の変動に伴う借入調達コストの増加や為替変動により生じる貿易決済代金の増減等に対するリスクヘッジニーズにお応えするため、デリバティブ商品を提供しています。
信託代理業務	公益信託、特定贈与信託、土地信託、年金信託、特定金銭信託・特定金外信託、金銭債権信託、教育資金贈与信託、管理有価証券信託に関する皆さまのニーズを、信託銀行にお取次ぎします。

財務データ

経済・金融情勢の回顧	48
連結業績の概況	49
連結財務諸表	50
営業の状況（連結）	67
業績の概況	68
財務諸表	69
資本の状況（単体）	74
損益の状況（単体）	75
営業の状況（単体）	78
債券・預金	78
融資	81
証券	87
国際	91
その他	91

>>> 経済・金融情勢の回顧

2018年度のわが国経済をみますと、景気は緩やかな持ち直し基調となりましたが、年度後半には減速傾向が見られました。内需は自然災害要因による一時的な減速を伴いながらも緩やかに持ち直した一方、外需は海外経済の成長鈍化に伴い、徐々に弱含みとなりました。

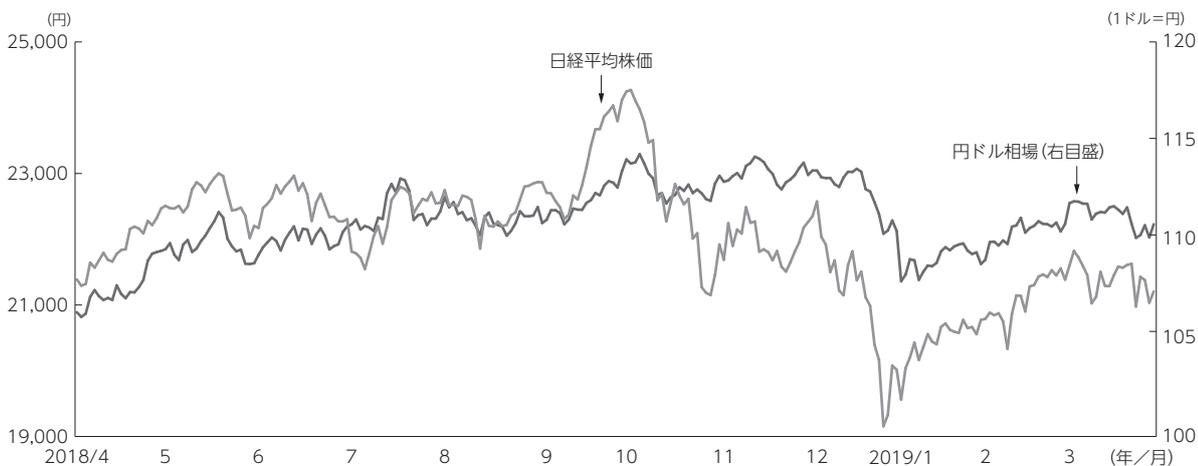
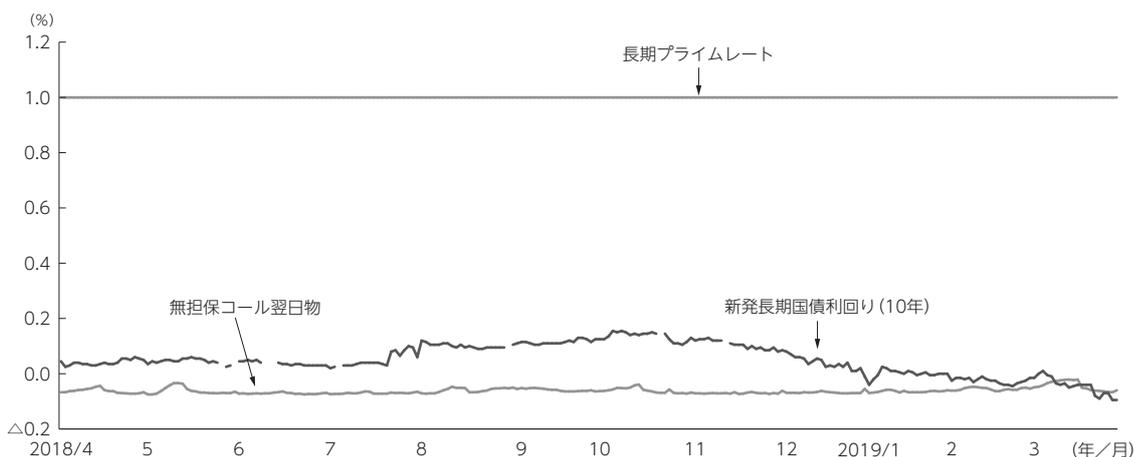
個人消費は、賃金の上昇や消費者マインドの回復を受け、持ち直しました。設備投資は、企業業績の改善等から増加が続きました。輸出は海外経済の動きに合わせ、増加基調から年度後半にかけ弱含みに転じました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、直近の2019年3月調査では製造業の景況感には減速感が見られた一方で、非製造業の景況感の高水準を維持しています。商工中金の「中小企業設備投資動向調査」では、設備投資を実施する

と回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善が見られました。一方、雇用の不足感は高まっており、人件費負担の増加など人手不足を原因とする経営への悪影響が懸念されています。

金融面につきましては、10年物国債の利回りは年度半ばに日本銀行が長期金利の変動幅拡大を容認した後に一時上昇したものの、総じて低位安定が続きました。円の対ドル相場については、年末にかけ一時的に円高が進みましたが、年度末に向けやや円安方向への回帰がみられました。日経平均株価については年末にかけて下落しましたが、年度末に向かいやや値を戻す展開となりました。

財務データ ▼ 経済・金融情勢の回顧



>>> 連結業績の概況

■ 主要な経営指標の推移（連結）

(単位：億円、%)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
連結経常収益	2,129	2,044	1,953	2,047	1,812
連結経常利益	381	349	508	584	321
親会社株主に帰属する当期純利益	168	124	324	373	154
連結包括利益	236	61	359	415	112
連結純資産額	9,022	9,038	9,353	9,723	9,640
連結総資産額	126,338	125,704	128,450	119,573	118,185
1株当たり純資産額	159.73円	160.48円	174.92円	191.95円	195.04円
1株当たり当期純利益	7.75円	5.72円	14.90円	17.15円	7.08円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率 (%)	7.11	7.16	7.25	8.10	8.12
連結普通株式等Tier1比率 (%)	12.18	12.00	11.97	12.69	12.30
連結Tier1比率 (%)	12.18	12.00	11.97	12.69	12.30
連結総自己資本比率 (%)	13.56	13.37	13.12	13.53	12.99
連結自己資本利益率 (%)	1.89	1.38	3.54	3.93	1.59
連結株価収益率	—倍	—倍	—倍	—倍	—倍
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,229	△1,213	5,353	△1,656	2,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	310	2,186	1,495	166	1,135
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△45	△105	△245	△245
現金及び現金同等物の期末残高	9,148	10,076	16,820	15,085	18,215
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	4,140 [977]人	4,102 [1,018]人	4,080 [1,047]人	4,083 [1,058]人	4,113 [1,036]人

(注) 1. 商工中金および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しています。

4. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金庫庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています。商工中金は、国際統一基準を採用しています。

5. 連結株価収益率については、商工中金の株式は非上場・非登録のため記載していません。

6. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

対処すべき課題

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

商工中金は、危機対応業務の不正行為事案等を踏まえ、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス体制の強化等を踏まえて、2018年5月22日に主務省に提出しました「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」の実行計画として、同年10月18日に中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定いたしました。

本プログラムに沿って、中小企業専門金融機関として実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど商工中金ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開し、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでいるところです。

2018年度のが国の景気は緩やかな持ち直し基調となりましたが、年度後半には減速傾向が見られました。内需は自然災害要因による一時的な減速を伴いながらも緩やかに持ち直した一方、外需は海外経済の成長鈍化に伴い、徐々に弱含みとなりました。また低金利環境の継続により、金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、自立した持続的なビジネスモデルの構築に向けた取り組みを一層加速させる必要があります。

そうした状況をふまえ、商工中金においては、経営支援総合金融サービス事業へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献するという基本的な考え方の下で中期経営計画の諸施策を推進し、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

まず、重点分野への取り組みについては、地域金融機関や外部専門機関との連携・協業を密にしながら、商工中金の特長を活かしたソリューションを提供できる体制の整備と高度化を図ってまいります。

ビジネスモデルを支える仕組みを構築するため、ペーパーレス化やシステム化等による営業部門・バックオフィス部門の抜本的な業務改革、店舗統合等による店舗運営のコストの低減、持続可能な資金調達方法の確立に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識の立て直しや内部管理態勢の強化に引き続き取り組むとともに、ビジネスモデルと連動して職員が能力を最大限発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進に取り組んでまいります。

こうした取組により、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

>>> 連結財務諸表

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第52条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項に基づき会計監査人の監査を受けています。

また、連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有責任監査法人の監査証明を受けています。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
現金預け金	1,526,934	1,856,792
コールローン及び買入手形	41,412	45,347
買入金銭債権	27,621	26,573
特定取引資産	21,413	14,132
有価証券	1,511,359	1,380,634
貸出金	8,636,946	8,280,606
外国為替	15,586	16,571
その他資産	178,015	178,060
有形固定資産	44,365	37,276
建物	17,515	16,276
土地	23,737	18,733
リース資産	0	—
建設仮勘定	949	740
その他の有形固定資産	2,163	1,526
無形固定資産	10,960	11,880
ソフトウェア	6,873	6,468
その他の無形固定資産	4,086	5,411
退職給付に係る資産	7,574	14,563
繰延税金資産	38,723	41,732
支払承諾見返	102,699	104,966
貸倒引当金	△206,262	△190,601
資産の部合計	11,957,351	11,818,536

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
預金	4,885,242	5,051,357
譲渡性預金	257,122	284,360
債券	4,459,140	4,237,910
債券貸借取引受入担保金	580,278	593,243
特定取引負債	12,653	8,404
借入金	524,579	404,589
外国為替	8	30
その他負債	105,991	90,346
賞与引当金	4,635	4,616
退職給付に係る負債	24,830	24,062
役員退職慰労引当金	114	41
睡眠債券払戻損失引当金	27,395	50,243
環境対策引当金	143	144
その他の引当金	80	84
繰延税金負債	51	52
支払承諾	102,699	104,966
負債の部合計	10,984,966	10,854,453
(純資産の部)		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	135,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	186,973	197,906
自己株式	△1,049	△1,061
株主資本合計	955,388	951,309
その他有価証券評価差額金	25,543	21,333
繰延ヘッジ損益	24	5
退職給付に係る調整累計額	△12,367	△12,362
その他の包括利益累計額合計	13,199	8,976
非支配株主持分	3,796	3,796
純資産の部合計	972,384	964,082
負債及び純資産の部合計	11,957,351	11,818,536

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2017年度 (2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで)	2018年度 (2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで)
経常収益	204,707	181,244
資金運用収益	113,169	101,915
貸出金利息	103,682	92,432
有価証券利息配当金	5,726	5,606
コールローン利息及び買入手形利息	857	1,264
預け金利息	1,232	1,247
金利スワップ受入利息	32	21
その他の受入利息	1,637	1,343
役員取引等収益	9,892	10,173
特定取引収益	2,579	2,948
その他業務収益	35,833	35,844
その他経常収益	43,232	30,362
貸倒引当金戻入益	20,925	—
償却債権取立益	100	46
その他の経常収益	22,206	30,315
経常費用	146,207	149,045
資金調達費用	7,640	7,435
預金利息	2,843	2,971
譲渡性預金利息	612	1,080
債券利息	2,096	1,554
コールマネー利息及び売渡手形利息	△16	△1
売現先利息	0	—
債券貸借取引支払利息	45	57
借入金利息	2,017	1,732
その他の支払利息	40	38
役員取引等費用	2,665	2,072
特定取引費用	0	9
その他業務費用	31,734	32,490
営業経費	78,570	78,897
その他経常費用	25,595	28,140
貸倒引当金繰入額	—	1,538
その他の経常費用	25,595	26,601
経常利益	58,499	32,199
特別利益	105	686
固定資産処分益	105	686
特別損失	745	6,850
固定資産処分損	187	89
減損損失	558	6,760
税金等調整前当期純利益	57,859	26,034
法人税、住民税及び事業税	13,681	11,757
法人税等調整額	6,835	△1,156
法人税等合計	20,516	10,601
当期純利益	37,342	15,433
非支配株主に帰属する当期純利益	3	3
親会社株主に帰属する当期純利益	37,339	15,430

■ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	2017年度 (2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで)	2018年度 (2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで)
当期純利益	37,342	15,433
その他の包括利益	4,235	△4,223
その他有価証券評価差額金	2,002	△4,209
繰延ヘッジ損益	△23	△18
退職給付に係る調整額	2,257	5
包括利益	41,578	11,210
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	41,575	11,206
非支配株主に係る包括利益	3	3

■ 連結株主資本等変動計算書

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	154,131	△1,038	922,557
当期変動額							
危機対応準備金の 国庫納付							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益					37,339		37,339
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	32,841	△11	32,830
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	186,973	△1,049	955,388

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	23,540	48	△14,625	8,964	3,796	935,318
当期変動額						
危機対応準備金の 国庫納付						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益						37,339
自己株式の取得						△11
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,002	△23	2,257	4,235	—	4,235
当期変動額合計	2,002	△23	2,257	4,235	—	37,066
当期末残高	25,543	24	△12,367	13,199	3,796	972,384

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	186,973	△1,049	955,388
当期変動額							
危機対応準備金の国庫納付		△15,000					△15,000
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属する当期純利益					15,430		15,430
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△15,000	—	0	10,932	△11	△4,078
当期末残高	218,653	135,000	400,811	0	197,906	△1,061	951,309

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25,543	24	△12,367	13,199	3,796	972,384
当期変動額						
危機対応準備金の国庫納付						△15,000
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属する当期純利益						15,430
自己株式の取得						△11
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,209	△18	5	△4,223	—	△4,223
当期変動額合計	△4,209	△18	5	△4,223	—	△8,302
当期末残高	21,333	5	△12,362	8,976	3,796	964,082

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2017年度 (2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで)	2018年度 (2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	57,859	26,034
減価償却費	6,373	5,625
減損損失	558	6,760
貸倒引当金の増減(△)	△31,321	△15,661
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2	△19
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△2,090	△9,303
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△431	△656
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	23	△73
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	15,854	22,848
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△9	1
その他の引当金の増減額(△は減少)	4	4
資金運用収益	△113,169	△101,915
資金調達費用	7,640	7,435
有価証券関係損益(△)	△913	△639
固定資産処分損益(△は益)	82	△596
特定取引資産の純増(△)減	△928	7,281
特定取引負債の純増減(△)	1,735	△4,249
貸出金の純増(△)減	706,555	356,340
預金の純増減(△)	△217,932	166,114
譲渡性預金の純増減(△)	△15,733	27,238
債券の純増減(△)	△284,581	△221,230
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△471,225	△114,989
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	22,375	△16,865
コールローン等の純増(△)減	14,817	△2,887
コールマネー等の純増減(△)	△359	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	105,333	12,965
外国為替(資産)の純増(△)減	122	△984
外国為替(負債)の純増減(△)	△77	22
資金運用による収入	118,842	108,659
資金調達による支出	△8,267	△8,156
その他	△62,116	△11,724
小計	△150,980	237,378
法人税等の支払額	△14,654	△13,381
営業活動によるキャッシュ・フロー	△165,634	223,997
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△250,600	△149,338
有価証券の売却による収入	84,785	206,805
有価証券の償還による収入	189,953	61,697
有形固定資産の取得による支出	△3,397	△2,172
無形固定資産の取得による支出	△4,335	△4,190
有形固定資産の売却による収入	210	711
無形固定資産の売却による収入	9	—
その他	—	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,625	113,507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
危機対応準備金の国庫納付による支出	—	△15,000
劣後特約借入金の返済による支出	△20,000	△5,000
配当金の支払額	△4,497	△4,497
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△11	△11
自己株式の売却による収入	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,512	△24,512
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△173,522	312,992
現金及び現金同等物の期首残高	1,682,086	1,508,563
現金及び現金同等物の期末残高	1,508,563	1,821,556

□ 注記事項 (2018年度)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 7社
会社名
八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

- (2) 非連結子会社 1社
会社名

八重洲緑関連事業協同組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社
会社名
八重洲緑関連事業協同組合
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。
持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 7社
3月末日

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

- (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
該当ありません。
- (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等
該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：2年～60年
その他：2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準
睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 環境対策引当金の計上基準
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
- (10) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付けております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

- ① 金利リスク・ヘッジ
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- ② 為替変動リスク・ヘッジ
当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- ③ 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- (14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (15) 消費税等の会計処理
当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、子会社株式に係る将来加算一時差異について、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思決定又は実施計画が存在しないため、繰延税金負債を計上しない処理に変更しております。この変更による影響は軽微であるため、当該影響額については、当連結会計年度における法人税等調整額に計上しております。また、この変更による1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

- (1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
- (2) 適用予定日
2022年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中でありました。

(追加情報)

- (特別準備金)
2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。
なお、特別準備金は次の性格を有しております。
(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条

第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。

- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	56,097百万円
延滞債権額	283,905百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 402百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 23,172百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	363,577百万円
-----	------------

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

193,568百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,024,919百万円
計	1,024,919百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,360百万円
債券貸借取引受入担保金	593,243百万円
借入金	202,631百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	3,900百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
金融商品等差入担保金	77,944百万円
保証金・敷金等	2,122百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 1,252,330百万円

うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの 1,181,741百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 68,794百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 圧縮記帳額 17,367百万円 (当該連結会計年度の圧縮記帳額 一百万円)

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の条約が付された劣後特約付借入金が含まれております。劣後特約付借入金 15,000百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 85,738百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。睡眠債券の収益計上額 28,443百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。給与・手当 40,813百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。貸出金償却 351百万円 株式等償却 152百万円 睡眠債券払戻損失引当金繰入額 24,855百万円

4. 減損損失

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗21カ所	土地及び建物等	1,176
処分予定資産・遊休資産2カ所	土地及び建物等	5,584
合計	—	6,760

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産として取り扱っております。

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△5,824百万円
組替調整額	△231百万円
税効果調整前	△6,056百万円
税効果額	1,846百万円
その他有価証券評価差額金	△4,209百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△5百万円
組替調整額	△21百万円
税効果調整前	△27百万円
税効果額	8百万円
繰延ヘッジ損益	△18百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	△2,202百万円
組替調整額	2,210百万円
税効果調整前	8百万円
税効果額	△2百万円
退職給付に係る調整額	5百万円
その他の包括利益合計	△4,223百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,142	62	0	10,204	(注)
合計	10,142	62	0	10,204	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	2018年3月31日	2018年6月25日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超える範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0 (注1)	2019年3月31日	2019年6月20日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,480		3.0		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超える範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	1,856,792百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△35,236百万円
現金及び現金同等物	1,821,556百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	370百万円
1年超	411百万円
合計	782百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク(信用リスク)があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほかファイナンス本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集に基づき、定期的に管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等で設定した10bpv(金利の10ベース・ポイント(0.10%)の上昇が時価に与える影響額)やバリュエーション・リスク(VaR)の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。統合リスク管理部は、金融資産及び負債の金利リスクの状況について、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議で設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会で保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。統合リスク管理部は、残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうち売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。

2019年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で74百万円でありま

す。なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。当連結会計年度のトレーディング業務に関して実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間1ヵ月~1年、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。

2019年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で25,540百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2019年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が5,319百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	1,856,792	1,856,792	—
(2)特定取引資産			
売買目的有価証券	—	—	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	350,046	352,174	2,127
その他有価証券	1,021,580	1,021,580	—
(4)貸出金	8,280,606		
貸倒引当金（*1）	△188,192		
	8,092,413	8,145,407	52,993
資産計	11,320,833	11,375,955	55,121
(1)預金	5,051,357	5,054,090	2,733
(2)譲渡性預金	284,360	284,360	0
(3)債券	4,237,910	4,229,826	△8,083
(4)債券貸借取引受入担保金	593,243	593,243	—
(5)借入金	404,589	404,996	407
負債計	10,571,461	10,566,518	△4,942
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,153	5,153	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8	8	—
デリバティブ取引計	5,161	5,161	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。(単位：百万円)

区分	2019年3月31日
非上場株式 (*1) (*2)	9,006
合計	9,006

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
 (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について19百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,830,231	—	—	—	—	—
有価証券	244,330	333,125	301,005	201,958	207,115	4,955
満期保有目的の債券	—	84,201	188,950	27,454	45,813	—
うち国債	—	64,000	180,000	—	—	—
地方債	—	—	8,950	27,454	45,813	—
社債	—	20,201	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの (*1)	244,330	248,924	112,055	174,504	161,302	4,955
うち国債	182,400	160,900	12,000	—	—	—
地方債	20,427	8,253	33,460	158,815	130,614	—
社債	40,393	79,771	66,594	15,689	6,600	—
その他	1,109	—	—	—	24,088	4,955
貸出金 (*2)	3,479,410	2,496,854	1,082,188	405,374	268,801	206,906
合計	5,553,972	2,829,980	1,383,193	607,333	475,916	211,861

(*1) その他有価証券のうち満期があるもののうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない136百万円は含めておりません。
 (*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない340,001百万円、期間の定めのないもの1,068百万円は含めておりません。

(注4) 債券、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	4,213,365	786,323	51,668	—	—	—
譲渡性預金	284,260	100	—	—	—	—
債券	1,070,540	1,970,920	833,750	139,800	222,900	—
債券貸借取引受入担保金	593,243	—	—	—	—	—
借入金	127,424	221,036	16,249	38,478	1,066	333
合計	6,288,834	2,978,379	901,667	178,278	223,966	333

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	—

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	245,430	252,063	6,633
	地方債	83,496	83,744	247
	社債	20,402	20,597	195
	小計	349,329	356,406	7,076
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	717	716	△0
	社債	—	—	—
	小計	717	716	△0
合計		350,046	357,122	7,075

3. その他有価証券 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	24,679	7,758	16,921
	債券	910,881	905,432	5,448
	国債	361,346	359,168	2,177
	地方債	358,567	356,354	2,212
	社債	190,967	189,909	1,057
	その他	32,688	22,857	9,831
小計	968,249	936,047	32,201	
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	1,330	1,785	△454
	債券	21,853	21,948	△94
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	21,853	21,948	△94
	その他	34,503	35,464	△961
小計	57,687	59,198	△1,510	
合計	1,025,936	995,245	30,690	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,108	447	28
債券	205,362	536	77
国債	205,362	536	77
その他	333	7	1
合計	206,805	990	108

6. 保有目的を変更した有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、277百万円（うち、株式133百万円、社債143百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	30,690
その他有価証券	30,690
(△) 繰延税金負債	△9,357
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	21,333
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	21,333

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（2019年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,850,138	1,340,462	28,629	28,629
	受取変動・支払固定	1,857,410	1,242,108	△23,347	△23,347
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,281	5,281

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	1,431,741	1,198,024	△117	△117
	為替予約				
	売建	41,279	4,441	△172	△172
	買建	33,344	4,092	161	161
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△128	△128

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 8,750	— 3,750	— 8
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、貸出金、 債券、借入金の有 利息の金融資産・ 負債	2,783,575 198,633	2,106,575 197,540	(注3) (注3)
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定				
	合計	—	—	—	8

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、貸出金、債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、貸出金、債券、借入金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引 (2019年3月31日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は、職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(すべて非積立型制度)では退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

また、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	124,598
勤務費用	3,659
利息費用	174
数理計算上の差異の発生額	△20
退職給付の支払額	△6,605
退職給付債務の期末残高	121,806

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
年金資産の期首残高	107,342
期待運用収益	2,465
数理計算上の差異の発生額	△2,222
事業主からの拠出額	9,288
退職給付の支払額	△4,565
年金資産の期末残高	112,307

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	97,911
年金資産	△112,307
	△14,396
非積立型制度の退職給付債務	23,895
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,498

区分	金額(百万円)
退職給付に係る負債	24,062
退職給付に係る資産	△14,563
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,498

- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額(百万円)
勤務費用	3,659
利息費用	174
期待運用収益	△2,465
数理計算上の差異の損益処理額	2,848
過去勤務費用の損益処理額	△637
確定給付制度に係る退職給付費用	3,579

- (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
過去勤務費用	637
数理計算上の差異	△645
合計	△8

- (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	△5,685
未認識数理計算上の差異	23,470
合計	17,784

- (7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	49%
株式	19%
預金	—%
一般勘定	31%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.3%
予想昇給率	3.6%

3. 確定拠出制度

当金庫及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は673百万円です。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	48,743百万円
退職給付に係る負債	2,912
睡眠債券払戻損失引当金	15,319
その他	10,339
繰延税金資産小計	77,315
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,013
評価性引当額小計（注）	△26,013
繰延税金資産合計	51,301
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,357
固定資産圧縮積立金	△260
その他	△2
繰延税金負債合計	△9,621
繰延税金資産の純額	41,680百万円

(注) 評価性引当額が3,206百万円増加しております。この増加の主な内容は、当金庫において、貸倒引当金に係る評価性引当額を3,057百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.49%
(調整)	
評価性引当額の増加	12.31
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.56
住民税均等割	0.58
その他	△2.55
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.72%

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

加えて、前連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました、「睡眠債券払戻損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当金庫グループは、営業店舗の一部について、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。

また、営業店舗の一部について、賃借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として50年と見積り、割引率は主として2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,632百万円
賃借契約締結に伴う増加額	62百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△72百万円
期末残高	1,624百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	195円4銭
1株当たり当期純利益	7円8銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円 964,082
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 539,607
（うち危機対応準備金）	百万円 135,000
（うち特別準備金）	百万円 400,811
（うち非支配株主持分）	百万円 3,796
普通株式に係る期末の純資産額	百万円 424,474
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株 2,176,326

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 15,430
普通株主に帰属しない金額	百万円 —
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 15,430
普通株式の期中平均株式数	千株 2,176,352

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(危機対応準備金の額の減少)

当金庫は、2019年5月17日開催の取締役会において、2019年6月20日開催の定時株主総会に、危機対応準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認されました。

1. 危機対応準備金の額の減少の目的
2019年3月31日時点における危機対応融資残高等を勘案し、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているものと認め、危機対応準備金の一部を国庫納付し、併せて、その額を減少いたします。
2. 危機対応準備金の額の減少の方法
株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、危機対応準備金の一部を国庫納付し、併せて、その額を減少いたします。
3. 減少する危機対応準備金の額
危機対応準備金の額135,000百万円を5,500百万円減少させ、129,500百万円といたします。
4. 危機対応準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2019年5月17日
(2) 株主総会決議日	2019年6月20日
(3) 債権者異議申述最終期日	2019年7月22日（予定）
(4) 効力発生日	2020年3月31日（予定）

□セグメント情報

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益(注1)							
外部顧客に対する 経常収益	170,046	32,984	203,031	1,675	204,707	—	204,707
セグメント間の内部 経常収益	141	8	149	5,874	6,023	△6,023	—
計	170,187	32,993	203,180	7,550	210,730	△6,023	204,707
セグメント利益	56,947	1,081	58,028	498	58,526	△26	58,499
セグメント資産	11,882,150	89,680	11,971,830	8,896	11,980,727	△23,375	11,957,351
セグメント負債	10,922,967	78,471	11,001,438	3,033	11,004,472	△19,505	10,984,966
その他の項目							
減価償却費	6,363	31	6,395	36	6,432	△58	6,373
資金運用収益	113,183	6	113,190	17	113,207	△38	113,169
資金調達費用	7,490	181	7,671	4	7,676	△35	7,640
特別利益	102	—	102	3	105	—	105
(固定資産処分益)	102	—	102	3	105	—	105
特別損失	745	0	745	0	745	—	745
(固定資産処分損)	187	0	187	0	187	—	187
(減損損失)	558	—	558	—	558	—	558
税金費用	20,008	344	20,353	169	20,523	△6	20,516
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	7,742	64	7,806	3	7,810	△77	7,733

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△26百万円は、セグメント間取引消去△26百万円であり、

(2) セグメント資産の調整額△23,375百万円は、セグメント間取引消去△23,375百万円であり、

(3) セグメント負債の調整額△19,505百万円は、セグメント間取引消去△19,505百万円であり、

(4) 減価償却費の調整額△58百万円は、セグメント間取引消去△58百万円であり、

(5) 資金運用収益の調整額△38百万円は、セグメント間取引消去△38百万円であり、

(6) 資金調達費用の調整額△35百万円は、セグメント間取引消去△35百万円であり、

(7) 税金費用の調整額△6百万円は、セグメント間取引消去△6百万円であり、

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△77百万円は、セグメント間取引消去△77百万円であり、

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	146,301	33,375	179,677	1,566	181,244	—	181,244
セグメント間の内部 経常収益	135	1	137	5,515	5,653	△5,653	—
計	146,437	33,376	179,814	7,082	186,897	△5,653	181,244
セグメント利益	30,791	1,034	31,826	401	32,227	△28	32,199
セグメント資産	11,741,120	89,222	11,830,342	8,927	11,839,270	△20,733	11,818,536
セグメント負債	10,791,172	77,318	10,868,491	2,807	10,871,299	△16,845	10,854,453
その他の項目							
減価償却費	5,592	49	5,641	35	5,677	△52	5,625
資金運用収益	101,929	4	101,934	15	101,949	△34	101,915
資金調達費用	7,277	185	7,463	3	7,466	△31	7,435
特別利益	686	—	686	—	686	—	686
(固定資産処分益)	686	—	686	—	686	—	686
特別損失	6,850	0	6,850	0	6,850	—	6,850
(固定資産処分損)	89	0	89	0	89	—	89
(減損損失)	6,760	—	6,760	—	6,760	—	6,760
税金費用	10,142	324	10,467	141	10,608	△7	10,601
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	6,254	156	6,410	25	6,436	△73	6,362

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△28百万円は、セグメント間取引消去△28百万円であります。
- (2) セグメント資産の調整額△20,733百万円は、セグメント間取引消去△20,733百万円であります。
- (3) セグメント負債の調整額△16,845百万円は、セグメント間取引消去△16,845百万円であります。
- (4) 減価償却費の調整額△52百万円は、セグメント間取引消去△52百万円であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△34百万円は、セグメント間取引消去△34百万円であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△31百万円は、セグメント間取引消去△31百万円であります。
- (7) 税金費用の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去△7百万円であります。
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△73百万円は、セグメント間取引消去△73百万円であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

>>> 営業の状況 (連結)

■ リスク管理債権の状況 (連結)

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
破綻先債権 (A)	565	560
(IV分類額控除後破綻先債権) (B)	(244)	(244)
延滞債権 (C)	3,199	2,839
(IV分類額控除後延滞債権) (D)	(2,642)	(2,365)
3ヵ月以上延滞債権 (E)	9	4
貸出条件緩和債権 (F)	255	231
リスク管理債権合計 (G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,028	3,635
破綻先債権のうちIV分類額 (H)	321	316
延滞債権のうちIV分類額 (I)	557	473
IV分類額控除後リスク管理債権 (J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,150	2,846
IV分類額控除後貸出金残高 (K)	85,497	82,018
貸出金に占める割合 (%) (J) / (K)	3.7	3.5

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. IV分類額とは、自己査定で回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. IV分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は2017年度個別貸倒引当金1,589億円のうち878億円、2018年度個別貸倒引当金1,507億円のうち789億円です）。
- *未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

>>> 業績の概況

貸出金

2019年3月末の貸出金残高は、前年同期比3,584億円減少し、8兆2,897億円となりました。なお、貸出金のうち信用組合等委託代理貸付については、2019年3月末の代理店総数は127で貸付金の残高は31億円となりました。

債券

2019年3月末の債券残高は、前年同期比2,212億円減少し、4兆2,383億円となりました。

預金・譲渡性預金

2019年3月末の預金残高は、前年同期比1,657億円増加し、5兆579億円となりました。また、譲渡性預金は、前年同期比271億円増加し、2019年3月末の残高は2,843億円となりました。

証券業務

国債などのディーリングについては、期中の売買高が30億円となりました。なお、2019年3月末の商品有価証券保有残高はありませんでした。

内国為替・外国為替

内国為替の取扱高は、期中で20兆2,335億円となりました。また、外国為替の取扱高は期中で69億6,700万ドルとなりました。

収支状況

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から、前年同期比237億円減少し、1,464億円となりました。経常費用は、資金調達費用は減少しましたが、与信費用が増加したこと等から、同24億円増加し、1,156億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比261億円減少し、307億円となり、当期純利益は同218億円減少し、144億円となりました。

■ 主要な経営指標の推移 (単体)

(単位：億円、%)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,807	1,702	1,602	1,701	1,464
経常利益	360	335	491	569	307
当期純利益	156	115	313	362	144
資本金 (発行済株式総数千株)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)
純資産額	8,982	9,091	9,377	9,715	9,623
総資産額	125,655	125,074	127,788	118,902	117,498
預金残高	50,191	51,648	51,090	48,922	50,579
債券残高	48,335	48,168	47,441	44,595	42,383
貸出金残高	95,031	95,395	93,568	86,481	82,897
有価証券残高	19,314	17,035	15,431	15,146	13,839
1株当たり純資産額	159.63円	164.61円	177.79円	193.32円	195.97円
1株当たり配当額	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円				
1株当たり当期純利益	7.16円	5.31円	14.38円	16.67円	6.65円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率 (%)	7.14	7.26	7.33	8.17	8.18
単体普通株式等Tier1比率 (%)	12.25	12.07	12.03	12.75	12.34
単体Tier1比率 (%)	12.25	12.07	12.03	12.75	12.34
単体総自己資本比率 (%)	13.59	13.41	13.16	13.57	13.02
自己資本利益率 (%)	1.75	1.28	3.39	3.80	1.49
株価収益率	—倍	—倍	—倍	—倍	—倍
配当性向 (%)	28.83	38.88	14.36	12.39	31.04
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	3,816 [853]人	3,773 [884]人	3,753 [908]人	3,765 [917]人	3,798 [895]人

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しています。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しています。

5. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています。商工中金は、国際統一基準を採用しています。

6. 株価収益率については、商工中金の株式は非上場・非登録のため記載していません。

7. 配当性向については、配当の額を期末株式数で除して算出した1株当たりの平均配当額を、1株当たり当期純利益で除して算出しています。

8. 従業員数は、就業人員数(出向者を除く)を記載しています。

>>> 財務諸表

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第52条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項に基づき会計監査人の監査を受けています。

また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PWCあらた有限責任監査法人の監査証明を受けています。

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
現金預け金	1,526,881	1,856,751
現金	27,028	26,559
預け金	1,499,853	1,830,192
コールローン	41,412	45,347
買入金銭債権	27,621	26,573
特定取引資産	21,413	14,132
商品有価証券	3,275	—
特定金融派生商品	18,138	14,132
有価証券	1,514,685	1,383,976
国債	790,036	606,776
地方債	347,202	442,781
社債	284,867	233,223
株式	44,226	38,358
その他の証券	48,351	62,836
貸出金	8,648,176	8,289,724
割引手形	201,695	192,881
手形貸付	305,092	341,666
証書貸付	7,240,610	6,703,553
当座貸越	900,777	1,051,622
外国為替	15,586	16,571
外国他店預け	7,035	7,932
買入外国為替	911	686
取立外国為替	7,640	7,952
その他の資産	89,224	89,254
未決済為替貸	—	2
前払費用	2,861	1,656
未収収益	5,702	4,918
金融派生商品	2,085	257
金融商品等差入担保金	73,014	77,944
その他の資産	5,559	4,474
有形固定資産	43,271	36,198
建物	16,980	15,762
土地	23,214	18,210
リース資産	0	—
建設仮勘定	949	740
その他の有形固定資産	2,126	1,484
無形固定資産	11,021	11,854
ソフトウェア	6,986	6,317
その他の無形固定資産	4,034	5,536
前払年金費用	21,072	28,697
繰延税金資産	32,396	35,446
支払承諾見返	102,699	104,966
支払承諾見返	101,356	103,730
代理貸付保証見返	1,343	1,236
貸倒引当金	△205,239	△189,665
資産の部合計	11,890,224	11,749,830

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
預金	4,892,270	5,057,977
当座預金	539,147	525,729
普通預金	1,128,118	1,127,315
通知預金	35,772	35,239
定期預金	3,099,081	3,288,142
その他の預金	90,149	81,550
譲渡性預金	257,222	284,360
債券発行高	4,459,540	4,238,310
債券貸借取引受入担保金	580,278	593,243
特定取引負債	12,653	8,404
特定金融派生商品	12,653	8,404
借入金	461,779	341,129
借入金	461,779	341,129
外国為替	8	30
外国他店預り	1	13
売渡外国為替	6	2
未払外国為替	—	14
その他の負債	100,261	84,490
未払法人税等	7,575	6,066
未払費用	6,444	5,696
前受収益	5,351	4,747
従業員預り金	3,973	3,988
金融派生商品	678	823
金融商品等受入担保金	5,597	16,083
リース債務	0	—
資産除去債務	157	196
未払債券元金	37,212	5,679
その他の負債	33,270	41,209
賞与引当金	4,410	4,390
退職給付引当金	19,932	19,812
役員退職慰労引当金	78	17
睡眠債券払戻損失引当金	27,395	50,243
環境対策引当金	143	144
支払承諾	102,699	104,966
支払承諾	101,356	103,730
代理貸付保証	1,343	1,236
負債の部合計	10,918,673	10,787,521
(純資産の部)		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	135,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	177,595	187,583
利益準備金	21,511	22,411
その他利益剰余金	156,083	165,171
固定資産圧縮積立金	465	433
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	106,046	115,167
自己株式	△1,049	△1,061
株主資本合計	946,009	940,986
その他有価証券評価差額金	25,516	21,317
繰延ヘッジ損益	24	5
評価・換算差額等合計	25,540	21,323
純資産の部合計	971,550	962,309
負債及び純資産の部合計	11,890,224	11,749,830

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2017年度	2018年度
	(2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで)	(2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで)
経常収益	170,187	146,437
資金運用収益	113,183	101,929
貸出金利息	103,701	92,450
有価証券利息配当金	5,722	5,603
コールローン利息	857	1,264
預け金利息	1,232	1,247
金利スワップ受入利息	32	21
その他の受入利息	1,637	1,342
役務取引等収益	9,357	9,668
受入為替手数料	1,469	1,450
その他の役務収益	7,887	8,218
特定取引等収益	2,579	2,948
商品有価証券収益	17	—
特定取引有価証券収益	—	1
特定金融派生商品収益	2,561	2,946
その他業務収益	1,714	1,479
外国為替売買益	1,393	943
国債等債券売却益	318	536
金融派生商品収益	2	—
その他経常収益	43,354	30,411
貸倒引当金戻入益	20,984	—
償却債権取立益	100	46
株式等売却益	350	454
その他の経常収益	21,918	29,910
経常費用	113,240	115,645
資金調達費用	7,490	7,277
預金利息	2,844	2,971
譲渡性預金利息	612	1,080
債券利息	2,097	1,555
コールマネー利息	△16	△1
売現先利息	0	—
債券貸借取引支払利息	45	57
借入金利息	1,866	1,574
その他の支払利息	40	38
役務取引等費用	2,620	2,016
支払為替手数料	400	405
その他の役務費用	2,219	1,611
特定取引費用	0	9
商品有価証券費用	—	9
特定取引有価証券費用	0	—
その他業務費用	139	611
国債等債券売却損	12	77
国債等債券償却	114	143
債券発行費償却	12	17
金融派生商品費用	—	373
営業経費	77,408	77,715
その他経常費用	25,581	28,014
貸倒引当金繰入額	—	1,419
貸出金償却	314	349
株式等売却損	27	30
株式等償却	10	152
その他の経常費用	25,227	26,062
経常利益	56,947	30,791
特別利益	102	686
固定資産処分益	102	686
特別損失	745	6,850
固定資産処分損失	187	89
減損損失	558	6,760
税引前当期純利益	56,304	24,628
法人税、住民税及び事業税	13,178	11,342
法人税等調整額	6,830	△1,200
法人税等合計	20,008	10,142
当期純利益	36,295	14,485

■ 株主資本等変動計算書

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金
				その他資本剰余金
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
当期変動額	—	—	—	0
危険対応準備金の国庫納付	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0

	株主資本				利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	20,612	501	49,570	75,112	145,796
当期変動額	—	—	—	—	—
危険対応準備金の国庫納付	—	—	—	—	—
剰余金の配当	899	—	—	△5,396	△4,497
当期純利益	—	—	—	36,295	36,295
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△35	—	35	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	899	△35	—	30,934	31,798
当期末残高	21,511	465	49,570	106,046	177,595

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,038	914,223	23,510	—	23,559	937,782
当期変動額	—	—	—	—	—	—
危険対応準備金の国庫納付	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△4,497	—	—	—	△4,497
当期純利益	—	36,295	—	—	—	36,295
自己株式の取得	△11	△11	—	—	—	△11
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	2,005	△23	1,981	1,981
当期変動額合計	△11	31,786	2,005	△23	1,981	33,768
当期末残高	△1,049	946,009	25,516	24	25,540	971,550

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金
				その他資本剰余金
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
当期変動額	—	—	—	0
危険対応準備金の国庫納付	—	△15,000	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	0
自己株式の処分	—	—	—	0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△15,000	—	0
当期末残高	218,653	135,000	400,811	0

	株主資本				利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,511	465	49,570	106,046	177,595
当期変動額	—	—	—	—	—
危険対応準備金の国庫納付	—	—	—	—	—
剰余金の配当	899	—	—	△5,396	△4,497
当期純利益	—	—	—	14,485	14,485
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△32	—	32	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	899	△32	—	9,120	9,988
当期末残高	22,411	433	49,570	115,167	187,583

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,049	946,009	25,516	24	25,540	971,550
当期変動額	—	—	—	—	—	—
危険対応準備金の国庫納付	—	△15,000	—	—	—	△15,000
剰余金の配当	—	△4,497	—	—	—	△4,497
当期純利益	—	14,485	—	—	—	14,485
自己株式の取得	△11	△11	—	—	—	△11
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△4,198	△18	△4,217	△4,217
当期変動額合計	△11	△5,023	△4,198	△18	△4,217	△9,241
当期末残高	△1,061	940,986	21,317	5	21,323	962,309

注記事項 (2018年度)

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：2年～60年
その他：2年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠債券戻戻損失引当金
睡眠債券戻戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (6) 環境対策引当金
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (3) 内部取引等
デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、子会社株式に係る将来加算一時差異について、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思決定又は実施計画が存在しないため、繰延税金負債を計上しない処理に変更しております。この変更による影響は軽微であるため、当該影響額については、当事業年度における法人税等調整額に計上しております。また、この変更による1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後に剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後に剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額
株式 3,441百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 56,095百万円
延滞債権額 283,904百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 402百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 23,172百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 363,574百万円
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
193,568百万円
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,024,919百万円
計 1,024,919百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,360百万円
債券貸借取引受入担保金 593,243百万円
借入金 202,631百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
有価証券 3,900百万円
また、その他の資産には、保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
保証金・敷金等 2,031百万円
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
融資未実行残高 1,275,827百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの 1,205,238百万円
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の圧縮記帳額
圧縮記帳額 17,367百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額 一百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 15,000百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 85,738百万円

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。
 睡眠債券の収益計上額 28,443百万円
2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。
 睡眠債券払戻損失引当金繰入額 24,855百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 48,460百万円 |
| 睡眠債券払戻損失引当金 | 15,319 |
| その他 | 9,888 |
| 繰延税金資産小計 | 73,668 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △25,969 |
| 評価性引当額小計 | △25,969 |
| 繰延税金資産合計 | 47,699 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △9,350 |
| 固定資産圧縮積立金 | △190 |
| 前払年金費用 | △2,709 |
| その他 | △2 |
| 繰延税金負債合計 | △12,252 |
| 繰延税金資産の純額 | 35,446百万円 |
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
- | | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.49% |
| (調整) | |
| 評価性引当額の増加 | 13.01 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.47 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.59 |
| 住民税均等割 | 0.57 |
| その他 | △2.77 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 41.18% |

(表示方法の変更)

「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

加えて、前事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました、「睡眠債券払戻損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(重要な後発事象)

連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略して おります。

>>> 資本の状況 (単体)

■ 大株主

・ 普通株式

株主名	持株数 (千株)	発行済株式の総数に占める持株数の割合	株主名	持株数 (千株)	発行済株式の総数に占める持株数の割合
財 務 大 臣	1,016,000	46.68%	大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22%
中部交通共済協同組合	8,085	0.37%	北 央 信 用 組 合	4,662	0.21%
関東交通共済協同組合	6,580	0.30%	協同組合小山教育産業グループ	4,223	0.19%
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27%	共 立 信 用 組 合	3,772	0.17%
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24%	計	1,064,519	48.68%
東京木材問屋協同組合	5,000	0.22%			

(注) 1. 2019年3月31日時点

2. 上記のほか商工中金所有の自己株式10,204千株 (発行済株式総数に占める割合0.46%) があります。

■ 配当

(単位:円、%)

		2017年度	2018年度
1株当たり配当額	普通株式 (政府分)	1.00	1.00
	普通株式 (政府以外分)	3.00	3.00
配 当 性 向 (%)		12.39	31.04

商工中金の配当について

株式会社商工組合中央金庫法第50条で、政府が保有する商工中金株式1株に対する配当は、政府以外の者が所有する商工中金株式1株に対する配当の一定割合となる旨が定められています。その割合は、株式会社商工組合中央金庫法施行令にて、現在、3分の1とされています。

>>> 損益の状況 (単体)

■ 利益総括表

(単位：億円)

	2018/3期	2019/3期
業 務 粗 利 益	1,165	1,061
経 費	752	754
業 務 純 益 (一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 前)	413	306
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	△73
業 務 純 益	413	379
臨 時 損 益	156	△71
経 常 利 益	569	307
特 別 損 益	△6	△61
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	131	113
法 人 税 等 調 整 額	68	△12
当 期 純 利 益	362	144

(注) 業務純益は、商工中金の本来業務にかかる利益を示すもので、下記の算式により算出しています。
業務純益 = 業務粗利益 - (一般貸倒引当金繰入額 + 経費)

■ 業務粗利益

(単位：億円、%)

	2018/3期			2019/3期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資 金 利 益	1,029	27	1,056	914	32	946
役 務 取 引 等 利 益	60	6	67	69	6	76
特 定 取 引 利 益	15	10	25	18	10	29
そ の 他 業 務 利 益	4	11	15	2	5	8
業 務 粗 利 益	1,109	56	1,165	1,005	55	1,061
業 務 粗 利 益 率 (%)	0.91	2.17	0.94	0.87	2.27	0.91

(注) 1. 国内業務部門は、国内店における居住者との円建取引を対象としています。一方、国際業務部門は国内店における外貨建取引、非居住者との円建取引、特別国際金融勘定取引（東京オフショア市場での取引）およびニューヨーク支店における取引を対象としています。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 資金運用勘定・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：億円、%)

		2018/3期			2019/3期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資 金 運 用 勘 定	平 均 残 高	121,204	2,597	122,859	114,310	2,442	115,796
	利 息	1,089	42	1,131	964	54	1,019
	利 回 り (%)	0.89	1.63	0.92	0.84	2.24	0.88
資 金 調 達 勘 定	平 均 残 高	109,978	2,597	111,633	102,989	2,442	104,475
	利 息	60	15	74	50	22	72
	利 回 り (%)	0.05	0.57	0.06	0.04	0.92	0.06

(注) 国内業務から国際業務への円投入額の平均残高は、2018/3期942億円、2019/3期957億円、それに伴う収支は、2018/3期0億円、2019/3期0億円です。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	2018/3期			2019/3期			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
受 取 利 息	残高による増減	△37	△6	△40	△58	△2	△62
	利率による増減	△138	11	△129	△66	14	△50
	純 増 減	△175	5	△170	△124	12	△112
支 払 利 息	残高による増減	△2	△1	△2	△3	△0	△4
	利率による増減	△36	5	△30	△6	8	2
	純 増 減	△38	4	△33	△9	7	△2

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めています。

■ 役務取引等利益の内訳

(単位：億円)

	2018/3期			2019/3期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
役 務 取 引 等 収 益	84	8	93	87	9	96
役 務 取 引 等 費 用	24	2	26	18	2	20

■ 特定取引利益の内訳

(単位：億円)

	2018/3期			2019/3期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
特 定 取 引 利 益	15	10	25	18	10	29
商 品 有 価 証 券 損 益	0	—	0	△0	—	△0
特 定 取 引 有 価 証 券 損 益	△0	—	△0	0	—	0
特 定 金 融 派 生 商 品 損 益	15	10	25	18	10	29
そ の 他 の 特 定 取 引 損 益	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門・国際業務部門ごとに、収益と費用を相殺して計上しています。

2. 特定金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ その他業務利益の内訳

(単位：億円)

	2018/3期			2019/3期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
外 国 為 替 売 買 損 益	—	13	13	—	9	9
国 債 等 債 券 損 益	1	—	1	3	—	3
金 融 派 生 商 品 損 益	2	△2	0	—	△3	△3
そ の 他	△0	—	△0	△0	—	△0
合 計	4	11	15	2	5	8

(注) 金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ 営業経費

(単位：億円)

	2018/3期	2019/3期
給料・手当	381	379
退職給付費用	37	41
福利厚生費	2	2
減価償却費	63	55
土地建物機械賃借料	50	49
営繕費	20	17
消耗品費	7	5
給水光熱費	7	7
旅費	5	7
通信費	9	8
広告宣伝費	8	14
租税公課	57	55
その他	122	131
合計	774	777

■ 臨時損益

(単位：億円)

	2018/3期	2019/3期
不良債権処理額	194	△93
貸出金償却	△3	△3
個別貸倒引当金繰入額	—	△87
債権売却損等	△11	△2
貸倒引当金戻入益	209	—
その他	△38	22
合計	156	△71

(注) 1. 債権売却損等について、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除して表示しています。
2. 2018/3期の貸倒引当金戻入益には、一般貸倒引当金戻入益105億円を含んでいます。

■ 利益率

(単位：%)

	2018/3期	2019/3期
総資産経常利益率	0.46	0.26
純資産経常利益率	5.96	3.18
総資産当期純利益率	0.29	0.12
純資産当期純利益率	3.80	1.49

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$
2. 純資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{純資産の部平均残高}} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

	2018/3期			2019/3期		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用利回り	0.89	1.63	0.92	0.84	2.24	0.88
資金調達原価	0.71	1.51	0.74	0.75	1.92	0.79
総資金利鞘	0.18	0.12	0.18	0.08	0.32	0.08

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
2. 資金調達原価 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$
3. 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達原価

>>> 営業の状況 (単体)

>> 債券・預金

■ 資金量構成

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
債券	44,595 (46.4)	42,383 (44.2)
債券発行高	44,595 (46.4)	42,383 (44.2)
預金	48,922 (50.9)	50,579 (52.8)
組合その他	48,834 (50.8)	50,514 (52.7)
地方公共団体	88 (0.1)	65 (0.1)
譲渡性預金	2,572 (2.7)	2,843 (3.0)
合計	96,090	95,806
債券のうち政府引受	— (—)	— (—)

(注) () 内は構成比です。

■ 商工債発行残高

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
利付商工債	44,595	42,383

■ 商工債発行残高の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間	2017年度	2018年度
1年以下	11,380	10,706
1年超3年以下	20,578	19,710
3年超5年以下	9,344	8,339
5年超7年以下	736	1,398
7年超	2,556	2,229
合計	44,595	42,383

■ 商工債の種類別平均残高

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
利付商工債	46,274	43,245

(注) 債券には、債券募集金を含んでいません。

■ 種目別預金残高

(単位：億円、%)

		2018/3期			2019/3期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
期末 残高	定期性預金	30,986 (64.3)	4 (0.5)	30,990 (63.4)	32,768 (65.8)	112 (14.2)	32,881 (65.0)
	流動性預金	17,024 (35.3)	5 (0.8)	17,030 (34.8)	16,874 (33.9)	7 (1.0)	16,882 (33.4)
	うち有利息預金	11,638 (24.2)	—	11,638 (23.8)	11,625 (23.4)	—	11,625 (23.0)
	その他	164 (0.4)	736 (98.7)	901 (1.8)	143 (0.3)	672 (84.8)	815 (1.6)
	合計	48,176	746	48,922	49,786	793	50,579
	譲渡性預金	2,253	318	2,572	2,371	471	2,843
平均 残高	定期性預金	31,585 (65.1)	53 (6.3)	31,638 (64.0)	32,026 (65.6)	5 (0.7)	32,031 (64.7)
	流動性預金	16,811 (34.6)	9 (1.1)	16,820 (34.1)	16,627 (34.1)	6 (1.0)	16,634 (33.6)
	うち有利息預金	12,022 (24.8)	—	12,022 (24.3)	12,045 (24.7)	—	12,045 (24.3)
	その他	151 (0.3)	789 (92.6)	941 (1.9)	135 (0.3)	717 (98.3)	852 (1.7)
	合計	48,548	852	49,400	48,788	729	49,517
	譲渡性預金	2,310	415	2,725	1,204	427	1,631

- (注) 1. 定期性預金 = 定期預金
 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。
 2. 流動性預金 = 通知預金 + 普通預金 + 当座預金
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
 4. () 内は構成比です。

■ 定期預金の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間		2017年度	2018年度
定期預金	3ヵ月以下	6,702	6,830
	3ヵ月超6ヵ月以下	6,853	7,219
	6ヵ月超1年以下	11,026	10,452
	1年超2年以下	3,311	4,028
	2年超3年以下	2,518	3,834
	3年超	577	516
	合計	30,990	32,881

(注) 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。

■ 預金者別残高

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
一 般 法 人	25,613 (52.4)	25,986 (51.5)
個 人	23,110 (47.2)	24,307 (48.2)
金 融 機 関	100 (0.2)	99 (0.2)
政 府 公 金	88 (0.2)	65 (0.1)
合 計	48,912	50,459

(注) 1. 海外店分、特別国際金融取引勘定および譲渡性預金を除いています。
 2. () 内は構成比です。

>> 融資

■ 貸出金残高

(単位：億円)

		2018/3期			2019/3期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
期 末 残 高	証 書 貸 付	71,157	1,248	72,406	65,698	1,336	67,035
	手 形 貸 付	2,731	319	3,050	3,078	338	3,416
	当 座 貸 越	9,007	—	9,007	10,516	—	10,516
	割 引 手 形	2,016	—	2,016	1,928	—	1,928
	合 計	84,913	1,567	86,481	81,222	1,674	82,897
平 均 残 高	証 書 貸 付	74,214	1,352	75,566	68,102	1,331	69,433
	手 形 貸 付	2,499	354	2,853	2,849	328	3,177
	当 座 貸 越	8,474	—	8,474	9,273	—	9,273
	割 引 手 形	1,652	—	1,652	1,604	—	1,604
	合 計	86,840	1,706	88,547	81,829	1,659	83,489

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■ 貸出金の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間		2017年度	2018年度
貸 出 金	1 年 以 下	37,682	37,571
	1 年 超 3 年 以 下	28,381	25,226
	3 年 超 5 年 以 下	12,121	10,925
	5 年 超 7 年 以 下	3,698	4,110
	7 年 超	4,586	5,052
	期間の定めのないもの	11	10
	合 計	86,481	82,897
う ち 固 定 金 利	1 年 以 下	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	22,459	18,578
	3 年 超 5 年 以 下	8,961	7,211
	5 年 超 7 年 以 下	2,236	2,389
	7 年 超	2,201	2,080
	期間の定めのないもの	—	—
合 計	—	—	
う ち 変 動 金 利	1 年 以 下	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	5,922	6,648
	3 年 超 5 年 以 下	3,159	3,713
	5 年 超 7 年 以 下	1,461	1,720
	7 年 超	2,384	2,971
	期間の定めのないもの	11	10
合 計	—	—	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区分をしていません。

■ 従業員1人当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	2018/3期			2019/3期		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資 金 量	25	22	24	24	42	24
貸 出 金	22	28	22	21	31	21

(注) 1. 資金量 = 債券+預金+譲渡性預金
2. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）の期中平均を使用しています。

■ 1店舗当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	2018/3期			2019/3期		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資 金 量	1,040	328	1,033	1,034	592	1,030
貸 出 金	935	417	929	896	444	891

(注) 1. 資金量 = 債券+預金+譲渡性預金
2. 出張所・営業所を除いた店舗（駐在員事務所は含んでいません）により算出しています。

■ メンバー向け貸出

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
メンバー向け貸出残高	84,783 (98.0)	80,714 (97.9)
メンバー以外への貸出残高	1,698 (2.0)	1,738 (2.1)
合 計	86,481	82,452

(注) 1. メンバーとは、商工中金に出資加入した団体とその構成員です。
2. () 内は構成比です。

■ 貸出金使途別残高

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
設 備 資 金	19,465 (22.5)	17,631 (21.3)
長 期 運 転 資 金	52,853 (61.1)	49,344 (59.5)
短 期 運 転 資 金	14,163 (16.4)	15,921 (19.2)
合 計	86,481	82,897

(注) () 内は構成比です。

■ 貸出金業種別内訳

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
製 造 業	28,572 (33.0)	27,199 (32.8)
うち機械金属製造業	14,819 (17.1)	14,133 (17.0)
農 業, 林 業	293 (0.3)	304 (0.4)
漁 業	36 (0.1)	50 (0.1)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	121 (0.2)	125 (0.2)
建 設 業	2,443 (2.8)	2,359 (2.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	292 (0.3)	262 (0.3)
情報通信業, 運輸業, 郵便業	11,509 (13.3)	11,035 (13.3)
卸 売 業, 小 売 業	27,101 (31.3)	25,719 (31.0)
金 融 業, 保 険 業	424 (0.5)	437 (0.5)
不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業	6,503 (7.5)	6,563 (7.9)
各 種 サ ー ビ ス 業	8,629 (10.0)	8,273 (10.0)
地 方 公 共 団 体	3 (0.0)	2 (0.0)
そ の 他	132 (0.2)	118 (0.1)
海外及び特別国際金融取引勘定分	417 (0.5)	444 (0.5)
合 計	86,481	82,897

(注) ()内は構成比です。

■ 貸出金担保別内訳

(単位：億円、%)

	2017年度	2018年度
当 金 庫 預 金 ・ 債 券	1,208 (1.4)	1,104 (1.3)
有 価 証 券	445 (0.5)	395 (0.5)
債 権	392 (0.5)	377 (0.5)
商 品	112 (0.1)	100 (0.1)
不 動 産	36,044 (41.7)	35,117 (42.4)
そ の 他 担 保	2,052 (2.4)	2,034 (2.5)
計	40,255 (46.6)	39,130 (47.2)
保 証	30,905 (35.7)	27,880 (33.6)
信 用	15,320 (17.7)	15,885 (19.2)
合 計	86,481	82,897

(注) ()内は構成比です。

■ 支払承諾見返担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2017年度	2018年度
当 金 庫 預 金 ・ 債 券	5,182 (5.0)	5,503 (5.2)
有 価 証 券	320 (0.3)	348 (0.3)
債 権	— (0.0)	— (0.0)
商 品	— (0.0)	— (0.0)
不 動 産	24,383 (23.7)	23,670 (22.6)
そ の 他 担 保	1,002 (1.0)	969 (0.9)
計	30,887 (30.0)	30,490 (29.0)
保 証	55,325 (53.9)	52,962 (50.5)
信 用	16,487 (16.1)	21,514 (20.5)
合 計	102,699	104,966

(注) () 内は構成比です。

■ 預託制度融資残高

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
預 託 制 度 融 資 残 高	862	722

■ 委託代理貸付金残高

(単位：件、億円)

		2017年度		2018年度	
設 備 資 金	件 数	507		445	
	金 額	36		31	
運 転 資 金	件 数	0		0	
	金 額	—		—	
合 計	件 数	507		445	
	金 額	36		31	

■ 貸出金の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

		2018/3期			2019/3期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
貸 出 金	(A)	84,913	1,567	86,481	81,222	1,674	82,897
債 券 ・ 預 金	(B)	95,025	1,065	96,090	94,541	1,264	95,806
比 率 (%)	(A) / (B)	89.35	147.17	90.00	85.91	132.42	86.52
	期 中 平 均	89.40	134.66	89.98	87.76	143.44	88.44

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 貸倒引当金の増減

(単位：億円)

	2017年度					2018年度				
	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高
			目的 使用	その他*				目的 使用	その他*	
一 般 貸 倒 引 当 金	573	467	—	573	467	467	394	—	467	394
個 別 貸 倒 引 当 金	1,792	1,584	103	1,688	1,584	1,584	1,502	169	1,414	1,502
合 計	2,365	2,052	103	2,262	2,052	2,052	1,896	169	1,882	1,896

*一般貸倒引当金：洗替による取崩額。
個別貸倒引当金：洗替による取崩額。

■ 貸出金償却額

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
貸 出 金 償 却 額	3	3

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ 与信費用

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
与 信 費 用 (A) = (B) + (C)	△194	20
不 良 債 権 処 理 額 (B)	△194	93
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 (C)	—	△73

(注) 2017年度の不良債権処理額には、一般貸倒引当金戻入益105億円を含んでいます。

■ リスク管理債権の状況 (単体)

(単位：億円、%)

		2017年度	2018年度
破綻先債権 (A)		565	560
(IV分類額控除後破綻先債権) (B)		(244)	(244)
延滞債権 (C)		3,199	2,839
(IV分類額控除後延滞債権) (D)		(2,642)	(2,365)
3ヵ月以上延滞債権 (E)		9	4
貸出条件緩和債権 (F)		255	231
リスク管理債権合計 (G) = (A) + (C) + (E) + (F)		4,028	3,635
破綻先債権のうちIV分類額 (H)		321	316
延滞債権のうちIV分類額 (I)		557	473
IV分類額控除後リスク管理債権 (J) = (B) + (D) + (E) + (F)		3,150	2,846
IV分類額控除後貸出金残高 (K)		85,609	82,109
貸出金に占める割合 (%) (J) / (K)		3.7	3.5

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
 3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
 5. IV分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
 6. IV分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は2017年度個別貸倒引当金1,584億円のうち878億円、2018年度個別貸倒引当金1,502億円のうち789億円です）。
 *未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

■ 金融再生法に基づく開示債権額

(単位：億円、%)

		2017年度	2018年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 (A)		1,593	1,465
危険債権 (B)		2,187	1,950
要管理債権 (C)		264	235
小計 (D) = (A) + (B) + (C)		4,045	3,651
IV分類額 (G)		885	794
(IV分類額控除後) (D) - (G)		(3,159)	(2,857)
正常債権		84,858	81,265
合計 (H)		88,904	84,917
貸出金に占める割合 (%) ((D) - (G)) / ((H) - (G))		3.6	3.4

(参考) IV分類額控除後債権の保全状況

(D)のうち担保・保証等による回収見込額 (E)		2,074	1,836
(D)に対して計上した貸倒引当金 (F)		1,548	1,461
引当率 (%) $\frac{(F) - (G)}{((D) - (G)) - (E)}$		61.1	65.3
保全率 (%) $\frac{((E) + (F)) - (G)}{(D) - (G)}$		86.6	87.6

- (注) 1. 上記は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき査定を行い、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分したものです。
 2. 開示債権の区分
 ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権……破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
 ②危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権
 ③要管理債権……上記①②を除く、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権
 ④正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして上記①～③の債権以外のものに区分される債権
 3. IV分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
 4. IV分類額控除後とは、注2①～③の開示債権額の合計から、注3の金額を控除した金額です。

>> 証券

■ 商品有価証券平均残高

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
商 品 国 債	30	12

■ 有価証券種類別残高

(単位：億円、%)

		2018/3期			2019/3期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
期 末 残 高	国 債	7,900 (52.2)	—	7,900 (52.2)	6,067 (43.9)	—	6,067 (43.8)
	地 方 債	3,472 (23.0)	—	3,472 (22.9)	4,427 (32.0)	—	4,427 (32.0)
	短 期 社 債	— (—)	—	— (—)	— (—)	—	— (—)
	社 債	2,848 (18.8)	—	2,848 (18.8)	2,332 (16.9)	—	2,332 (16.9)
	株 式	442 (2.9)	—	442 (2.9)	383 (2.7)	—	383 (2.8)
	そ の 他 の 証 券	473 (3.1)	10 (100.0)	483 (3.2)	617 (4.5)	11 (100.0)	628 (4.5)
	うち外国債券	—	10 (100.0)	10 (0.1)	—	11 (100.0)	11 (0.1)
	合 計	15,136	10	15,146	13,828	11	13,839
平 均 残 高	国 債	8,460 (56.5)	—	8,460 (56.5)	6,177 (45.9)	—	6,177 (45.9)
	地 方 債	2,688 (18.0)	—	2,688 (17.9)	3,979 (29.6)	—	3,979 (29.6)
	短 期 社 債	— (—)	—	— (—)	— (—)	—	— (—)
	社 債	3,250 (21.7)	—	3,250 (21.7)	2,632 (19.6)	—	2,632 (19.5)
	株 式	226 (1.5)	—	226 (1.5)	224 (1.7)	—	224 (1.7)
	そ の 他 の 証 券	344 (2.3)	11 (100.0)	356 (2.4)	434 (3.2)	11 (100.0)	445 (3.3)
	うち外国債券	—	11 (100.0)	11 (0.1)	—	11 (100.0)	11 (0.1)
	合 計	14,970	11	14,982	13,448	11	13,460

(注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
2. () 内は構成比です。

■ 有価証券の時価等情報

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
当事業年度の損益に含まれた評価差額	2	—

(2) 満期保有目的の債券

(単位：億円)

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,460	2,538	78	2,454	2,520	66
	地方債	169	169	0	834	837	2
	社債	204	206	2	204	205	1
	小計	2,833	2,914	81	3,493	3,564	70
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	676	671	△4	7	7	△0
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	676	671	△4	7	7	△0
合 計	3,510	3,586	76	3,500	3,571	70	

(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

(単位：億円)

	2017年度			2018年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	34	34
関連法人等株式	—	—
合 計	34	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式および関連法人等株式」には含めていません。

(4) その他有価証券

(単位：億円)

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	308	84	224	246	77	168
	債券	9,273	9,216	57	9,108	9,054	54
	国債	5,440	5,399	40	3,613	3,591	21
	地方債	1,764	1,759	5	3,585	3,563	22
	社債	2,068	2,057	11	1,909	1,899	10
	その他	325	228	96	326	228	98
	小計	9,907	9,529	377	9,681	9,360	321
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8	10	△2	13	17	△4
	債券	1,437	1,442	△5	218	219	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	862	865	△2	—	—	—
	社債	575	577	△2	218	219	△0
	その他	210	212	△2	345	354	△9
	小計	1,655	1,666	△10	576	591	△15
合 計		11,563	11,196	367	10,258	9,952	306

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：億円)

	種類	2017年度	2018年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
株	式	91	89
そ	の	—	—
合	計	91	89

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

■ 金銭の信託の時価等情報

- (1) 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- (2) 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- (3) その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）
該当ありません。

■ 有価証券の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

		2018/3期			2019/3期		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
有 価 証 券	(A)	15,136	10	15,146	13,828	11	13,839
債 券 ・ 預 金	(B)	95,025	1,065	96,090	94,541	1,264	95,806
比 率 (%)	(A) / (B)	15.92	0.98	15.76	14.62	0.87	14.44
	期 中 平 均	15.41	0.94	15.22	14.42	0.95	14.25

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 公共債ディーリング実績

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
売 買 高	—	30
平 均 残 高	30	12

(注) ディーリング実績はすべて国債です。

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
2017年度	国債	1,578	6,120	201	—	—	7,900
	地方債	47	414	3,010	—	—	3,472
	社債	567	1,840	440	—	—	2,848
	株式	—	—	—	—	442	442
	その他の証券	—	10	198	—	274	483
	うち外国債券	—	10	—	—	—	10
	合計	2,193	8,386	3,850	—	717	15,146
2018年度	国債	1,840	4,227	—	—	—	6,067
	地方債	205	519	3,702	—	—	4,427
	社債	409	1,691	231	—	—	2,332
	株式	—	—	—	—	383	383
	その他の証券	11	—	240	49	326	628
	うち外国債券	11	—	—	—	—	11
	合計	2,466	6,438	4,174	49	710	13,839

(注) 満期保有目的の債券およびその他有価証券の償還予定額（貸借対照表計上額）を記載しています。

>> 国際

■ 取引種類別外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

	2017年度	2018年度
買 易 為 替	3,794	3,973
買 易 外 為 替	1,732	1,729
資 本 取 引	1,425	1,264
合 計	6,952	6,967

(注) 海外店分を含みます。

■ 外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	2017年度	2018年度
外 貨 建 資 産 残 高	1,814	1,876

(注) 国内店の外貨建資産および海外店の資産を表示しています。

>> その他

■ 内国為替取扱高

(単位：千件、億円)

		2017年度	2018年度
送金為替	各地へ向けた分	件数	1,760
		金額	96,232
	各地より受けた分	件数	1,649
		金額	103,418
代金取立	各地へ向けた分	件数	437
		金額	8,810
	各地より受けた分	件数	14
		金額	264
合 計	件数	3,862	
	金額	208,727	

■ 職員の状況

(単位：人、千円)

	2017年度	2018年度
職 員 数	3,857	3,891
平 均 年 齢	39歳7ヵ月	39歳4ヵ月
平 均 勤 続 年 数	16年8ヵ月	16年3ヵ月
平 均 給 与 月 額	463	459

(注) 1. 職員数は嘱託・臨時雇用(2017年度1,036人、2018年度988人)を含んでいません。
 2. 2018年度の平均給与月額、2019年3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものです。

■ デリバティブ取引情報

デリバティブ取引についての取組方針、リスク管理方法などは以下の通りです。

デリバティブ取引に対する取組み

取引の大半は、お取引先のニーズへの対応とALMリスクコントロールを目的としています。

●お取引先のニーズ

市場金利や為替変動に伴う資金調達コストや仕入コストの増加などをヘッジするニーズに対応するために提供するスワップ・オプション・為替予約。

●ALMリスクコントロール

貸出・債券などのオンバランス取引から発生する金利リスクをコントロールするための金利スワップなど。

デリバティブ取引におけるリスク

貸出・有価証券などのオンバランス取引と同様に信用リスク、市場リスクなどがあります。

●信用リスク

取引相手方の契約不履行により生じるリスクです。貸出などオンバランス取引については元本や利息などが信用リスク額となりますが、デリバティブ取引の場合、時価評価を行い、カレントエクスポージャー方式で信用リスク額を算出しています。

●市場リスク

オンバランス取引同様、デリバティブ取引についても金利・為替レート・株価などの変動によりその取引の市場価値が変動するリスクがあります。

各種リスクに対する管理態勢等

●信用リスク

お取引先との取引については、貸出に伴うリスクと一体で管理を行っています。金融機関などを取引の相手方とする市場取引についても、他の市場取引と同様にお取引先別および国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っています。

●市場リスク

リスクの種類や業務ごとにVaRや10bpv等の上限額および損失限度を設定して管理を行っています。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っています。

用語解説

デリバティブ取引

債券や金利、為替などの現物商品から派生した金融商品のことで、「金融派生商品」ともいいます。デリバティブ取引は、現物商品の価格変動リスクなどの回避や、低コスト資金調達、高利回り資金運用などを目的に開発され、代表的なものに、「先物取引」「スワップ取引」「オプション取引」などがあります。

先物取引 ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で売買すべきことを、前もって約定しておく取引のことです。

スワップ取引 契約の当事者間で、将来発生するキャッシュ・フロー（資金の流れ）を交換する取引のことです。例えば、同一通貨の変動金利と固定金利を交換する金利スワップや、ドル建金利と円建金利を交換する通貨スワップなどがあります。

オプション取引 ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で購入できる権利（コール）や売却できる権利（プット）を売買する取引のことです。オプションの購入者はオプション料を対価としてオプションを行使する権利を取得し、売却者はオプションの行使に応じる義務を負います。対象とする金融商品により、金利オプション、通貨オプションなどがあります。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	2017年度				2018年度					
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益		
		うち1年超				うち1年超				
金融商品取引所	金利先物	売 建	—	—	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—	—	—		
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—	—	—		
店頭	金利先渡契約	売 建	—	—	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—	—	—		
	金利スワップ	受取固定・支払変動	2,265,850	1,734,968	28,572	28,572	1,850,138	1,340,462	28,629	28,629
		受取変動・支払固定	2,246,833	1,664,477	△23,448	△23,448	1,857,410	1,242,108	△23,347	△23,347
その他	金利オプション	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
		売 建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	買 建	—	—	—	—	—	—	—	—
		売 建	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			5,124	5,124			5,281	5,281		

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	2017年度				2018年度					
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益		
		うち1年超				うち1年超				
金融商品取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—	—	—		
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—	—	—		
店頭	通貨スワップ		1,534,475	1,336,748	969	969	1,431,741	1,198,024	△117	△117
		為替予約	売 建	49,463	3,151	1,222	1,222	41,279	4,441	△172
	通貨オプション	買 建	39,012	2,890	△459	△459	33,344	4,092	161	161
		売 建	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	買 建	—	—	—	—	—	—	—	—	
	売 建	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計			1,732	1,732			△128	△128		

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しています。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度			2018年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	16,250	16,250	35	8,750	3,750	8
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	有価証券、貸出金、 債券、借入金	2,598,825	2,104,125	8,229	2,783,575	2,106,575	16,117
			197,018	195,924	△4,985	198,633	197,540	△4,915
合	計				3,279			11,210

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

(バーゼルⅢに基づく開示)

自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する開示事項	96
定性的開示事項	
1. 連結の範囲に関する事項	114
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	115
3. 商工中金グループ全体のリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要	115
4. 信用リスクに関する事項	116
5. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制概要	120
6. 派生商品取引およびレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスクに関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要	121
7. 証券化取引に係るリスクに関する事項	122
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	123
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要	124
10. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）に関する事項	124
11. (連結) 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	125
12. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異およびその要因に関する説明	125
定量的開示事項	
1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	126
2. 信用リスク（証券化取引、派生商品取引、レポ取引等を除く）に関する事項	126
3. 標準的手法を採用した場合複数の資産および取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額	127
4. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	128
5. 別紙様式による開示事項	128
レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	153
2. 前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因	153
3. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	154
4. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因	154
流動性に係る経営の健全性の状況	
流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針および手続の概要に関する事項	155
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	155
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	155
流動性カバレッジ比率に関する開示事項	
1. 定性的開示事項	156
(1) 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	156
(2) 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	156
(3) 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	156
(4) その他流動性カバレッジ比率に関する事項	156
2. 定量的開示事項	157
(1) 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	157
(2) 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	158

>>> 自己資本の充実の状況

>> 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（単体）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月期	2018年3月期	別紙様式 第十号 (CC2) の参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	400,678	390,701	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653	1a
2	うち、利益剰余金の額	187,583	177,595	2
1c	うち、自己株式の額（△）	1,061	1,049	1c
26	うち、社外流出予定額（△）	4,496	4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	557,134	576,351	3
	うち、危機対応準備金の額	135,000	150,000	3-①
	うち、特別準備金の額	400,811	400,811	3-②
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	957,812	967,053	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,240	7,634	
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,240	7,634	9
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	
11	繰延ヘッジ損益の額	5	24	11
12	適格引当金不足額	—	—	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
15	前払年金費用の額	19,947	14,647	15
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	—	—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	28,193	22,306	

▼ 自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
 ▼ 自己資本の構成に関する開示事項
 ▼ 自己資本の充実の状況

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（単体）					
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ	
		2019年3月期	2018年3月期	別紙様式 第十号 (CC2) の参照項目	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））	(ハ)	929,619	944,746	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額	(二)	—	—	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—		
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—		
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—		
42	Tier2資本不足額	—	—		
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額	(ホ)	—	—	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））	(ヘ)	—	—	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））	(ト)	929,619	944,746	
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	10,000	46
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,500	4,000	47+49	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	39,440	46,771		
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	39,440	46,771	50a	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—		
51	Tier2資本に係る基礎項目の額	(チ)	50,940	60,771	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—		
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—		
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—		
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—		
57	Tier2資本に係る調整項目の額	(リ)	—	—	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

CC1：自己資本の構成（単体）					
国際様式の 該当番号	項目		イ	ロ	ハ
			2019年3月期	2018年3月期	別紙様式 第十号 (CC2) の参照項目
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ))	(又)	50,940	60,771	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (又))	(ル)	980,559	1,005,517	
リスク・アセット					
60	リスク・アセットの額	(ヲ)	7,530,964	7,408,138	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		12.34%	12.75%	
62	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		12.34%	12.75%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		13.02%	13.57%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額		9,289	11,269	72
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		—	—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		—	—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		47,811	42,208	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額		39,440	46,771	76
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		91,333	89,530	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		1,500	4,000	84
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		1,492	4,992	85

▼自己資本の充実の状況等（パーセルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係

(単位：百万円)

科目	公表貸借対照表		付表参照番号
	2018年3月期		
(資産の部)			
現金預け金		1,526,881	
コールローン		41,412	
買入金銭債権		27,621	
特定取引資産		21,413	6-a
有価証券		1,514,685	6-b
貸出金		8,648,176	6-c
外国為替		15,586	
その他資産		89,224	6-d
有形固定資産		43,271	
無形固定資産		11,021	2
前払年金費用		21,072	3
繰延税金資産		32,396	4
支払承諾見返		102,699	
貸倒引当金		△205,239	
資産の部合計		11,890,224	
(負債の部)			
預金		4,892,270	
譲渡性預金		257,222	
債券		4,459,540	
債券貸借取引受入担保金		580,278	
特定取引負債		12,653	6-e
借入金(注)		461,779	7
外国為替		8	
その他負債		100,261	6-f
賞与引当金		4,410	
退職給付引当金		19,932	
役員退職慰労引当金		78	
睡眠債券払戻損失引当金		27,395	
環境対策引当金		143	
支払承諾		102,699	
負債の部合計		10,918,673	
(純資産の部)			
資本金		218,653	1-a
危機対応準備金		150,000	1-b
特別準備金		400,811	1-c
資本剰余金		0	1-d
利益剰余金		177,595	1-e
自己株式		△1,049	1-f
株主資本合計		946,009	
その他有価証券評価差額金		25,516	
繰延ヘッジ損益		24	5
評価・換算差額等合計		25,540	1-g
純資産の部合計		971,550	
負債及び純資産の部合計		11,890,224	

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

(注) 借入金には劣後借入金20,000百万円を含んでおり、このうち10,000百万円については、自己資本の構成の開示では、その算入上限額勘案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

2019年3月期

(単位：百万円)

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ハ	ニ
	公表貸借対照表	別紙様式第一号を参照する番号又は記号	付表参照番号
(資産の部)			
現金預け金	1,856,751		
コールローン	45,347		
買入金銭債権	26,573		
特定取引資産	14,132	72	6-a
有価証券	1,383,976	72	6-b
貸出金	8,289,724	72	6-c
外国為替	16,571		
その他資産	89,254	72	6-d
有形固定資産	36,198		
無形固定資産	11,854	9、75	2
前払年金費用	28,697	15、75	3
繰延税金資産	35,446	75	4
支払承諾見返	104,966		
貸倒引当金	△189,665	50a、76	
資産の部合計	11,749,830		
(負債の部)			
預金	5,057,977		
譲渡性預金	284,360		
債券	4,238,310		
債券貸借取引受入担保金	593,243		
特定取引負債	8,404	72	6-e
借入金(注)	341,129	46、47+49、84、85	7
外国為替	30		
その他負債	84,490	72	6-f
賞与引当金	4,390		
退職給付引当金	19,812		
役員退職慰労引当金	17		
睡眠債券払戻損失引当金	50,243		
環境対策引当金	144		
支払承諾	104,966		
負債の部合計	10,787,521		
(純資産の部)			
資本金	218,653	1a	1-a
危機対応準備金	135,000	3、3-①	1-b
特別準備金	400,811	3、3-②	1-c
資本剰余金	0	1a	1-d
利益剰余金	187,583	2	1-e
自己株式	△1,061	1c	1-f
株主資本合計	940,986		
その他有価証券評価差額金	21,317		
繰延ヘッジ損益	5	11	5
評価・換算差額等合計	21,323	3	1-g
純資産の部合計	962,309		
負債及び純資産の部合計	11,749,830		

(注) 借入金には劣後借入金15,000百万円を含んでおり、このうち5,000百万円については、自己資本の構成の開示では、その算入上限額動案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係〈付表〉

【注記事項】

※経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

■ 1.株主資本及び評価・換算差額等

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
資本金	218,653	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000	135,000		1-b
特別準備金	400,811	400,811		1-c
資本剰余金	0	0		1-d
利益剰余金	177,595	187,583		1-e
自己株式	△1,049	△1,061		1-f
株主資本合計	946,009	940,986		
その他有価証券評価差額金	25,516	21,317		
繰延ヘッジ損益	24	5		
評価・換算差額等合計	25,540	21,323		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
普通株式に係る株主資本の額	395,198	405,175	普通株式に係る株主資本（社外 流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	177,595	187,583		2
うち、自己株式の額（△）	1,049	1,061		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	576,351	557,134		
うち、危機対応準備金の額	150,000	135,000		3
うち、特別準備金の額	400,811	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある 優先株式に係る株主資本	31a

■ 2.無形固定資産

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
無形固定資産	11,021	11,854		2

上記に係る税効果	3,386	3,614		
----------	-------	-------	--	--

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
無形固定資産 その他の無形固定資産	7,634	8,240	のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライセンスに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不 算入額	—	—		74

■ 3.前払年金費用

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
前払年金費用	21,072	28,697		3

上記に係る税効果	6,425	8,749	
----------	-------	-------	--

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
前払年金費用の額	14,647	19,947		15

■ 4.繰延税金資産

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延税金資産	32,396	35,446		4

その他の無形固定資産の税効果勘案分	3,386	3,614	
前払年金費用の税効果勘案分	6,425	8,749	

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	42,208	47,811		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に係る調整項目不算入額	42,208	47,811		75

▼自己資本の充実の状況等（ハルセルIIIに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

■ 5.繰延ヘッジ損益

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延ヘッジ損益	24	5		5

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延ヘッジ損益の額	24	5	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

■ 6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
特定取引資産	21,413	14,132	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,514,685	1,383,976		6-b
貸出金	8,648,176	8,289,724	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	89,224	89,254	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	12,653	8,404	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	100,261	84,490	金融派生商品を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
自己保有資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		16
その他Tier1相当額	—	—		37
Tier2相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		17
その他Tier1相当額	—	—		38
Tier2相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本等調達手段の額	11,269	9,289		
普通株式等Tier1相当額	—	—		18
その他Tier1相当額	—	—		39
Tier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—		54
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	11,269	9,289		72
その他金融機関等（10%超出資）	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier1相当額	—	—		40
Tier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—		73

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

■ 7.その他資本調達手段

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
借入金	461,779	341,129		7
合計	461,779	341,129		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	10,000		46

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円、％）

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月期	2018年3月期	別紙様式 第十一号 (CC2) の参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	411,001	400,079	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653	1a
2	うち、利益剰余金の額	197,906	186,973	2
1c	うち、自己株式の額（△）	1,061	1,049	1c
26	うち、社外流出予定額（△）	4,496	4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	544,787	564,010	3
	うち、危機対応準備金の額	135,000	150,000	3-①
	うち、特別準備金の額	400,811	400,811	3-②
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	955,788	964,090	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	8,335	7,638	
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	8,335	7,638	9
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	
11	繰延ヘッジ損益の額	5	24	11
12	適格引当金不足額	—	—	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
15	退職給付に係る資産の額	10,123	5,264	15
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	—	—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	18,465	12,927	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	937,323	951,162	

▼自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）

▼自己資本の充実の状況

CC1：自己資本の構成（連結）					
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ	
		2019年3月期	2018年3月期	別紙様式 第十一号 (CC2) の参照項目	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		—	—	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—	
33	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		—	—	
35	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		—	—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)		—	—	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		—	—	
42	Tier2資本不足額		—	—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		—	—	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		—	—	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		937,323	951,162	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		—	—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		—	—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		10,000	10,000	46
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		—	—	
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額		—	—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		2,637	5,517	
47	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		1,500	4,000	47
49	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		1,137	1,517	49
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		39,876	47,269	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		39,876	47,269	50a
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		—	—	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		52,514	62,786	

▼自己資本の充実の状況等（パーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月期	2018年3月期	別紙様式 第十一号 (CC2) の参照項目
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	
54	少数出資金金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	52,514	62,786	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	989,838	1,013,949	
リスク・アセット				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	7,617,181	7,492,773	
連結自己資本比率及び資本バッファ				
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	12.30%	12.69%	
62	連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	12.30%	12.69%	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	12.99%	13.53%	
64	最低連結資本バッファ比率	2.50%	1.87%	
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50%	1.87%	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.00%	0.00%	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	—	—	
68	連結資本バッファ比率	4.99%	5.53%	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	9,296	11,276	72
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	49,717	44,354	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	39,876	47,269	76
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	92,342	90,519	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	2,637	5,517	84
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	4,148	7,268	85

▼自己資本の構成に関する開示事項
 ▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
 ▼自己資本の充実の状況

連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係

(単位：百万円)

科目	公表連結貸借対照表		付表参照番号
	2018年3月期		
(資産の部)			
現金預け金		1,526,934	
コールローン及び買入手形		41,412	
買入金銭債権		27,621	
特定取引資産		21,413	6-a
有価証券		1,511,359	2-b, 6-b
貸出金		8,636,946	6-c
外国為替		15,586	
その他資産		178,015	6-d
有形固定資産		44,365	
無形固定資産		10,960	2-a
退職給付に係る資産		7,574	3
繰延税金資産		38,723	4-a
支払承諾見返		102,699	
貸倒引当金		△206,262	
資産の部合計		11,957,351	
(負債の部)			
預金		4,885,242	
譲渡性預金		257,122	
債券		4,459,140	
債券貸借取引受入担保金		580,278	
特定取引負債		12,653	6-e
借入金(注1)		524,579	8
外国為替		8	
その他負債		105,991	6-f
賞与引当金		4,635	
退職給付に係る負債		24,830	
役員退職慰労引当金		114	
睡眠債券払戻損失引当金		27,395	
環境対策引当金		143	
その他の引当金		80	
繰延税金負債		51	4-b
支払承諾		102,699	
負債の部合計		10,984,966	
(純資産の部)			
資本金		218,653	1-a
危機対応準備金		150,000	1-b
特別準備金		400,811	1-c
資本剰余金		0	1-d
利益剰余金		186,973	1-e
自己株式		△1,049	1-f
株主資本合計		955,388	
その他有価証券評価差額金		25,543	
繰延ヘッジ損益		24	5
退職給付に係る調整累計額		△12,367	
その他の包括利益累計額合計		13,199	1-g
非支配株主持分(注2)		3,796	7
純資産の部合計		972,384	
負債及び純資産の部合計		11,957,351	

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注1) 借入金には劣後借入金20,000百万円を含んでおり、このうち10,000百万円については、自己資本の構成の開示では、その算入上限額動案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

(注2) 非支配株主持分には優先株式3,793百万円を含んでおり、自己資本の構成の開示では、その算入上限額動案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

2019年3月期

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ハ	ニ
	公表連結貸借対照表	別紙様式第四号を参照する番号又は記号	付表参照番号
(資産の部)			
現金預け金	1,856,792		
コールローン及び買入手形	45,347		
買入金銭債権	26,573		
特定取引資産	14,132	72	6-a
有価証券	1,380,634	72	2-b, 6-b
貸出金	8,280,606	72	6-c
外国為替	16,571		
その他資産	178,060	72	6-d
有形固定資産	37,276		
無形固定資産	11,880	9、75	2-a
退職給付に係る資産	14,563	15、75	3
繰延税金資産	41,732	75	4-a
支払承諾見返	104,966		
貸倒引当金	△190,601	50a、76	
資産の部合計	11,818,536		
(負債の部)			
預金	5,051,357		
譲渡性預金	284,360		
債券	4,237,910		
債券貸借取引受入担保金	593,243		
特定取引負債	8,404	72	6-e
借入金(注1)	404,589	46、47、84、85	8
外国為替	30		
その他負債	90,346	72	6-f
賞与引当金	4,616		
退職給付に係る負債	24,062		
役員退職慰労引当金	41		
睡眠債券払戻損失引当金	50,243		
環境対策引当金	144		
その他の引当金	84		
繰延税金負債	52		4-b
支払承諾	104,966		
負債の部合計	10,854,453		
(純資産の部)			
資本金	218,653	1a	1-a
危機対応準備金	135,000	3、3-①	1-b
特別準備金	400,811	3、3-②	1-c
資本剰余金	0	1a	1-d
利益剰余金	197,906	2	1-e
自己株式	△1,061	1c	1-f
株主資本合計	951,309		
その他有価証券評価差額金	21,333		
繰延ヘッジ損益	5	11	5
退職給付に係る調整累計額	△12,362		
その他の包括利益累計額合計	8,976	3	1-g
非支配株主持分(注2)	3,796	49、84、85	7
純資産の部合計	964,082		
負債及び純資産の部合計	11,818,536		

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注1) 借入金には劣後借入金15,000百万円を含んでおり、このうち5,000百万円については、自己資本の構成の開示では、その算入上限額勘案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

(注2) 非支配株主持分には優先株式3,793百万円を含んでおり、自己資本の構成の開示では、その算入上限額勘案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示)
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係〈付表〉

【注記事項】

※経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

■ 1.株主資本及びその他の包括利益累計額

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
資本金	218,653	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000	135,000		1-b
特別準備金	400,811	400,811		1-c
資本剰余金	0	0		1-d
利益剰余金	186,973	197,906		1-e
自己株式	△1,049	△1,061		1-f
株主資本合計	955,388	951,309		
その他有価証券評価差額金	25,543	21,333		
繰延ヘッジ損益	24	5		
退職給付に係る調整累計額	△12,367	△12,362		
その他の包括利益累計額合計	13,199	8,976		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
普通株式に係る株主資本の額	404,577	415,498	普通株式に係る株主資本（社外 流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	186,973	197,906		2
うち、自己株式の額（△）	1,049	1,061		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	564,010	544,787		
うち、危機対応準備金の額	150,000	135,000		3
うち、特別準備金の額	400,811	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある 優先株式に係る株主資本	31a

■ 2.無形固定資産

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
無形固定資産	10,960	11,880		2-a
有価証券	1,511,359	1,380,634		2-b
うち、持分法適用会社に係るのれん相当額	—	—	持分法適用会社に係るのれん相 当額	
上記に係る税効果	3,322	3,544		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
無形固定資産 のれんに係るもの	—	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	7,638	8,335	のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライセンスに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不 算入額	—	—		74

■ 3.退職給付に係る資産

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
退職給付に係る資産	7,574	14,563		3
上記に係る税効果	2,309	4,440		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
退職給付に係る資産の額	5,264	10,123		15

■ 4.繰延税金資産

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延税金資産	38,723	41,732		4-a
繰延税金負債	51	52		4-b
その他の無形固定資産の税効果勘案分	3,322	3,544		
退職給付に係る資産の税効果勘案分	2,309	4,440		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	44,354	49,717		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に係る調整項目不算入額	44,354	49,717		75

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

■ 5.繰延ヘッジ損益

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延ヘッジ損益	24	5		5

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
繰延ヘッジ損益の額	24	5	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

■ 6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
特定取引資産	21,413	14,132	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,511,359	1,380,634		6-b
貸出金	8,636,946	8,280,606	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	178,015	178,060	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	12,653	8,404	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	105,991	90,346	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
自己保有資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		16
その他Tier1相当額	—	—		37
Tier2相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		17
その他Tier1相当額	—	—		38
Tier2相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本等調達手段の額	11,276	9,296		
普通株式等Tier1相当額	—	—		18
その他Tier1相当額	—	—		39
Tier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—		54
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	11,276	9,296		72
その他金融機関等（10%超出資）	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier1相当額	—	—		40
Tier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—		73

▼ 自己資本の充実の状況等（ハルセルIIIに基づく開示）
▼ 自己資本の構成に関する開示事項
▼ 自己資本の充実の状況

■ 7.非支配株主持分

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
非支配株主持分	3,796	3,796		7

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
普通株式等Tier1資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分）勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分）勘案後	30-31ab-32
その他Tier1資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分）勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分）勘案後	46
Tier2資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分）勘案後	48-49

■ 8.その他資本調達手段

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	付表 参照番号
	2018年3月期	2019年3月期		
借入金	524,579	404,589		8
合計	524,579	404,589		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	2018年3月期	2019年3月期		
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	10,000		46

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

インターネット上の商工中金のウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/share/library/capitalratio/>) に掲載しています。

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

>> 定性的開示事項

> 1. 連結の範囲に関する事項

- 株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下「自己資本比率告示」という。）第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因
相違点はありません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
八重洲商工株式会社	事務代行業務
株式会社商工中金情報システム	ソフトウェアの開発、計算受託業務
商工サービス株式会社	福利厚生業務
八重洲興産株式会社	不動産管理業務
株式会社商工中金経済研究所	情報サービス、コンサルティング業務
商工中金リース株式会社	リース業務
商工中金カード株式会社	クレジットカード業務

- 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容
該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容
該当ありません。

- 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社7社全てにおいて、債務超過会社はなく自己資本は充実しています。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

＞ 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

商工中金および連結グループ（以下、「商工中金グループ」という。）では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなど、商工中金グループ全体のリスクを把握し普通株式等Tier1資本と対比することにより、自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、信用リスク、市場リスクはVaRなどにより、オペレーショナル・リスクは自己資本比率算出における「基礎的手法」に基づき、リスク量実績の算定を行っています。

また、商工中金グループを取り巻く環境が変化することを想定したストレステストを定期的実施しています。これにより、環境の変化が自己資本にどの程度の影響を及ぼすかを分析しています。

以上のリスク量実績、ストレステスト結果に加えて、リスク計測の対象外としているリスクを踏まえ、普通株式等Tier1資本と対比することにより、自己資本の充実度を評価しています。

＞ 3. 商工中金グループ全体のリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【主要なリスクとリスク許容量】

商工中金グループでは、グループ全体として管理するリスクを次のように定義して、リスク管理を行っています。

市場リスク	金利、為替相場の変動や有価証券等の価格変動に伴い、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク（市場流動性リスク）
決済リスク	決済が予定通りできなくなることに伴い、損失を被るリスク（その原因と性質から、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスクに大別される）
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	<p>役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（事務リスク〔システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク※を含む〕）、およびコンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク〔システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスク※を含む〕）</p> <p>※情報セキュリティリスク：重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏洩、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスク</p>
法的リスク	取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないこと等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等から生じるリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスク

上記リスクのうち、リスク量の計量化が可能である信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについては特に主要なリスクとして、取締役会はリスク許容量の上限値となるリスク資本枠を設定しています。

【リスク管理体制】

商工中金グループでは各々のリスク管理部署を明確化し、個々のリスク管理の一層の強化に努めるとともに、経営企画部をリスク管理の統括部署として、リスク管理機能の高度化を進めています。

リスク管理上重要な事項につきましては、取締役会または経営会議で審議・決定することとしているほか、定期的にと取締役会に対しリスク管理の状況ならびに課題と対応策を報告しているなど、経営陣の十分な関与のもとリスク管理を行っています。

また、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによるリスク管理（統合リスク管理）を担当する部署として、統合リスク管理部を設置しています。

統合リスク管理部は、取締役会が決定したリスク資本枠について、その使用状況を取りまとめ、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。

なお、商工中金グループでは、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しています（詳細は36ページ参照）。

【リスク文化を醸成するための方法】

リスク管理全体に関する規程および各リスクカテゴリー別のリスク管理に関する規程を制定し、役職員に周知するなど、リスク文化の醸成に努めております。

また、リスク資本枠やポジション限度額などの各種限度枠を設定するとともに、限度枠に抵触した場合には、ALM会議などにおいて対策を検討し、必要に応じて、取締役会で計画の見直しをすることとしています。

【リスク計測システムの対象範囲と主な特徴】

信用リスク、市場リスクはVaRなどにより、オペレーショナル・リスクは自己資本比率算出における「基礎的手法」に基づき、リスク量実績の算定を行っています。

【取締役及び取締役会等へのリスク情報の報告手続き】

各リスクカテゴリー別のリスク情報は、定期的に経営会議、各会議、担当取締役等に報告がされています。特に、信用リスクは業種毎や企業規模毎等、市場リスクは商品カテゴリー毎等のエクスポージャーについても、定期的に報告がされています。

また、全てのリスクカテゴリーの主なリスク情報については、定期的に取締役会に報告がされています。

【ストレステストに関する定性的情報】

主に信用リスクと市場リスクを対象として、今後の見通し等を踏まえて設定するストレス事象や過去のストレス事象等のシナリオを設定し、それらシナリオに基づく損失額やVaRなどを算出し、自己資本充実度の評価等に活用しています。

【リスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略・手順、モニタリング等】

信用リスクについては、適正な融資審査を徹底するとともに、信用リスク削減手法を活用してリスクの低減を図っています。また、与信ポートフォリオやリスク量、大口与信状況等についてモニタリングを行っています。

市場リスクについては、10bpv・VaR等の限度枠やリスクコントロール方針等をALM会議で定め、金利スワップ等のデリバティブ取引によりリスクの低減を図っています。また、限度枠の遵守状況等についてモニタリングを行っています。

オペレーショナル・リスクについては、事務指導や教育の徹底、各種事務機器の導入、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を通じた改善活動等により事務リスクの低減を図るとともに、バックアップ体制の整備、システム監査の実施、サイバーセキュリティ対策等によりシステムリスクの低減を図っています。また、内部規定違反、システム障害状況等についてモニタリングを行っています。

＞ 4. 信用リスクに関する事項

■ リスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【信用リスクとは】

信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクのことです。

【信用リスク管理態勢】

①信用リスク管理部署

信用リスク管理の統括部署を与信統括部としています。

与信統括部は、市場関連業務に係る信用リスク管理、カントリーリスクなどに関するリスク管理を含めて、商工中金全体の信用リスクを統括管理しています。

また、信用リスクの審査管理部署はファイナンス本部とし、与信先の財務状況、資金使途および返済財源などを的確に把握し、適切な審査事後管理を行うとともに、与信状況についてモニタリングを行っています。

②信用リスク管理会議

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

【信用リスク管理方針】

商工中金では、「信用リスク管理規程」において信用リスクの管理にかかる基本的事項を定め、信用リスクの的確な把握、適切な管理に努めています。

①基本的考え方

商工中金の資産の太宗は貸出金と有価証券であり、このうち貸出金が信用リスクの大部分を占めています。貸出金の大半は中小企業向けであり、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準や審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

②信用リスク管理プロセス

信用リスク管理統括部署である与信統括部は、信用リスクの把握および評価を適切に行ったうえで、そのリスクをコントロールするための企画、立案を行い、その実施状況をモニタリングしています。これらの一連のプロセスを適切に実施することを通じて、信用リスクのコントロールを図っています。

(1) 自己査定・信用格付制度を活用した管理の実施

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、自己査定、信用格付等に関する基準を定め、その運用状況および基準の適切性を、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っています。

信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

(2) 適正な与信管理の実施

審査面では、ファイナンス本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営サポート部を設けて、積極的に取り組んでいます。

(3) 与信ポートフォリオのモニタリングおよび大口与信管理の実施

適切な信用リスクのコントロールと過度の信用集中リスクを防止する観点からポートフォリオの管理にかかる基準を定め、与信ポートフォリオや信用リスク量、大口与信の状況等についてモニタリングを行い、結果については定期的に信用リスク管理会議に報告しています。

(4) 信用リスク管理プロセスの運用状況に係る検証

こうした信用リスク管理のプロセスなどが適切に行われているかを、監査部が検証しています。

なお、連結子会社にかかる信用リスクについても管理要領を定め、連結子会社の業務の規模・特性を勘案したうえで、連結子会社における信用リスクの的確な把握、適切な管理に努めています。

■ 会計上の引当ておよび償却に関する基準の概要

商工中金では、会計上の引当ておよび償却に関する基準の概要について、以下の通り定めています。

① 債務者区分、信用格付区分の定義、資産の分類、債権区分

債務者区分	信用格付区分	区分の定義	債権区分	資産の分類
正常先	SS	債務履行の確実性が極めて高く、与信管理上の安全性が極めて優れた水準にある先	正常債権	I
	SA	債務履行の確実性が十分に高く、与信管理上の安全性が十分に優れた水準にある先		
	A	債務履行の確実性が高く、与信管理上の安全性が優れた水準にある先		
	B	債務履行の確実性に問題がなく、与信管理上の安全性が十分認められる先		
	C	債務履行の確実性と与信管理上の安全性に当面問題がない先		
	D	債務履行の確実性に現状問題ないが、将来の環境変化に対する抵抗力がやや低い先		
	E	債務履行の確実性に現状問題ないが、将来の環境変化に対する抵抗力が低い先		
要注意先 (非要管理先)	G1	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先などで、今後の管理に注意を要する先であるが、問題などが比較的軽微な先	※2 要管理 債権	I II
	G2	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先などで、今後の管理に注意を要する先		
要注意先 (要管理先)	G3	G3H 貸出条件に問題のある先、履行状況に問題のある先、業況が低調ないし不安定な先または財務内容に問題がある先などで問題が深刻であり、今後の管理に特に注意を要する先、内区分として、リスク管理債権を有する先をG3Y、それ以外をG3Hとする	危険債権	I II III
		G3Y		
破綻懸念先	H	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権	I II III IV
実質破綻先	I	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先		
破綻先	J	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している先 例えば、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止などの事由により、経営破綻に陥っている先		

※1・・・DDS等金融支援実施額についてお取引先の財務状況に応じてIV分類額に分類している
 ※2・・・要注意先の債権のうち「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を要管理債権としている

② 引当・償却の額の算定方法

正常先・要注意先	正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当金を計上しています。 貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当金を計上しています。
破綻懸念先	破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当金として計上しています。 破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当金を計上しています。
実質破綻先・破綻先	破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当金として計上または償却しています。

③債務者区分及び信用格付の区分方法、対象資産の範囲について

債務者区分及び信用格付は、債務者の財務及び非財務情報に基づきスコアリングを行った上で、事業見通しや貸出の履行状況等を踏まえ、決定しています。

また対象資産の範囲については、貸出金のほか、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

④債権を危険債権以下に区分しないことを許容する3ヵ月以上延滞債権について

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権、および延滞債権に該当しないものです。

なお、3ヵ月以上延滞債権を有する債務者については、延滞期間、事業の継続状況、財務・非財務の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて危険債権以下に区分しています。

⑤貸出条件の緩和を実施した債権（3ヵ月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く）について

貸出条件の緩和を実施した債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権、および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に該当する場合であっても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている債務者等については、貸出条件の緩和を実施した債権に非該当としています。

また、貸出条件の緩和を実施した債権を有する債務者については、その経営再建計画の進捗状況や財務、非財務の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて債務者区分の見直しを行い、債務者区分に応じた引当額を計上しています。

⑥引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異について

デフォルトの定義について、引当金の算出上は、債務者区分が正常先及び要注意先から破綻懸念先以下へ遷移した場合としております。自己資本比率の算出上は、3ヵ月以上延滞債権としております。

担保種類について、引当金の算出上は、不動産担保、当金庫定期預金、有価証券を主要な担保として考慮しております。自己資本比率の算出上は、当金庫定期預金、有価証券を主要な担保として考慮しております。

なお、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しています。

■ 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等】

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、すべてのエクスポージャーについて次の適格格付機関が公表する格付を使用しています。

適格格付機関の名称
●株式会社格付投資情報センター (R&I)
●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●S&Pグローバル・レーティング (S&P)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

＞ 5. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、 手続および体制概要

【信用リスク削減手法とは】

「信用リスク削減手法」とは、商工中金が抱える信用リスクを削減させる効果のある担保や保証のことであり、商工中金では、自己資本比率算出にあたって、これらの信用リスク削減効果を反映させています。

商工中金では、担保、保証を商工中金の債権の安全性の補完手段として位置付けていますが、与信取引を行うに際しては、過度に依存することなく、取引先の資力、信用度、資金使途、返済財源等を十分に検討し、回収の確実性を期すこととしています。

なお、自己資本比率算定において信用リスク削減効果を反映させるにあたっては、「包括的手法」を適用しています。「包括的手法」とは、担保等について、価格変動により担保価値が減少するリスクを勘案し、担保価額を時価よりも保守的に減額したうえで、被担保債権の額から差し引くことによって信用リスク・アセットの額を算出する手法です。

【担保に関する評価、管理の方針および手続の概要】

① 評価の方針

商工中金の被担保債権が万一回収困難となった場合に、その担保によって商工中金の債権を安全に確保しうる担保の価格を算定することを目的とし、主要な担保については、次の基準にしたがって評価を行っています。

(主要な担保の種類および評価)

担保の種類	具体的な内容	評価の基準
不動産	土地、建物	(土地) 原則、公示価格標準価格比較法により算出した価格 (建物) 原則、再調達原価法、取得価格法、収益還元法のいずれかにより算出した価格
定期性預金	当金庫定期預金	預り金額
有価証券	上場株式、公共債	市場価格

なお、自己資本比率算出においては、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を反映しています。ただし、貸出金等については適格金融資産担保のうち、現金、当金庫預金および上場株式の信用リスク削減効果を反映しています。

② 管理の方針および手続

担保は、法的な要件を満たす契約書等に基づき、厳格な管理を行っており、定期的に評価替えを行っています。また、抵当権の登記や担保物の占有等により、担保としての効力を確保・維持する管理を行っています。

取引先や担保提供者には、契約内容を説明のうえ、その写しを交付する等し、担保契約についての説明責任を果たしています。

③ 貸出金と当金庫預金の相殺を用いるにあたっての方針および手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

(ア) 相殺を用いる場合の方針および手続の概要

取引先との契約書に、相殺を行う要件を明示し、この要件に適合する状態になった場合、商工中金の債権を回収するために相殺を行っています。

(イ) 相殺を用いる取引の種類、範囲等

相殺は、貸出、支払承諾、外国為替等の銀行取引に伴う債権を対象としています。範囲は、商工中金が有する債権に相当する金額以内の預金となります。

自己資本比率を算定する場合の信用リスク削減手法における預金と相殺可能な商工中金の債権は、貸出金および貸出金より発生する未収収益に限定しております。

④ 派生商品取引およびレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるにあたっての方針および手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引において、一定の条件を満たし法的に有効なネットティングについては、信用リスク削減効果を反映させています。なお、対象は対市場デリバティブ取引であり、ISDAMASTERAGREEMENT等の契約により、信用リスク削減を図っています。

レポ形式の取引については、法的に有効なネットティング契約についての信用リスク削減効果を反映させていません。

⑤保証人およびクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類およびその信用度の説明

(ア) 保証人となる取引相手の種類

中小企業等においては、取引先が会社等の法人であれば代表者、個人であれば事業承継予定者を連帯保証人とするケースが一般的です。

企業グループにおける子会社等においては、当該企業グループの親会社が連帯保証人となるケースもあります。

信用保証協会が中小企業等の事業資金の借入等に対する保証を行う取引は、信用保証協会が保証人となります。

信用保証協会以外の信用補完機関、金融機関が保証を行うケースもあります。

(イ) 保証人の信用度

自己資本比率算出にあたっては、信用度の高い国、地方公共団体、信用保証協会に加えて、外部格付で一定の条件に適合する先の保証について信用リスク削減効果を反映させています。

(ウ) クレジット・デリバティブについて

2019年3月31日現在、クレジット・デリバティブの利用はありません。

⑥信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクおよびマーケット・リスクの集中に関する情報

保証については、全国の中小企業等に対する安定した事業資金を供給することを目的に信用保証制度を活用しており、信用リスク削減手法を適用する保証は、信用保証協会の割合が大きなものとなっています。

有価証券担保については、株式の割合が大きく、種類別、上場市場別に担保掛目を設定するとともに、月に1回評価の見直しを行っています。

なお、連結子会社の有する資産については、信用リスク削減手法を適用していません。

> 6. 派生商品取引およびレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスクに関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、オンバランス取引と一体で管理しており、取引相手の信用リスクに応じた与信限度枠を設定しています。

商工中金では派生商品取引について、カレントエクスポージャー方式により与信相当額を算出しています。

対金融機関向けの派生商品取引においては、信用リスク削減を目的に、必要に応じてISDA Credit Support Annex 契約を締結し、信用リスク削減に努めています。同契約により商工中金が担保を追加提供する場合があります。

対営業店取引先向けの派生商品取引においては、担保による保全を一部考慮し、信用リスク削減に努めています。

引当金の算定については、基準期末の自己査定結果に基づき、Ⅲ分類に対して所定の予想損失率を乗じた額およびⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上しています。

なお、連結子会社における派生商品取引についても、カレントエクスポージャー方式により与信相当額の算出を行っています。

＞ 7. 証券化取引に係るリスクに関する事項

■ リスク特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【証券化取引についての方針】

商工中金は、主に取引先の資金調達手法の多様化、資産オフバランス化による財務改善のニーズへの対応を目的とし、証券化取引を行っています。適格格付機関の付与する格付を有する証券化エクスポージャーのほか、無格付の証券化エクスポージャーの取得も可能ですが、その取得に際しては、裏付資産のデフォルトデータに基づくシミュレーションにより、信用リスク量の測定を行っています。また、保有する証券化エクスポージャーの一部については、信用リスクおよびマーケット・リスク以外に、サービサーリスク、希薄化リスク、債権二重譲渡リスクが内在しています。リスクの性質としては、サービサーリスクはサービサーの破綻や流用等により回収金の引き渡しが滞る、希薄化リスクは債務者の契約取り消し等により債権が消滅する、債権二重譲渡リスクはオリジネーターの故意・過失により同一債権が別の第三者へ譲渡されるというものです。これらのリスクが内在する取引を行う場合には、取引の実施の都度、その回避手段等を検討しています。なお、2019年3月31日現在、商工中金を除く連結グループが投資家である信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありません。

また、商工中金がオリジネーター（直接または間接に証券化取引の原資産の組成に関与している参加者）として証券化取引を実施する場合には、事前にリスクを特定・認識し、リスク移転の程度などを勘案のうえ、その実施を都度検討します。2019年3月31日現在、商工中金がオリジネーターである信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありませんが、これまでに取り組んだ貸出債権の証券化取引では、信用保証協会による信用補完あるいは第三者による劣後保有が行われ、信用リスクを移転しています。なお、連結グループがオリジネーターとして実施するリース債権の証券化取引についても同様の方針で取り組んでいますが、2019年3月31日現在、商工中金を除く連結グループがオリジネーターである信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありません。

なお、2019年3月期の商工中金および連結グループにおいて、再証券化取引を含め、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引は行っていません。

【証券化取引における役割および関与の度合】

商工中金は、主に取引先の債権流動化にかかる証券化商品を取得する投資家として、証券化取引に関与しています。商工中金を除く連結グループは、自己の保有するリース債権の流動化、裏付資産の債権回収および付随するサービスの提供を行うオリジネーター兼サービサーとして、証券化取引に関与しています。

なお、2019年3月31日現在、商工中金および連結グループが「信用補完の提供者」、「ABCPのスポンサー」、「流動性の提供者」、「スワップの提供者」となる取引は行っていません。

■ 「証券化取引における格付の利用に関する基準」として自己資本比率告示に規定する商工中金の体制の整備およびその運用状況の概要

商工中金では、格付を利用する全ての証券化エクスポージャーについて、内在するリスクおよび構造上の特性の変化の有無、裏付資産の信用状態や回収実績等を、取引先の債権流動化にかかる総合調整を行うソリューション事業部が、サービサーや導管体等から定期的に報告を受け、モニタリングしています。また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出担当部署である業務企画部は、算出の都度、ソリューション事業部によるモニタリングの結果を反映することとしており、その体制について規定しています。現状、規定どおりの運用を行っており、格付の利用に関する基準を満たしています。

なお、商工中金を除く連結グループにおいて、格付を利用する証券化エクスポージャーは保有していません。

■ 証券化取引に関する会計方針

(ア) オリジネーターとしての証券化取引

商工中金および連結グループがオリジネーターとして証券化取引を行う場合、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。

(イ) 投資家としての証券化取引

商工中金は、証券化取引に対する投資における会計処理につき、「金融商品に関する会計基準」および日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に即した会計処理を行っています。2019年3月31日現在、商工中金においては、合成型証券化取引に該当する取引はありません。

なお、商工中金および連結グループが証券化取引を目的として保有している資産はありません。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定にあたっては、以下の外部格付機関が公表する格付を使用しています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社格付投資情報センター (R&I) ・株式会社日本格付研究所 (JCR) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

■ その他開示事項

(証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引)

商工中金および連結グループとも、該当する取引はありません。

(契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称および当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響)

該当ありません。

> 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

【オペレーショナル・リスクの管理方針・態勢】

商工中金では、「リスク管理規程」を定め、その中においてオペレーショナル・リスクを「事務リスク」と「システムリスク」と定義するとともに、オペレーショナル・リスク統括部署を事務総合部とし、「事務リスク」を事務総合部が、「システムリスク」をシステム部が管理し、経営上の重要事項としてリスクを極小化すべく、日常業務の中で全役職員がその抑制に努めることとしています。

また、具体的な管理方針として「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、これに基づき各管理部署はリスクの把握および評価を行ったうえで、そのリスク削減に関する企画・立案を行い、実施し、その成果をモニタリングすること (PDCAサイクル) により、適切なリスク管理を行っています。加えて、経営陣による「オペレーショナル・リスク管理会議」においてオペレーショナル・リスクに関する事項について定期的に審議し、経営会議に報告する態勢としています。

連結子会社に対しても管理要領を定め、各管理部署がモニタリングする態勢としています。

(管理するオペレーショナル・リスク)

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正を起こすことにより損失を被るリスク (システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク※を含む)
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク (システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスクを含む)

※情報セキュリティリスク

重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威 (漏えい、不正使用、誤操作、故障など) により失われるリスク

【オペレーショナル・リスクの管理手続】

商工中金グループでは、オペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、コントロール、モニタリングするため、①「損失事象の収集およびモニタリング」、ならびに②「リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）」を行っています。

具体的には、①については事務ミス、システム障害などリスクが顕在化した損失事象を収集する態勢を整備し、リスクを把握・評価、必要な対応策を実施し、その効果についてモニタリングを行うとともに、発生状況・対策状況などについて「オペレーショナル・リスク管理会議」に定期的に報告しています。なお、経営に重大な影響を及ぼす事象については、速やかに経営陣に報告する態勢としています。

また、②については、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することで、リスクの低減に取り組んでおり、リスク評価・対策状況などについて「オペレーショナル・リスク管理会議」に報告しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

単体・連結ともに、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

＞ 9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【リスク管理方針および手続の概要】

商工中金では、保有する出資等又は株式等エクスポージャーについて、自己資本に照らして許容可能な水準に管理しています。

具体的には、信用リスクの枠組みに基づいて残高に上限を設定するとともに、株式等の価格変動リスクについて、ALM会議等において業務目的区分毎にVaR等に限度枠を定め、統合リスク管理部がVaRの計測や遵守状況のモニタリングなどを日次で行い、定期的に経営陣に報告しています。

なお、連結子会社の出資等又は株式等エクスポージャーについて、半期毎にモニタリングを行い、経営陣に報告しています。

【その他有価証券、子会社株式の区分ごとのリスク管理の方針】

その他有価証券については、投資目的区分に応じて政策投資と純投資に区分し、子会社株式は政策投資に含めて管理を行っています。

【重要な会計方針】

その他有価証券に区分される株式などの評価は、時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格（連結子会社においては期末の市場価格）、時価のない株式などについては移動平均法による原価法により行っています。

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

＞ 10. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）に関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

商工中金では、商工中金全体の金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクについて、自己資本に照らして許容可能な水準に管理しています。

具体的には、「市場関連リスク管理規程」等に基づき、ALM会議において、業務目的区分ごとにVaRや10bpv等の限度枠を定め、金利リスクのコントロール方針やヘッジ方針を決定しています。また、統合リスク管理部は、リスク量の計測や遵守状況等のモニタリングなどを日次で行い、定期的に経営陣に報告しています。

また、ヘッジ方針に基づき、金利リスク削減手法として、金利スワップ等のデリバティブ取引を行い、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を適用しています。

なお、連結子会社の金利リスクについて、半期毎にモニタリングを行い、経営陣に報告しています。

■ 金利リスクの算定方法の概要

バーゼルⅢに基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（金利ショックに対する経済価値の減少額）および Δ NII（金利ショックに対する期間収益の減少額）は、以下（ア）～（カ）の前提で計測しています。なお、ストレステスト等の内部管理においては、同様の前提の下で、同等またはより厳しい金利ショックにより計測しています。

算出した Δ EVE、 Δ NIIについて、前期末と比べて大きく変動していません。また、 Δ EVEのTier1資本に対する比率は約6%であり、バーゼルⅢ第二の柱における重要性テストの基準値15%に収まっており、問題のない水準を維持しています。

（ア）流動性預金

円貨の流動性預金について、長期間滞留する預金（コア預金）を保守的な前提の反映により計測しています。コア預金を平均2.5年の元金均等償還として満期を割り当てることにより、円貨の流動性預金は、金利改定の平均満期1.1年、最長の金利改定満期4.9年として金利リスクを計測しています。

（イ）定期預金の早期解約

円貨の定期預金について、過去の期限前返済率を基に保守的な前提の反映により考慮しています。

（ウ）固定金利貸出の期限前返済

Δ EVEにおいては考慮していません。 Δ NIIにおいては、円貨の固定金利貸出について、過去の期限前返済率を基に保守的な前提の反映により考慮しています。

（エ）複数の通貨の集計方法およびその前提

主要な通貨（円貨および米ドル）を対象として、正となる通貨のみを単純合算しています。

（オ）スプレッドに関する前提

Δ EVEにおいてはスプレッドを原則含めていません。 Δ NIIにおいては、キャッシュ・フローにスプレッドを含めています。なお、割引金利間の追随は考慮していません。

（カ）その他の前提

上記以外の項目において、内部モデルは使用していません。なお、 Δ NIIの算出において、預貸等の金利にフロアを設定しています。また、連結子会社の金利リスクは、重要性の観点から、計測に含めていません。

> 11. (連結) 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(単体) p.99～p.104に記載しています。

(連結) p.108～p.113に記載しています。

> 12. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異およびその要因に関する説明

■ 開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明

「有価証券」について、レポ形式の取引による差入担保の金額を信用リスク及びカウンターパーティ信用リスクの行にそれぞれ記載しております。

■ 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異について、開示告示別紙第2号第3面で示される主要な差異項目の説明

信用リスクについて、連結貸借対照表計上額に対し、コミットメントライン等に係る信用供与枠の未引出額に所定の掛目を適用した金額が加算されている一方、信用リスク削減手法による調整として適格金融資産担保の内、連結貸借対照表に計上されていない金額が控除されております。

また、カウンターパーティ信用リスクについて、連結貸借対照表計上額に対し、アドオンの金額が加算されております。

≫ 定量的開示事項

- ＞ 1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

- ＞ 2. 信用リスク（証券化取引、派生商品取引、レポ取引等を除く）に関する事項

■ 地域別・業種別・残存期間別の区分ごとのエクスポージャーの期末残高およびそれらの主な種類別内訳

〈連結〉

(単位：百万円)

	2017年度			2018年度		
	貸出金等	債券	合計	貸出金等	債券	合計
国内合計	11,102,486	1,427,083	12,529,569	11,057,469	1,284,202	12,341,671
国外合計	46,415	1,056	47,471	70,716	1,110	71,826
連結子会社	91,299	—	91,299	91,201	—	91,201
地域別合計	11,240,201	1,428,139	12,668,340	11,219,386	1,285,313	12,504,700
製造業	2,959,941	45,263	3,005,205	2,826,213	29,411	2,855,625
農業、林業	30,081	623	30,705	31,401	466	31,868
漁業	3,631	—	3,631	5,051	—	5,051
鉱業、採石業、砂利採取業	12,550	316	12,867	12,563	198	12,761
建設業	248,568	3,358	251,926	240,017	2,818	242,836
電気・ガス・熱供給・水道業	30,782	350	31,133	27,923	395	28,318
情報通信業、運輸業、郵便業	1,191,256	24,112	1,215,369	1,145,736	17,019	1,162,756
卸売業、小売業	2,764,943	42,583	2,807,527	2,628,893	29,346	2,658,239
金融業、保険業	2,191,165	—	2,191,165	2,516,313	—	2,516,313
不動産業、物品賃貸業	650,038	4,739	654,778	658,435	3,169	661,604
各種サービス業	878,508	10,456	888,964	845,667	6,924	852,591
国・地方公共団体	4,200	1,143,064	1,147,265	24,519	1,051,923	1,076,443
その他	183,231	153,270	336,501	165,448	143,640	309,089
連結子会社	91,299	—	91,299	91,201	—	91,201
業種別合計	11,240,201	1,428,139	12,668,340	11,219,386	1,285,313	12,504,700
1年以下	3,002,717	205,809	3,208,527	3,168,773	238,154	3,406,927
1年超3年以下	1,801,434	399,266	2,200,701	1,771,484	342,141	2,113,626
3年超5年以下	2,615,820	450,790	3,066,611	2,106,384	311,238	2,417,622
5年超7年以下	916,673	162,947	1,079,621	846,638	207,906	1,054,544
7年超10年以下	502,508	208,121	710,629	552,039	185,873	737,912
10年超	593,497	1,203	594,701	657,724	—	657,724
期間の定めなし等	1,716,249	—	1,716,249	2,025,140	—	2,025,140
連結子会社	91,299	—	91,299	91,201	—	91,201
残存期間別合計	11,240,201	1,428,139	12,668,340	11,219,386	1,285,313	12,504,700

(注) 1. 信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
 2. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。
 3. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。

■ 金融再生法に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額および償却額ならびにこれらの地域別・業種別の区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期末残高	引当金	償却額	期末残高	引当金	償却額
国内合計	407,222	155,375	268	367,796	146,007	232
国外合計	—	—	—	1,109	585	—
連結子会社	933	527	6	832	500	2
地域別合計	408,156	155,902	274	369,739	147,093	234
製造業	148,146	47,737	44	135,221	47,146	40
農業、林業	1,004	166	—	1,016	237	—
漁業	218	83	—	246	108	—
鉱業、採石業、砂利採取業	126	0	—	251	19	—
建設業	7,495	2,925	39	7,014	2,932	36
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業、運輸業、郵便業	39,991	16,756	0	32,232	15,196	6
卸売業、小売業	118,798	44,297	149	110,308	42,176	106
金融業、保険業	4,852	3,855	—	4,795	3,794	—
不動産業、物品賃貸業	24,600	12,154	—	22,485	9,858	24
各種サービス業	61,695	27,296	33	55,050	25,070	18
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	293	101	—	282	50	—
連結子会社	933	527	6	832	500	2
業種別合計	408,156	155,902	274	369,739	147,093	234

(注) 信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

■ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
延滞期間1ヵ月未満	1,060	2,520
延滞期間1ヵ月以上2ヵ月未満	1,507	1,368
延滞期間2ヵ月以上3ヵ月未満	676	687
延滞期間3ヵ月以上	926	405
合計	4,170	4,981

(注) 信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前、危険債権以下に該当するものを除いた残高を記載しています。

■ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額およびそれ以外のものの額

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
貸出条件緩和の実施に伴い引当金の額を増加させたもの	28,486	27,119
上記以外	—	—
合計	28,486	27,119

> 3. 標準的手法を採用した場合複数の資産および取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

2018年3月期

該当ありません。

＞ 4. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
ルック・スルー方式(自己資本比率告示第53条の4の第2項)		31,888
マンドート方式(自己資本比率告示第53条の4の第6項)		—
蓋然性方式250%(自己資本比率告示第53条の4の第9項第1号)		—
蓋然性方式400%(自己資本比率告示第53条の4の第9項第2号)		—
フォールバック方式1250%(自己資本比率告示第53条の4の第10項)		—
合計		31,888

＞ 5. 別紙様式による開示事項

■ KM1:主要な指標

〈単体〉

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ ※	ハ ※	ニ ※	ホ
		当四半期末 (2019年3月末)	前四半期末 (2018年12月末)	前々 四半期末 (2018年9月末)	ハの前 四半期末 (2018年6月末)	二の前 四半期末 (2018年3月末)
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	929,619	950,532	949,251	935,144	944,746
2	Tier1資本の額	929,619	950,532	949,251	935,144	944,746
3	総自己資本の額	980,559	1,005,802	1,004,290	996,104	1,005,517
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	7,530,964	7,567,748	7,510,027	7,448,854	7,408,138
自己資本比率						
5	普通株式等Tier1比率	12.34%	12.56%	12.63%	12.55%	12.75%
6	Tier1比率	12.34%	12.56%	12.63%	12.55%	12.75%
7	総自己資本比率	13.02%	13.29%	13.37%	13.37%	13.57%
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	12,040,786				
14	単体レバレッジ比率	7.72%				

※自己資本比率の算出上、危機対応準備金の額について、貸借対照表計上額から2018年6月21日定時株主総会決議に基づく減少予定額15,000百万円を控除した値を使用しております。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末 (2019年3月末)	前四半期末 (2018年12月末)	前々 四半期末 (2018年9月末)	ハの前 四半期末 (2018年6月末)	二の前 四半期末 (2018年3月末)
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	2,024,781	1,999,929	1,988,838	1,962,484	2,044,402
16	純資金流出額	825,897	969,213	1,028,042	986,444	1,026,981
17	単体流動性カバレッジ比率	245.1%	206.3%	193.4%	198.9%	199.0%

〈連結〉

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ ※	ハ ※	ニ ※	ホ
		当四半期末 (2019年3月末)	前四半期末 (2018年12月末)	前々四半期末 (2018年9月末)	ハの前 四半期末 (2018年6月末)	二の前 四半期末 (2018年3月末)
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	937,323	957,889	956,247	941,795	951,162
2	Tier1資本の額	937,323	957,889	956,247	941,795	951,162
3	総自己資本の額	989,838	1,015,158	1,013,268	1,004,766	1,013,949
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	7,617,181	7,653,310	7,594,621	7,533,703	7,492,773
自己資本比率						
5	連結普通株式等Tier1比率	12.30%	12.51%	12.59%	12.50%	12.69%
6	連結Tier1比率	12.30%	12.51%	12.59%	12.50%	12.69%
7	連結総自己資本比率	12.99%	13.26%	13.34%	13.33%	13.53%
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率	2.50%	1.87%	1.87%	1.87%	1.87%
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率	—	—	—	—	—
11	最低連結資本バッファー比率	2.50%	1.87%	1.87%	1.87%	1.87%
12	連結資本バッファー比率	4.99%	5.26%	5.34%	5.33%	5.53%
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	12,116,870	12,129,008	12,107,675	12,102,439	12,237,489
14	連結レバレッジ比率	7.73%	7.89%	7.89%	7.78%	7.77%

※各指標の算出上、危機対応準備金の額について、連結貸借対照表計上額から2018年6月21日定時株主総会決議に基づく減少予定額15,000百万円を控除した値を使用しております。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末 (2019年3月末)	前四半期末 (2018年12月末)	前々 四半期末 (2018年9月末)	ハの前 四半期末 (2018年6月末)	二の前 四半期末 (2018年3月末)
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	2,024,781	1,999,929	1,988,838	1,962,484	2,044,402
16	純資金流出額	867,420	1,009,158	1,051,801	1,028,097	1,069,161
17	連結流動性カバレッジ比率	233.4%	198.1%	189.0%	190.8%	191.2%

OV1:リスク・アセットの概要

(単体)

(単位:百万円)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末 (2019年3月期)	前期末 (2018年3月期)	当期末 (2019年3月期)	前期末 (2018年3月期)
1	信用リスク	7,052,861	6,935,973	564,228	554,877
2	うち、標準的手法適用分	7,013,020	6,887,484	561,041	550,998
3	うち、内部格付手法適用分	—	—	—	—
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—	—	—	—
	その他	39,840	48,489	3,187	3,879
4	カウンターパーティ信用リスク	104,911	115,717	8,392	9,257
5	うち、S A - C C R適用分	—	—	—	—
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	66,631	73,536	5,330	5,882
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	—	—	—	—
	うち、C V Aリスク	37,906	41,850	3,032	3,348
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	373	330	29	26
	その他	—	—	—	—
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	—	—	—	—
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)	26,493		2,119	
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)	—		—	
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)	—		—	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			—	—
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			—	—
11	未決済取引	—	—	—	—
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	2,885	5,236	230	418
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、外部格付準拠方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法準拠方式適用分	2,885		230	
	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分			—	—
	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分			—	—
	うち、標準的手法適用分		5,236		418
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—	—	—	—
16	マーケット・リスク	—	—	—	—
17	うち、標準的方式適用分	—	—	—	—
18	うち、内部モデル方式適用分	—	—	—	—
19	オペレーショナル・リスク	224,286	245,688	17,942	19,655
20	うち、基礎的手法適用分	224,286	245,688	17,942	19,655
21	うち、粗利益配分手法適用分	—	—	—	—
22	うち、先進的計測手法適用分	—	—	—	—
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	119,527	105,521	9,562	8,441
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
24	フロア調整	—	—	—	—
25	合計	7,530,964	7,408,138	602,477	592,651

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

〈連結〉

(単位：百万円)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末 (2019年3月期)	前期末 (2018年3月期)	当期末 (2019年3月期)	前期末 (2018年3月期)
1	信用リスク	7,128,834	7,009,715	570,306	560,777
2	うち、標準的手法適用分	7,087,249	6,959,571	566,979	556,765
3	うち、内部格付手法適用分	—	—	—	—
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—	—	—	—
	その他	41,585	50,143	3,326	4,011
4	カウンターパーティ信用リスク	104,911	115,717	8,392	9,257
5	うち、S A-C C R適用分	—	—	—	—
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	66,631	73,536	5,330	5,882
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	—	—	—	—
	うち、C V Aリスク	37,906	41,850	3,032	3,348
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	373	330	29	26
	その他	—	—	—	—
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	—	—	—	—
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)	26,493		2,119	
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)	—		—	
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)	—		—	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー		—		—
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—		—
11	未決済取引	—	—	—	—
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	2,885	5,236	230	418
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、外部格付準拠方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法準拠方式適用分	2,885		230	
	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分		—		—
	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分		—		—
	うち、標準的手法適用分		5,236		418
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—	—	—	—
16	マーケット・リスク	—	—	—	—
17	うち、標準的方式適用分	—	—	—	—
18	うち、内部モデル方式適用分	—	—	—	—
19	オペレーショナル・リスク	229,763	251,216	18,381	20,097
20	うち、基礎的手法適用分	229,763	251,216	18,381	20,097
21	うち、粗利益配分手法適用分	—	—	—	—
22	うち、先進的計測手法適用分	—	—	—	—
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	124,293	110,887	9,943	8,870
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
24	フロア調整	—	—	—	—
25	合計	7,617,181	7,492,773	609,374	599,421

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ LI1:会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係

〈連結〉

2018年3月期

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
	連結 貸借対照表 計上額	自己資本比率 規制上の連結 範囲に基づく 連結貸借対照 表計上額	各項目に対応する帳簿価額					所要自己資本 算定対象外の 項目又は規制 資本からの調 整項目
			信用リスク (二欄及びホ 欄に該当する 額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ヘ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク		
資産								
現金預け金		1,526,934	1,526,934	—	—	—	—	
コールローン及び買入手形		41,412	41,412	—	—	—	—	
買入金銭債権		27,621	23,716	—	3,904	—	—	
特定取引資産		21,413	3,275	18,138	—	—	—	
有価証券		1,511,359	1,511,456	571,470	—	—	—	
貸出金		8,636,946	8,635,614	—	1,332	—	—	
外国為替		15,586	15,586	—	—	—	—	
その他資産		178,015	101,142	15,234	—	—	61,638	
有形固定資産		44,365	44,365	—	—	—	—	
無形固定資産		10,960	3,322	—	—	—	7,638	
退職給付に係る資産		7,574	2,309	—	—	—	5,264	
繰延税金資産		38,723	38,723	—	—	—	—	
支払承諾見返		102,699	102,699	—	—	—	—	
貸倒引当金		△206,262	△158,814	△50	—	—	△47,397	
資産合計		11,957,351	11,891,744	604,793	5,236	—	27,144	
負債								
預金		4,885,242	311,805	—	—	—	4,573,436	
譲渡性預金		257,122	—	—	—	—	257,122	
債券		4,459,140	—	—	—	—	4,459,140	
債券貸借取引受入担保金		580,278	—	579,185	—	—	1,092	
特定取引負債		12,653	—	10,620	—	—	2,033	
借入金		524,579	—	—	—	—	524,579	
外国為替		8	—	—	—	—	8	
その他負債		105,991	—	5,192	—	—	100,798	
賞与引当金		4,635	—	—	—	—	4,635	
退職給付に係る負債		24,830	—	—	—	—	24,830	
役員退職慰労引当金		114	—	—	—	—	114	
睡眠債券払戻損失引当金		27,395	—	—	—	—	27,395	
環境対策引当金		143	—	—	—	—	143	
その他の引当金		80	—	—	—	—	80	
繰延税金負債		51	—	—	—	—	51	
支払承諾		102,699	—	—	—	—	102,699	
負債合計		10,984,966	311,805	594,998	—	—	10,078,162	

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

2019年3月期

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結 貸借対照表 計上額	自己資本比率 規制上の連結 範囲に基づく 連結貸借対照 表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
信用リスク (二欄及びホ 欄に該当する 額を除く。)			カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ヘ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク		
資産							
現金預け金		1,856,792	1,856,792	—	—	—	—
コールローン及び買入手形		45,347	45,347	—	—	—	—
買入金銭債権		26,573	23,484	—	3,089	—	—
特定取引資産		14,132	—	14,132	—	—	—
有価証券		1,380,634	1,380,634	584,490	—	—	—
貸出金		8,280,606	8,279,124	—	1,482	—	—
外国為替		16,571	16,571	—	—	—	—
その他資産		178,060	98,659	7,207	—	—	72,192
有形固定資産		37,276	37,276	—	—	—	—
無形固定資産		11,880	3,544	—	—	—	8,335
退職給付に係る資産		14,563	4,440	—	—	—	10,123
繰延税金資産		41,732	41,732	—	—	—	—
支払承諾見返		104,966	104,966	—	—	—	—
貸倒引当金		△190,601	△150,537	△31	—	—	△40,032
資産合計		11,818,536	11,742,037	605,799	4,571	—	50,619
負債							
預金		5,051,357	294,289	—	—	—	4,757,067
譲渡性預金		284,360	—	—	—	—	284,360
債券		4,237,910	—	—	—	—	4,237,910
債券貸借取引受入担保金		593,243	—	591,028	—	—	2,215
特定取引負債		8,404	—	6,086	—	—	2,317
借入金		404,589	—	—	—	—	404,589
外国為替		30	—	—	—	—	30
その他負債		90,346	—	15,653	—	—	74,692
賞与引当金		4,616	—	—	—	—	4,616
退職給付に係る負債		24,062	—	—	—	—	24,062
役員退職慰労引当金		41	—	—	—	—	41
睡眠債券払戻損失引当金		50,243	—	—	—	—	50,243
環境対策引当金		144	—	—	—	—	144
その他の引当金		84	—	—	—	—	84
繰延税金負債		52	—	—	—	—	52
支払承諾		104,966	—	—	—	—	104,966
負債合計		10,854,453	294,289	612,768	—	—	9,947,395

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ LI2:自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

〈連結〉

2018年3月期

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ 欄に該当する 額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ホ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額	12,501,775	11,891,744	604,793	5,236	—
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額	906,804	311,805	594,998	—	—
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額	11,594,970	11,579,938	9,795	5,236	—
4	オフ・バランスシートの額	38,578	38,578	—	—	—
5	保守的な公正価値調整による差異	—	—	—	—	—
6	ネットイングルールの相違による差異(項番2に含まれる額を除く。)	△40,651	—	△40,651	—	—
7	引当て及び償却を勘案することによる差異	—	—	—	—	—
8	調整項目(プルデンシャル・フィルター)による差異	—	—	—	—	—
9	デリバティブ取引による差異	136,994	—	136,994	—	—
10	レポ形式の取引による差異	7,617	—	7,617	—	—
11	信用リスク削減手法による調整	△20,036	△20,036	—	—	—
12	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額	11,717,472	11,598,480	113,755	5,236	—

2019年3月期

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ 欄に該当する 額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ホ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額	12,352,407	11,742,037	605,799	4,571	—
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額	907,058	294,289	612,768	—	—
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額	11,445,349	11,447,747	△6,969	4,571	—
4	オフ・バランスシートの額	50,068	50,068	—	—	—
5	保守的な公正価値調整による差異	—	—	—	—	—
6	ネットイングルールの相違による差異(項番2に含まれる額を除く。)	—	—	—	—	—
7	引当て及び償却を勘案することによる差異	—	—	—	—	—
8	調整項目(プルデンシャル・フィルター)による差異	—	—	—	—	—
9	デリバティブ取引による差異	108,871	—	108,871	—	—
10	レポ形式の取引による差異	6,537	—	6,537	—	—
11	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る差異	2,844	2,844	—	—	—
12	信用リスク削減手法による調整	△16,932	△16,932	—	—	—
13	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額	11,596,739	11,483,728	108,440	4,571	—

自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ CR1:資産の信用の質

〈連結〉

2018年3月期

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金	98,516	8,537,097	157,254	8,478,359
2	有価証券 (うち負債性のもの)	—	1,423,156	—	1,423,156
3	その他オン・バランスシートの資産 (うち負債性のもの)	1,042	1,625,641	1,353	1,625,331
4	オン・バランスシートの資産の合計 (1+2+3)	99,559	11,585,896	158,607	11,526,847
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等	—	102,699	244	102,455
6	コミットメント等	70	426,010	90	425,990
7	オフ・バランスシートの資産の合計 (5+6)	70	528,710	335	528,445
	合計				
8	合計 (4+7)	99,629	12,114,606	158,943	12,055,293

(注) 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをデフォルトしたエクスポージャーとしています。

2019年3月期

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金	95,183	8,183,940	149,252	8,129,871
2	有価証券 (うち負債性のもの)	—	1,283,885	—	1,283,885
3	その他オン・バランスシートの資産 (うち負債性のもの)	763	1,958,287	1,058	1,957,992
4	オン・バランスシートの資産の合計 (1+2+3)	95,947	11,426,112	150,311	11,371,749
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等	5	104,961	377	104,588
6	コミットメント等	4	452,931	4	452,931
7	オフ・バランスシートの資産の合計 (5+6)	9	557,892	381	557,520
	合計				
8	合計 (4+7)	95,956	11,984,005	150,692	11,929,269

(注) 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをデフォルトしたエクスポージャーとしています。

■ CR2:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

〈連結〉

2017年度

改正告示附則第2条第5項の規定に基づき記載を省略しております。

2018年度

(単位：百万円)

項番		額
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	99,539
2		デフォルトした額
3	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の当期中の要因別の変動額	非デフォルト状態へ復帰した額
4		償却された額
5		その他の変動額
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1+2-3-4+5）	95,947

(注)「その他の変動額」の主な発生要因は、デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収および売却による残高減少等によるものです。

■ CR3:信用リスク削減手法

〈連結〉

2017年度

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で 保全された エクスポージャー	保証で 保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
1	貸出金	6,288,865	2,189,493	118,749	1,562,981	—
2	有価証券（負債性のもの）	1,289,118	134,038	5,541	120,720	—
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）	1,623,860	1,471	1,049	106	—
4	合計（1+2+3）	9,201,844	2,325,003	125,340	1,683,808	—
5	うちデフォルトしたもの	6,905	36,201	162	35,572	—

2018年度

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で 保全された エクスポージャー	保証で 保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
1	貸出金	6,643,479	1,486,392	109,131	999,605	—
2	有価証券（負債性のもの）	1,160,098	123,786	3,759	114,710	—
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）	1,956,621	1,370	826	105	—
4	合計（1+2+3）	9,760,200	1,611,549	113,717	1,114,421	—
5	うちデフォルトしたもの	8,199	34,006	117	33,721	—

■ CR 4:標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

〈連結〉

2017年度

(単位:百万円、%)

項番	資産クラス	イ		ロ		ハ		ニ		ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額		リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)			
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額				
1	現金	27,029	—	27,029	—	—	—	—	0.00%		
2	日本国政府及び日本銀行向け	2,276,394	—	2,383,213	—	—	—	—	0.00%		
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	4,856	—	4,856	—	—	—	—	0.00%		
4	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—		
5	我が国の地方公共団体向け	347,831	—	348,279	—	—	—	—	0.00%		
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—		
7	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—		
8	地方公共団体金融機構向け	64,928	—	19,435	—	—	—	1,943	9.99%		
9	我が国の政府関係機関向け	89,334	5,000	1,418,550	—	—	—	141,855	9.99%		
10	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—		
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,900	—	70,651	1,501	—	—	19,123	26.50%		
12	法人等向け	7,266,447	928,053	5,832,348	122,949	—	—	5,919,516	99.39%		
13	中小企業等向け及び個人向け	1,344,636	363,203	914,955	9,104	—	—	693,045	74.99%		
14	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—		
15	不動産取得等事業向け	77,743	—	76,640	—	—	—	76,640	100.00%		
16	三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)	43,107	—	7,342	—	—	—	7,149	97.37%		
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	—	—	—	—	—	—	—	—		
18	取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—		
19	信用保証協会等による保証付	—	—	179,747	542	—	—	14,745	8.17%		
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	126	—	—	—	12	10.00%		
21	出資等(重要な出資を除く。)	85,538	—	85,538	—	—	—	85,538	100.00%		
22	合計	11,694,751	1,296,257	11,368,716	134,098	—	—	6,959,571	60.50%		

自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

2018年度

(単位：百万円、%)

項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
1	現金	26,560	—	26,560	—	—	0.00%
2	日本国政府及び日本銀行向け	2,403,080	—	2,507,055	—	—	0.00%
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	25,413	—	25,413	—	—	0.00%
4	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
5	我が国の地方公共団体向け	443,258	—	443,628	—	—	0.00%
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
7	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
8	地方公共団体金融機構向け	63,661	—	19,401	—	1,940	9.99%
9	我が国の政府関係機関向け	80,591	5,000	879,637	—	87,963	9.99%
10	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	65,390	—	68,615	1,545	18,032	25.70%
12	法人等向け	6,981,279	1,018,924	6,011,572	135,840	6,111,470	99.41%
13	中小企業等向け及び個人向け	1,249,743	388,488	941,493	9,764	713,442	75.00%
14	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
15	不動産取得等事業向け	68,036	—	67,231	—	67,231	100.00%
16	三月以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)	42,206	5	8,302	5	7,399	89.06%
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	—	—	—	—	—	—
18	取立未済手形	2	—	2	—	0	20.00%
19	信用保証協会等による保証付	—	—	145,215	351	12,049	8.27%
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	108	—	10	9.99%
21	出資等 (重要な出資を除く。)	67,707	—	67,707	—	67,707	100.00%
22	合計	11,516,931	1,412,418	11,211,944	147,507	7,087,249	62.39%

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ CR5:標準的手法-資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

2017年度

(単位:百万円)

項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	27,029	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,029
2	日本国政府及び日本銀行向け	2,383,213	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,383,213
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	4,856	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,856
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	348,279	-	-	-	-	-	-	-	-	-	348,279
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	地方公共団体金融機構向け	-	19,435	-	-	-	-	-	-	-	-	19,435
9	我が国の政府関係機関向け	-	1,418,550	-	-	-	-	-	-	-	-	1,418,550
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	59,012	-	11,639	-	1,501	-	-	-	72,153
12	法人等向け	-	-	5,259	-	63,152	-	5,886,886	-	-	-	5,955,298
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	924,060	-	-	-	-	924,060
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	76,640	-	-	-	76,640
16	三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)	-	-	-	-	2,748	-	2,230	2,363	-	-	7,342
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	信用保証協会等による保証付	32,831	147,458	-	-	-	-	-	-	-	-	180,290
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	126	-	-	-	-	-	-	-	-	126
21	出資等(重要な出資を除く。)	-	-	-	-	-	-	85,538	-	-	-	85,538
22	合計	2,796,210	1,585,572	64,272	-	77,540	924,060	6,052,797	2,363	-	-	11,502,815

自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

2018年度

(単位：百万円)

項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	26,560	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,560
2	日本国政府及び日本銀行向け	2,507,055	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,507,055
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	25,413	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,413
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	443,628	-	-	-	-	-	-	-	-	-	443,628
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	地方公共団体金融機構向け	-	19,401	-	-	-	-	-	-	-	-	19,401
9	我が国の政府関係機関向け	-	879,637	-	-	-	-	-	-	-	-	879,637
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	61,160	-	6,399	-	2,600	-	-	-	70,160
12	法人等向け	-	-	4,113	-	65,307	-	6,077,991	-	-	-	6,147,413
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	951,257	-	-	-	-	951,257
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	67,231	-	-	-	67,231
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	-	-	-	-	3,653	-	2,817	1,837	-	-	8,307
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
19	信用保証協会等による保証付	25,072	120,494	-	-	-	-	-	-	-	-	145,566
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	108	-	-	-	-	-	-	-	-	108
21	出資等（重要な出資を除く。）	-	-	-	-	-	-	67,707	-	-	-	67,707
22	合計	3,027,730	1,019,641	65,275	-	75,360	951,257	6,218,349	1,837	-	-	11,359,452

■ CR6:内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

該当ありません。

■ CR7:内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

〈連結〉

該当ありません。

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ CR8:内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

〈連結〉

該当ありません。

■ CR9:内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率 (PD) のバック・テスト

〈連結〉

該当ありません。

■ CR10:内部格付手法-特定貸付債権 (スロットティング・クライテリア方式) と株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR1:手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

〈連結〉

2017年度

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR	—	—		1.4	—	—
	カレント・エクスポージャー方式	19,213	76,470			97,017	73,536
2	期待エクスポージャー方式			—	—	—	—
3	信用リスク削除手法における簡便手法					—	—
4	信用リスク削除手法における包括的手法					—	—
5	エクスポージャー変動推計モデル					—	—
6	合計						73,536

2018年度

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR	—	—		1.4	—	—
	カレント・エクスポージャー方式	14,149	77,073			89,529	66,631
2	期待エクスポージャー方式			—	—	—	—
3	信用リスク削除手法における簡便手法					—	—
4	信用リスク削除手法における包括的手法					—	—
5	エクスポージャー変動推計モデル					—	—
6	合計						66,631

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ CCR2:CVAリスクに対する資本賦課

〈連結〉

2017年度

(単位：百万円)

項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・アセットの額（CVAリス ク相当額を8%で除して得た額）
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオ の合計	—	—
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗 数適用後）		—
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リス クの額（乗数適用後）		—
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオ の合計	89,128	41,850
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合 計	89,128	41,850

2018年度

(単位：百万円)

項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・アセットの額（CVAリス ク相当額を8%で除して得た額）
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオ の合計	—	—
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗 数適用後）		—
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リス クの額（乗数適用後）		—
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオ の合計	82,273	37,906
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合 計	82,273	37,906

■ CCR3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

2017年度

(単位:百万円)

項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額 (信用リスク削減効果勘案後)								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	27,969	—	—	—	—	—	27,969
11	法人等向け	—	—	—	—	—	64,823	—	—	64,823
12	中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	2	4,222	—	—	—	4,224
13	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	合計	—	—	27,969	2	4,222	64,823	—	—	97,017

2018年度

(単位:百万円)

項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額 (信用リスク削減効果勘案後)								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	27,393	—	—	—	—	—	27,393
11	法人等向け	—	—	—	—	—	58,158	—	—	58,158
12	中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	1	3,918	0	57	—	3,977
13	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	合計	—	—	27,393	1	3,918	58,158	57	—	89,529

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ CCR4:内部格付手法-ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR5:担保の内訳

〈連結〉

2017年度

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		差入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金 (国内通貨)	—	280	—	11,375	580,278	—
2	現金 (外国通貨)	—	—	—	—	—	—
3	国内ソブリン債	—	552	—	—	—	579,185
4	その他ソブリン債	—	—	—	—	—	—
5	政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
6	社債	—	—	—	—	—	—
7	株式	—	—	—	—	—	—
8	その他担保	—	—	—	—	—	—
9	合計	—	832	—	11,375	580,278	579,185

2018年度

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金 (国内通貨)	—	2,142	—	5,752	593,243	—
2	現金 (外国通貨)	—	—	—	—	—	—
3	国内ソブリン債	—	—	—	569	—	591,028
4	その他ソブリン債	—	—	—	—	—	—
5	政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
6	社債	—	—	—	—	—	—
7	株式	—	—	—	—	—	—
8	その他担保	—	—	—	—	—	—
9	合計	—	2,142	—	6,321	593,243	591,028

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ CCR6:クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR7:期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR8:中央清算機関向けエクスポージャー

〈連結〉

2017年度

(単位:百万円)

項番		イ	ロ
		中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減手法適用後)	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		330
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	15,265	305
3	(i) 派生商品取引 (上場以外)	14,377	287
4	(ii) 派生商品取引 (上場)	887	17
5	(iii) レポ形式の取引	—	—
6	(iv) クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	—	—
7	分別管理されている当初証拠金	17,738	
8	分別管理されていない当初証拠金	1,252	25
9	事前拠出された清算基金	270	—
10	未拠出の清算基金	—	—
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		—
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	—	—
13	(i) 派生商品取引 (上場以外)	—	—
14	(ii) 派生商品取引 (上場)	—	—
15	(iii) レポ形式の取引	—	—
16	(iv) クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	—	—
17	分別管理されている当初証拠金	—	
18	分別管理されていない当初証拠金	—	—
19	事前拠出された清算基金	—	—
20	未拠出の清算基金	—	—

2018年度

(単位：百万円)

項番		イ	ロ
		中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減手法適用後)	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		373
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初 証拠金を除く。)	18,674	373
3	(i) 派生商品取引 (上場以外)	18,674	373
4	(ii) 派生商品取引 (上場)	—	—
5	(iii) レポ形式の取引	—	—
6	(iv) クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合の ネットting・セット	—	—
7	分別管理されている当初証拠金	27,192	
8	分別管理されていない当初証拠金	—	—
9	事前拠出された清算基金	267	—
10	未拠出の清算基金	—	—
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		—
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当 初証拠金を除く。)	—	—
13	(i) 派生商品取引 (上場以外)	—	—
14	(ii) 派生商品取引 (上場)	—	—
15	(iii) レポ形式の取引	—	—
16	(iv) クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合の ネットting・セット	—	—
17	分別管理されている当初証拠金	—	
18	分別管理されていない当初証拠金	—	—
19	事前拠出された清算基金	—	—
20	未拠出の清算基金	—	—

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ SEC 1:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

〈連結〉

2017年度

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計	資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計	資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	担保付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエク スポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	5,236	—	5,236
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	5,236	—	5,236
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2018年度

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計	資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計	資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	担保付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエク スポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	2,885	—	2,885
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	2,885	—	2,885
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況▼定量的開示事項

-
- SEC 2:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

〈連結〉

該当ありません。

-
- SEC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

〈連結〉

該当ありません。

■ SEC 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

〈連結〉

2017年度

(単位：百万円)

項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合 計														
		資 産 譲 渡 型 証 券 化 取 引 (小計)	証 券 化			再 証 券 化			合 成 型 証 券 化 取 引 (小計)	証 券 化			再 証 券 化			
			裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル		シ ニ ア	非 シ ニ ア			裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル		シ ニ ア	非 シ ニ ア		
エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）																
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	5,236	5,236	5,236	—	5,236	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーの額（算出方法別）																
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	5,236	5,236	5,236	—	5,236	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額（算出方法別）																
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	5,236	5,236	5,236	—	5,236	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所要自己資本の額（算出方法別）																
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	418	418	418	—	418	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況▼定量的開示事項

2018年度

(単位：百万円)

項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	
		合 計															
		資産 譲渡 型証 券化 取引 (小計)	証券化			再証券化			合 成 型 証 券 化 取 引 (小計)	証券化			再証券化				
			裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル		シ ニ ア	非 シ ニ ア			裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル		シ ニ ア	非 シ ニ ア			
エクスポージャーの額 (リスク・ウェイト区分別)																	
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	2,885	2,885	2,885	—	2,885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
エクスポージャーの額 (算出方法別)																	
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	2,885	2,885	2,885	—	2,885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用リスク・アセットの額 (算出方法別)																	
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
12	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	2,885	2,885	2,885	—	2,885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
所要自己資本の額 (算出方法別)																	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	230	230	230	—	230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ MR1:標準的方式によるマーケット・リスク相当額

〈連結〉

該当ありません。

■ MR2:内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因

〈連結〉

該当ありません。

■ MR3:内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）

〈連結〉

該当ありません。

■ MR4:内部モデル方式のバック・テストの結果

〈連結〉

該当ありません。

■ IRRBB1:金利リスク

〈単体〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末 (2018年度)	前期末 (2017年度)	当期末 (2018年度)	前期末 (2017年度)
1	上方パラレルシフト	57,124	64,295	0	0
2	下方パラレルシフト	72	0	2,189	2,033
3	スティープ化	37,265	35,375		
4	フラット化	0	12		
5	短期金利上昇	9,270	14,622		
6	短期金利低下	106	0		
7	最大値	57,124	64,295	2,189	2,033
		ホ		へ	
		当期末 (2018年度)		前期末 (2017年度)	
8	Tier1資本の額	929,619		944,746	

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末 (2018年度)	前期末 (2017年度)	当期末 (2018年度)	前期末 (2017年度)
1	上方パラレルシフト	57,124	64,295	0	0
2	下方パラレルシフト	72	0	2,189	2,033
3	スティープ化	37,265	35,375		
4	フラット化	0	12		
5	短期金利上昇	9,270	14,622		
6	短期金利低下	106	0		
7	最大値	57,124	64,295	2,189	2,033
		ホ		へ	
		当期末 (2018年度)		前期末 (2017年度)	
8	Tier1資本の額	937,323		951,162	

(注) 連結子会社の対象資産等は僅少であることから、項番1から7について商工中金単体の計数を掲載しています。

■ CCyB1:カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況

〈連結〉

2019年3月期

(単位:百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・ バッファ比率の計算に用 いた当該国又は地域に係る 信用リスク・アセットの額	カウンター・シクリカル・ バッファ比率	カウンター・シクリカル・ バッファの額
香港	2.50%	13,745		
小計		13,745		
合計		7,181,642	0.00%	—

(注) 地理的配分の方法は、最終リスクベースでの算出によります。

>> レバレッジ比率に関する開示事項

> 1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	2018年3月期	2019年3月期
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		11,599,929
1a	1	貸借対照表における総資産の額		11,749,830
1b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)		149,901
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額 (△)		28,187
3		オン・バランス資産の額 (イ)		11,571,741
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		12,155
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		95,865
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		30,544
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		—
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		5,443
8		清算会員である商工組合中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		—
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		—
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		133,122
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		—
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		—
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		—
15		代理取引のエクスポージャーの額		—
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)		—
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		1,633,178
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		1,297,256
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		335,922
単体レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)		929,619
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		12,040,786
22		単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		7.72%

> 2. 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因

該当ありません。

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
レバレッジ比率に関する開示事項
自己資本の充実の状況

> 3. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	2018年3月期	2019年3月期
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	11,805,312	11,668,634
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	11,957,351	11,818,536
1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)	—	—
1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	152,039	149,901
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額 (△)	12,903	18,459
3		オン・バランス資産の額 (イ)	11,792,409	11,650,175
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	18,936	12,155
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	91,019	95,865
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	29,114	30,544
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	7,472	5,443
8		清算会員である商工組合中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	—	—
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)	—	—
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	131,597	133,122
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額	—	—
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)	—	—
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	—	—
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)	—	—
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	1,495,880	1,609,681
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	1,182,397	1,276,108
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	313,482	333,572
連結レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)	951,162	937,323
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)	12,237,489	12,116,870
22		連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))	7.77%	7.73%

> 4. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因

該当ありません。

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼レバレッジ比率に関する開示事項 ▼自己資本の充実の状況

>>> 流動性に係る経営の健全性の状況

>> 流動性リスク管理に係る開示事項

> 1. 流動性に係るリスク管理の方針および手続の概要に関する事項

商工中金では、取締役会において「市場関連リスク管理規程」を定め、資金繰りリスク（必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク）および市場流動性リスク（市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク）をコントロールすべき流動性リスクと位置付けてリスクの把握に努め、適切にその管理を行っています。

流動性リスクの管理として、資金繰り状況等に応じて「平常時」、「懸念時」、「危機時」の区分を設定し、それぞれの管理方法および権限を定め、統合リスク管理部が日次でモニタリングを行い、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。

なお、連結子会社にかかる流動性リスクについても、外部調達額をモニタリングするなど適切な管理に努めています。

> 2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

商工中金では、流動性リスク管理のため、流動性カバレッジ比率を構成する「適格流動資産（円貨）」および「純資金流出額（円貨）」の指標、ならびに「無担保調達額（通貨別）」、「資金ギャップ額（円貨を除く通貨別）」の指標に目安額等を設定し、日次でモニタリングしています。

また、預金の流出、調達環境の著しい変化等を想定したストレステストを定期的を実施し、資金繰りへの影響等を確認しています。

> 3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

商工中金では、経営会議において「市場関連リスク管理基本通牒」を定め、流動性の「懸念時」、「危機時」における具体的な資金繰り対応策とその優先度（コンティンジェンシー・プラン）を策定しています。

≫ 流動性カバレッジ比率に関する開示事項

> 1. 定性的開示事項

(1) 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

流動性カバレッジ比率は、単体245.1%、連結233.4%であり、過去2年間において、安定的に推移しております。

(2) 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

単体、連結ともに、流動性カバレッジ比率の最低水準を大きく上回っており、問題のない水準を維持しております。

(3) 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

算入可能適格流動資産は、主に日本国債や中央銀行への預け金等で構成されております。なお、著しい変動等はありません。

また、負債合計額の5%以上を占める円貨以外の通貨はありません。

(4) その他流動性カバレッジ比率に関する事項

- ・「適格オペレーショナル預金に係る特例」および「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」は適用しておりません。
- ・「その他偶発事象に係る資金流出額」、「その他契約に基づく資金流出額」および「その他契約に基づく資金流入額」において重要な項目はありません。

> 2. 定量的開示事項

(1) 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(2018年度第4四半期)

(単位：百万円、%、件)

項目		2018年度第3四半期		2018年度第4四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	1,999,929		2,024,781	
資金流出額 (2)					
		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	2,622,764	252,985	2,662,219	257,105
3	うち、安定預金の額	149,503	4,485	147,040	4,411
4	うち、準安定預金の額	2,473,261	248,500	2,515,179	252,694
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	2,553,547	1,011,766	2,529,494	1,011,830
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	—	—	—	—
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	2,416,113	874,331	2,396,306	878,643
8	うち、負債性有価証券の額	137,434	137,434	133,187	133,187
9	有担保資金調達等に係る資金流出額	—	—	—	—
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	449,621	76,883	449,973	76,557
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	52,939	52,939	52,491	52,491
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	—	—	—	—
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	396,682	23,944	397,481	24,065
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	114,195	19,958	134,303	32,480
15	偶発事象に係る資金流出額	1,369,033	55,652	1,398,739	56,541
16	資金流出合計額	—	1,417,245	—	1,434,514
資金流入額 (3)					
		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	—	—	—	—
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	694,683	417,477	882,718	578,013
19	その他資金流入額	70,313	30,553	68,203	30,603
20	資金流入合計額	764,996	448,031	950,922	608,616
単体流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額	—	1,999,929	—	2,024,781
22	純資金流出額	—	969,213	—	825,897
23	単体流動性カバレッジ比率	—	206.3%	—	245.1%
24	平均値計算用データ数	62		58	

▼ 自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼ 流動性カバレッジ比率に関する開示事項
▼ 流動性に係る経営の健全性の状況

(2) 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(2018年度第4四半期)

(単位：百万円、%、件)

項目		2018年度第3四半期		2018年度第4四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	1,999,929		2,024,781	
資金流出額 (2)		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	2,622,764	252,985	2,662,219	257,105
3	うち、安定預金の額	149,503	4,485	147,040	4,411
4	うち、準安定預金の額	2,473,261	248,500	2,515,179	252,694
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	2,578,720	1,039,138	2,557,118	1,041,657
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	—	—	—	—
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	2,441,291	901,710	2,423,968	908,507
8	うち、負債性有価証券の額	137,428	137,428	133,150	133,150
9	有担保資金調達等に係る資金流出額	—		—	
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	453,629	77,083	453,924	76,754
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	52,939	52,939	52,491	52,491
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	—	—	—	—
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	400,690	24,144	401,432	24,263
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	117,513	23,276	138,307	36,484
15	偶発事象に係る資金流出額	1,342,780	54,864	1,370,847	55,704
16	資金流出合計額	1,447,348		1,467,707	
資金流入額 (3)		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	—	—	—	—
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	684,842	407,638	874,390	569,685
19	その他資金流入額	70,310	30,551	68,201	30,601
20	資金流入合計額	755,153	438,189	942,591	600,286
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額	1,999,929		2,024,781	
22	純資金流出額	1,009,158		867,420	
23	連結流動性カバレッジ比率	198.1%		233.4%	
24	平均値計算用データ数	62		58	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
 ▼流動性カバレッジ比率に関する開示事項

▼流動性に係る経営の健全性の状況

報酬等に関する開示事項

1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項...160
2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項.....161
3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項.....161
4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項..... 162
5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項..... 162

>>> 1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

■ 対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示※に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

※報酬告示

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第83条第1項第6号及び第84条第4号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める件

【「対象役員」の範囲】

対象役員は、商工中金の取締役および監査役です。なお、社外取締役および社外監査役を除いています。

【「対象従業員等」の範囲】

商工中金では、対象役員以外の商工中金の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で、商工中金およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

なお、商工中金の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はいません。

①「主要な連結子法人等」の範囲

連結子会社7社を対象としています。

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

②「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、商工中金の有価証券報告書記載の対象役員の「報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ただし、「対象役員の平均報酬額」の算出にあたっては、期中就任役員、期中退任役員に対する報酬等（退職慰労金含む）を除いています。

なお、当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）における「対象役員の平均報酬額」は、対象役員の報酬等の総額26百万円を対象となる役員の員数1名で除して算出しています。

③「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、商工中金、商工中金グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより、財産の状況に重要な影響を与えるものです。

■ 対象役員の報酬等の決定について

【対象役員の報酬等の決定について】

商工中金は、指名委員会等設置会社ではなく、役員報酬等を決定する機関としての報酬委員会は設置していません。

商工中金の報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役および監査役の報酬および退職慰労金に係る事項等を審議する機関です。

報酬委員会はその過半が社外有識者等により構成されています。

商工中金は、取締役および監査役が受ける個人の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けています。

なお、株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会の決議により、また、監査役の報酬の個人別の配分については監査役の協議により決定しています。

■ 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（2018年4月～2019年3月）
報酬委員会	3回

>>> 2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

■ 報酬等に関する方針について

【対象役員の報酬等に関する方針】

役員報酬は、報酬委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めています。

報酬

支給月額	取締役社長	1,989,003円（1,229,000円）
	取締役専務執行役員	1,668,561円（1,031,000円）
	取締役常務執行役員	1,526,143円（943,000円）
	常勤監査役	1,450,078円（896,000円）

(注) 1. 当該「支給月額」を報酬として支給し、その他賞与等の支給はありません。
2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」を記載しています。

退職慰労金

退職の日における「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しています。

>>> 3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項

■ 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

商工中金は、対象役員の報酬等の額のうち役員退職慰労金について、報酬月額、在職期間および業績等を考慮して以下の計算式により金額を算出することとしています。

退職の日における「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しています。

なお、主要な連結子会社の役員の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に影響を及ぼす報酬体系は採用していません。

>>> 4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

(1) REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番		対象役員
1	対象役員及び対象従業員等の数	11
2	固定報酬の総額 (3+5+7)	94
3	うち、現金報酬額	94
4	3のうち、繰延額	—
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
6	5のうち、繰延額	—
7	うち、その他報酬額	—
8	7のうち、繰延額	—
9	対象役員及び対象従業員等の数	—
10	変動報酬の総額 (11+13+15)	—
11	うち、現金報酬額	—
12	11のうち、繰延額	—
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
14	13のうち、繰延額	—
15	うち、その他報酬額	—
16	15のうち、繰延額	—
17	対象役員及び対象従業員等の数	9
18	退職慰労金の総額	5
19	うち、繰延額	—
20	対象役員及び対象従業員等の数	—
21	その他の報酬の総額	—
22	うち、繰延額	—
23	報酬等の総額 (2+10+18+21)	99

(注) 1. 対象役員の人数には、2018年6月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した役員5名、2018年6月21日に辞任した役員2名を含んでいます。
2. 対象役員の退職慰労金は、2018年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額及び役員退職慰労金です。

(2) REM2：特別報酬等

該当ありません。

>>> 5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) REM3：繰延報酬等

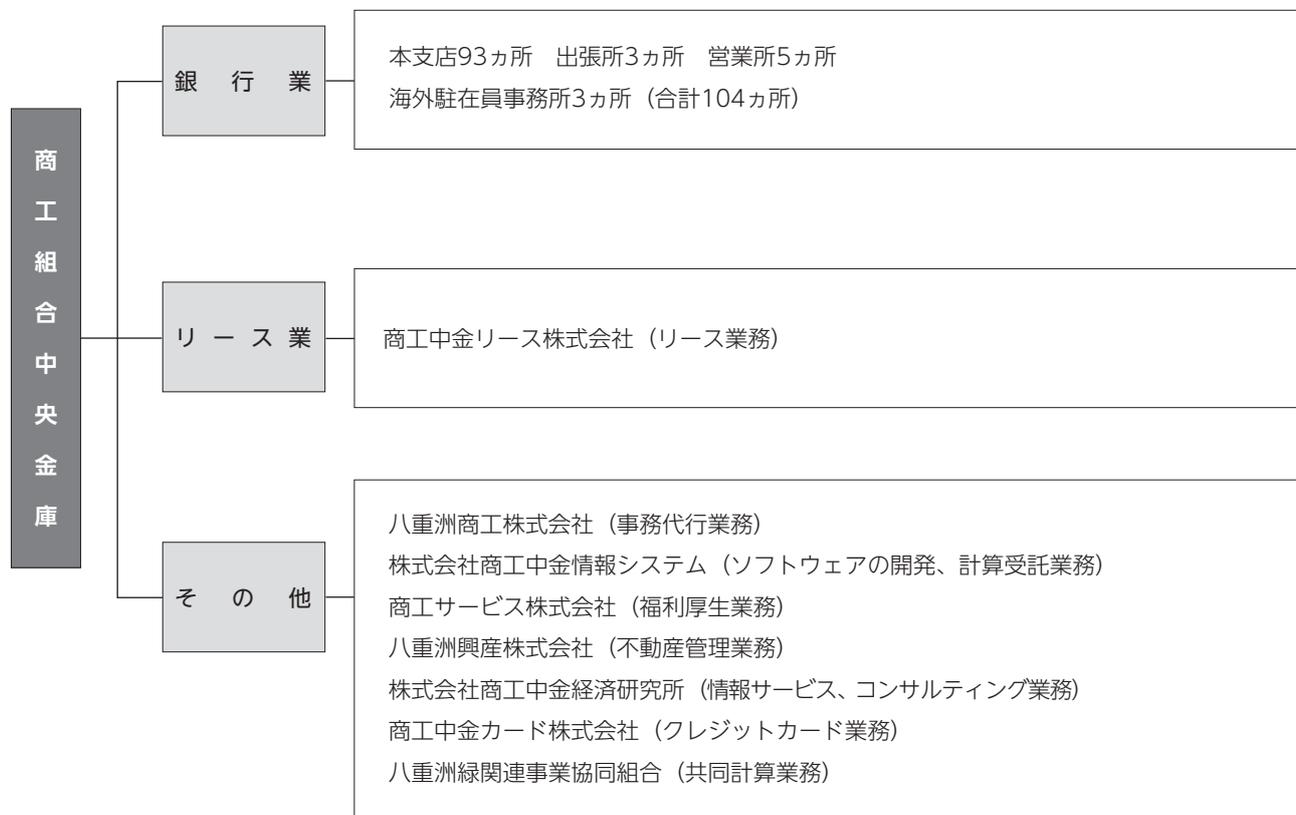
該当ありません。

ディレクトリー

事業内容、子会社	164
組織	165
商工中金のあゆみ	166
株式の状況	167
店舗等一覧	168

>>> 事業内容

商工中金グループは、商工中金、子会社8法人で構成され、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。また、事業系統図は、以下のとおりです（2019年6月30日現在）。



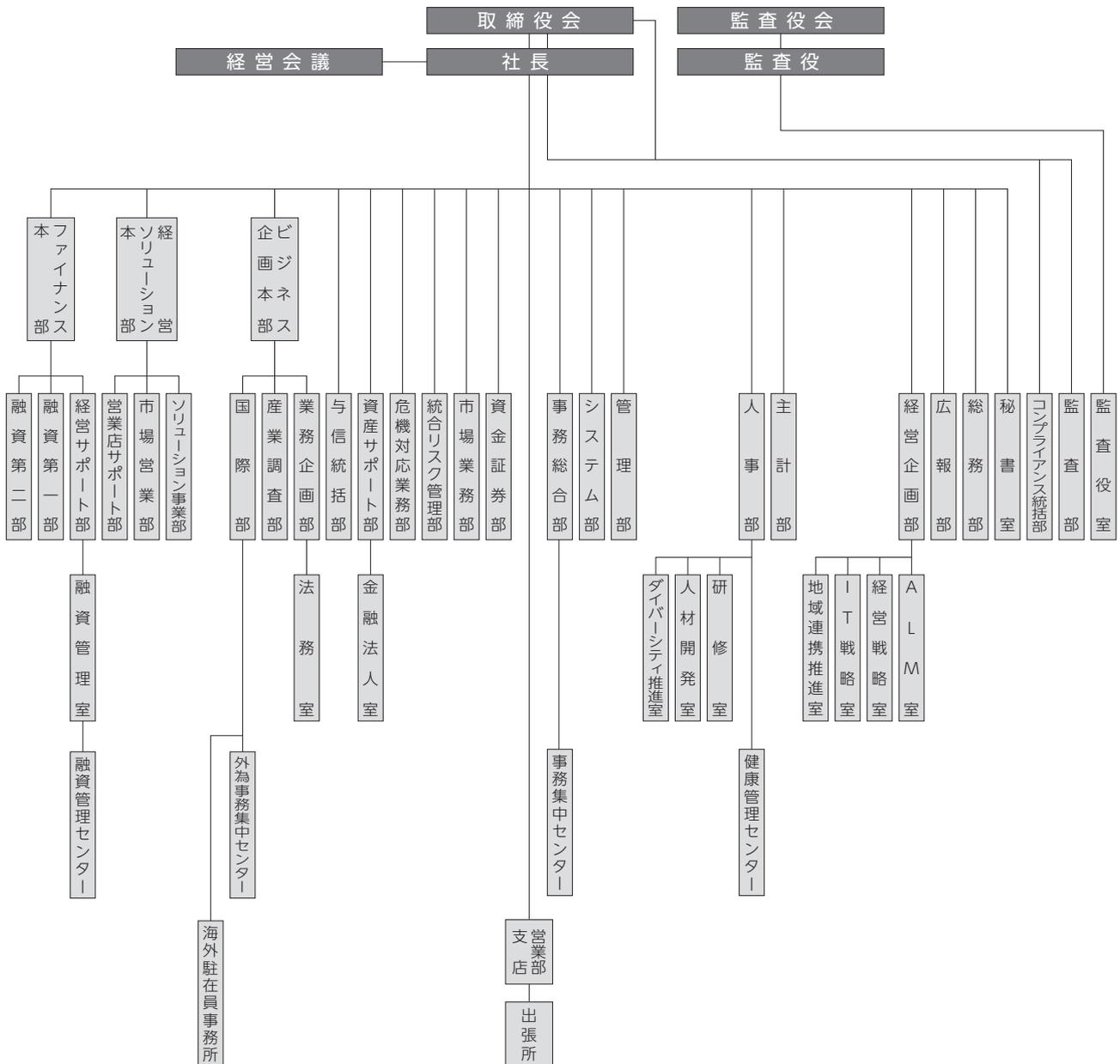
>>> 子会社

■ 子会社の状況（2019年6月30日現在）

会社名	所在地	主な業務内容	設立年月日	資本金または出資金（百万円）	当金庫の議決権比率（%）	グループの議決権比率（%）
八重洲商工株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	事務代行業務	1962年9月8日	90	100.00	—
株式会社 商工中金情報システム	東京都東村山市 美住町2-10-1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	1973年12月14日	70	—	100.00
商工サービス株式会社	東京都中央区 京橋3-3-2	福利厚生業務	1982年11月25日	32	62.50	37.50
八重洲興産株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	不動産管理業務	1972年6月22日	35	100.00	—
株式会社 商工中金経済研究所	東京都港区 芝大門2-12-18	情報サービス、 コンサルティング業務	1974年12月10日	80	23.08	76.92
商工中金リース株式会社	東京都台東区 上野1-10-12	リース業務	1982年10月8日	1,000	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	クレジットカード業務	1991年1月22日	70	100.00	—
八重洲緑関連事業協同組合	東京都港区 芝大門2-12-18	共同計算業務	1982年6月11日	10	—	100.00

>>> 組織

▼ 組織図



ディレクトリー ▼ 組織

(2019年4月1日現在)

>>> 商工中金のあゆみ

1936年 6月	商工組合中央金庫法の施行
1936年11月	創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎（日本興業銀行総裁）就任
1936年12月	設立登記完了、業務開始、本所（東京市麹町区丸の内）および札幌ほか6支所開設
1937年 3月	第1回利付商工債券発行
1940年 7月	第1回割引商工債券発行
1952年 8月	全都道府県に店舗設置完了
1962年12月	東京都中央区八重洲に新本店竣工
1973年 5月	外貨貸付の取扱開始
1985年 6月	商工組合中央金庫法の改正（50年の存立期間を廃し恒久化）
1985年 8月	ニューヨーク駐在員事務所を開設
1988年 2月	商工中金全国ユース会発足
1990年11月	香港駐在員事務所を開設
1995年 1月	阪神・淡路大震災対策本部を設置
2003年 9月	割引債等本券の販売を終了
2005年 3月	上海駐在員事務所を開設
2006年 2月	新型定期預金（現「マイハーベスト」）の取扱開始
2006年 6月	行政改革推進法の施行（2008年10月から起算しておおむね5年から7年後を目途として完全民営化されることが決定）
2007年 2月	個人年金保険の取扱開始（一部店舗）
2007年 4月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始（一部店舗）
2007年 5月	2008年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立
2008年 5月	投資信託の取扱開始（一部店舗）
2008年10月	株式会社商工組合中央金庫法の施行（協同組織から株式会社化）
2008年10月	八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社、株式会社日本商工経済研究所（現株式会社商工中金経済研究所）、日本商工リース株式会社（現商工中金リース株式会社）、商中カード株式会社（現商工中金カード株式会社）を連結子会社とする
2008年10月	法定指定金融機関として危機対応業務を開始
2009年 6月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（政府の追加出資規定が新設、完全民営化期限の起算点が3年半延期）
2009年 7月	危機対応準備金1,500億円を計上
2011年 3月	東北地方太平洋沖地震対策本部を設置（2011年5月13日、東日本大震災対策本部へ名称変更）
2011年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化期限の起算点が3年延期）
2012年 9月	バンコク駐在員事務所を開設
2012年11月	「再生支援プログラム」を創設
2012年12月	ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行を終了
2015年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は、当分の間、必要な株式を保有）
2015年 7月	人事部内に「人材戦略室」を設置
2016年12月	組織金融部内に「危機対応業務管理室」を設置（2017年10月、独立した本部組織として「危機対応業務部」に改組）
2017年10月	「コンプライアンス統括室」を独立した本部組織として「コンプライアンス統括部」に改組
2018年 6月	本部組織の再編成を実施（統括本部として、「経営ソリューション本部」、「ファイナンス本部」、「ビジネス企画本部」を設置。「監査役室」を設置。経営企画部内に「経営戦略室」、「IT戦略室」、「地域連携推進室」を設置ほか）
2018年 6月	委任型執行役員を導入
2019年 4月	人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置

>>> 株式の状況

■ 株式情報

- 発行可能株式総数
(2019年3月31日現在)
普通株式 4,000,000,000株
危機対応準備金株式 10株
- 発行済株式総数
(2019年3月31日現在)
普通株式 2,186,531,448株
- 決算期
3月31日
- 基準日
定時株主総会
3月31日
期末配当金受領株主確定日
3月31日
その他、必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
- 定時株主総会開催時期
6月下旬
- 単元株式数
普通株式 1,000株
危機対応準備金株式 1株
- 公告方法
電子公告
ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

■ 株式事務のご案内

- 株主名簿管理人
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
- お問合せ先
東京都府中市日鋼町一丁目1番
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
電話：0120-232-711 (通話料無料)
(受付時間：土・日・祝祭日を除く9：00～17：00)
- 郵便物送付先
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
- 同取次所
三菱UFJ信託銀行株式会社
全国各支店

■ 株主資格

- 商工中金は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株式の株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。
- 株式の名義書換請求は、左記三菱UFJ信託銀行株式会社本支店にて受け付けますが、資格審査の結果、名義書換をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

■ 中小企業組合の皆さまへ

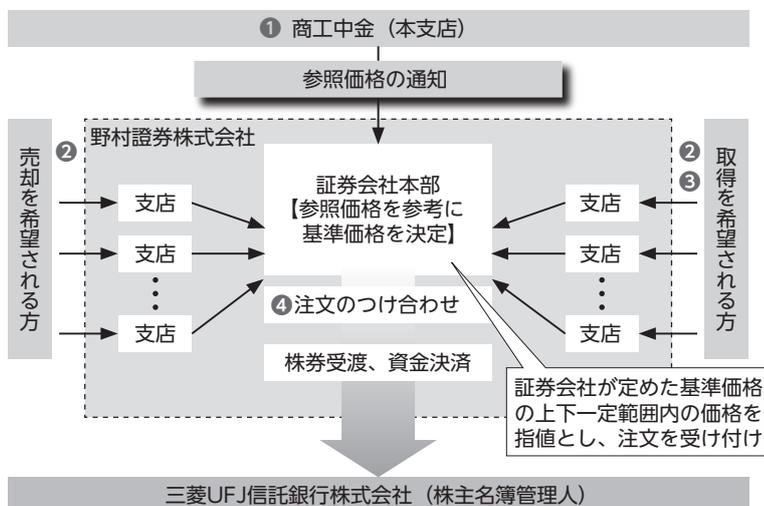
- 組合員が商工中金へお借入のお申込等をされる際には、所属組合員であることの確認が必要となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

■ 株式の売買

商工中金の株式は、以下の方法により、売買を行うことができます。

- (1) 相対売買
他の中小企業組合や株主である中小企業組合の組合員と相対で売買を行う方法です。
- (2) 証券会社の店頭扱いによる売買
野村證券株式会社の日本国内の本支店でご注文を受け付け、同社の中で、そのご注文のつけ合わせを行う方法です。

▼証券会社の店頭扱いによる株式の売買の仕組み



① 仕組みの周知

- 商工中金は、株式を取得するための方法や、株主資格制限などの留意点について、中小企業組合やその組合員の皆さまにお知らせします。

② 注文の受け付け

- 売買の注文は、野村證券株式会社の日本国内の本支店で受け付けます (郵便によるお申込みも可能です)。
- 注文価格については、「基準価格」(注)の上下一定範囲内の価格を指値していただきます。
(注) 商工中金が専門家の意見を基に定める価格を参考として、野村證券株式会社が「基準価格」を決定します。
- 「基準価格」および直近の取引価格は野村證券株式会社でお知らせします。
- 株式取得の注文は株主資格を有する方 (中小企業組合と商工中金の株主である中小企業組合の組合員) からのみ受け付けます。

③ 株主資格の証明

- 株式取得の注文の際は、株主資格を証する書類として、商工中金所定の「株主資格証明書」と証明書類 (組合の場合=登記事項証明書、組合員の場合=登記事項証明書および組合員名簿の写しなど) を野村證券株式会社に提出していただきます (ただし、すでに株主名簿に記載されている株主の方は、原則として提出不要です)。

④ 注文のつけ合わせ

- 売り注文と買い注文のつけ合わせは、毎月15日 (営業日でない場合は翌営業日) に行います (売り注文はつけ合わせの14営業日前、買い注文は5営業日前を締切とします)。
- 価格優先・時間優先 (注) で約定されます。
(注) 高い価格の買い注文、低い価格の売り注文が優先されます。同一価格の注文は、先に行われた注文が優先されます。
- 売買手数料の料率は、野村證券株式会社が上場株式の売買に適用している料率と同率です。

>>> 店舗等一覧

(2019年5月31日現在)

●本	店	〒104-0028	東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111
北海道				
●	札幌	〒060-0002	札幌市中央区北二条西3-1-20	011-241-7231
●	函館	〒040-0063	函館市若松町3-6	0138-23-5621
●	帯広	〒080-0013	帯広市西三條南6-20-1	0155-23-3185
▲	釧路	〒085-0847	釧路市大町1-1-1	0154-42-0671
●	旭川	〒070-0035	旭川市五条通9-1703-81	0166-26-2181
東北				
●	青森	〒030-0861	青森市長島2-1-7	017-734-5411
●	八戸	〒031-0086	八戸市大字八日町40-2	0178-45-8811
●	盛岡	〒020-0021	盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185
●	仙台	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30	022-225-7411
●	秋田	〒010-0001	秋田市中通2-4-19	018-833-8531
●	山形	〒990-0038	山形市幸町2-1	023-632-2111
●	酒田	〒998-0044	酒田市中町2-6-22	0234-24-3922
●	福島	〒960-8054	福島市三河北町11-5	024-526-1201
▲	会津若松	〒965-0816	会津若松市南千石町6-5	0242-26-2617
関東甲信越				
●	水戸	〒310-0021	水戸市南町3-5-7	029-225-5151
●	宇都宮	〒320-0861	宇都宮市西1-1-15	028-633-8191
●	足利	〒326-0814	足利市通2-2751	0284-21-7131
●	前橋	〒371-0023	前橋市本町1-1-11	027-224-8151
●	さいたま	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
●	熊谷	〒360-0042	熊谷市本町2-95	048-525-3751
●	千葉	〒260-0028	千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
●	松戸	〒271-0092	松戸市松戸1846-2	047-365-4111
●	八王子	〒192-0081	東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131
●	上野	〒110-0005	東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111
●	大森	〒143-0016	東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251
■	京浜島	〒143-0003	東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331
●	押上	〒130-0002	東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161
■	浦安	〒279-0025	浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011
●	新宿	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551
●	深川	〒135-0042	東京都江東区木場5-11-17	03-3642-7131
●	東	〒105-0012	東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231
●	池袋	〒171-0022	東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311
●	渋谷	〒150-0002	東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511
●	神田	〒101-0045	東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811
●	新木場	〒136-0082	東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711
●	横浜	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40	045-201-3952
●	川崎	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-4	044-244-1101
●	横浜西口	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-1	045-314-3211
▲	相模原	〒252-0231	相模原市中央区相模原4-3-14	042-786-6230
●	新潟	〒950-0087	新潟市中央区東大通2-4-4	025-255-5111
●	長岡	〒940-0061	長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
●	甲府	〒400-0032	甲府市中央1-6-16	055-233-1161
●	長野	〒380-0814	長野市市鶴賀町1483-11	026-234-0145
●	諏訪	〒392-0026	諏訪市大手1-14-6	0266-52-6600
●	松本	〒390-0811	松本市中央2-1-27	0263-35-6211
東海				
●	岐阜	〒500-8828	岐阜市若宮町9-16	058-263-9191
▲	高山	〒506-0025	高山市天満町5-1	0577-32-3353
●	静岡	〒420-0853	静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
●	浜松	〒430-0917	浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
●	沼津	〒410-0046	沼津市米山町6-5	055-920-5000
●	熱田	〒456-0018	名古屋市中区熱田区新尾頭2-2-33	052-682-3111
●	名古屋	〒460-0003	名古屋市中区錦3-23-18	052-951-7581
●	豊橋	〒440-0897	豊橋市松葉町3-71-2	0532-52-0221
●	津	〒514-0004	津市栄町4-254-1	059-228-4155
●	四日市	〒510-0074	四日市市鶴の森1-3-20	059-351-4871

北陸				
●	富山	〒930-0004	富山市桜橋通り6-11	076-444-5121
●	高岡	〒933-0912	高岡市丸の内2-6	0766-25-5431
●	金沢	〒920-0964	金沢市本多町3-1-25	076-221-6141
●	福井	〒910-0005	福井市大手3-14-9	0776-23-2090
近畿				
●	大津	〒520-0047	大津市浜大津1-2-22	077-522-6791
●	彦根	〒522-0073	彦根市旭町9-3	0749-24-3831
●	京都	〒600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	075-361-1120
●	大阪	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309
●	堺	〒590-0972	堺市堺区電神橋町2-1-2	072-232-9441
●	梅田	〒530-0012	大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551
●	船場	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431
●	箕面船場	〒562-0035	箕面市船場東2-5-55	072-729-9181
●	東大阪	〒577-0013	東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221
●	神戸	〒650-0032	神戸市中央区伊藤町111	078-391-7541
●	姫路	〒670-0015	姫路市総社本町111	079-223-8431
●	尼崎	〒660-0892	尼崎市東難波町5-19-8	06-6481-7501
●	奈良	〒630-8227	奈良市林小路町8-1	0742-26-1221
●	和歌山	〒640-8152	和歌山市十番丁2-1	073-432-1281

中国				
●	鳥取	〒680-0023	鳥取市片原2-218	0857-22-3171
●	米子	〒683-0067	米子市東町168	0859-34-2711
●	松江	〒690-0887	松江市殿町210	0852-23-3131
▲	浜田	〒697-0015	浜田市竹迫町2886	0855-23-3033
●	岡山	〒700-0818	岡山市北区番山町4-1	086-225-1131
●	広島	〒730-0051	広島市中区大手町2-1-2	082-248-1151
●	福山	〒720-0814	福山市光南町1-1-30	084-922-6830
●	広島西部	〒733-0833	広島市西区商工センター1-14-1	082-277-5421
●	下関	〒750-0016	下関市細江町1-1-13	083-223-1151
●	徳山	〒745-0034	周南市御幸通1-10	0834-21-4141

四国				
●	徳島	〒770-0901	徳島市西船場町2-30	088-623-0101
●	高松	〒760-0052	高松市瓦町1-3-8	087-821-6145
●	松山	〒790-0001	松山市一番町2-6-4	089-921-9151
●	高知	〒780-0870	高知市本町4-2-46	088-822-4481

九州・沖縄				
●	福岡	〒810-0001	福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551
■	福岡支店	〒813-0034	福岡市東区多の津1-7-1	092-712-6551
※窓口業務は福岡支店へ統合し、同出張所はATMコーナーのみとなりました				
●	北九州	〒802-0003	北九州市小倉北区米町2-1-2	093-533-9567
●	久留米	〒830-0032	久留米市東町42-21	0942-35-3381
●	佐賀	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121
●	長崎	〒850-0841	長崎市銅座町2-13	095-823-6241
●	佐世保	〒857-0053	佐世保市常盤町4-21	0956-23-8141
●	熊本	〒860-0846	熊本市中央区城東町2-23	096-352-6184
●	大分	〒870-0034	大分市都町2-1-6	097-534-4157
●	宮崎	〒880-0811	宮崎市錦町1-10	0985-24-1711
●	鹿児島	〒892-0847	鹿児島市西千石町17-24	099-223-4101
●	那覇	〒900-0015	那覇市久茂地2-22-10	098-866-0196

海外				
●	ニューヨーク支店	527 Madison Avenue, 17th Floor	1-212-581-2800	
		New York, N.Y. 10022 U.S.A.		
◆	香港駐在員事務所	Suite 804, 8/F., Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong	852-2524-5111	
◆	上海駐在員事務所	中華人民共和国 上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心大廈1706室	86-21-6275-3860	
◆	バンコク駐在員事務所	Unit6,10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand	66-2-654-0588	

●	本支店	93 (うち海外 1)
■	出張所	3
▲	営業所	5
◆	海外駐在員事務所	3
	計	104 (うち海外 4)

代理組合等の一覧

(2019年3月31日までに当金庫宛届出があったもの)

北央信用組合	北郷支店	三厩支店	米山支店	喜多方支店	富岡支店
本店営業部	西野支店	沖館支店	中田支店	七日町支店	新地支店
西支店	藤野支店	新城支店		本町支店	相馬西支店
琴似支店	西岡支店	十和田支店	秋田県信用組合	城南支店	いわき支店
菊水支店	東北通支店	七戸支店	本店	滝沢支店	亘理支店
北支店	篠路支店	上北町支店	泉支店	門田支店	大河原支店
美園支店	平岡支店	三沢支店	土崎支店	芦ノ牧支店	岩沼支店
江別支店		百石支店	東支店	会津坂下支店	蔵王支店
元町支店	ウリ信用組合	六ヶ所支店	鷹巣支店	会津高田支店	
手稲支店	本店営業部	三戸支店	田代支店	塩川支店	茨城県信用組合
厚別支店	苫小牧支店	三戸支店戸来出張所	森吉支店	西会津支店	本店営業部
西野支店	旭川支店	田子支店	能代支店	河東支店	土浦支店
藻南支店	岩手出張所	名川支店	合川支店		日立支店
栄町支店	福島支店	八戸支店	花輪支店	福島県商工信用組合	湊支店
清田支店	青森出張所	弘前支店	毛馬内支店	本店営業部	笠間支店
澄川支店	東北支店	黒石支店	大館支店	安積支店	小川支店
屯田支店		五所川原支店	大館駅前支店	朝日支店	大穂支店
恵庭支店	函館商工信用組合	木造支店	比内支店	石川支店	下館支店
北米支店	本店営業部	むつ営業部	手形支店	鏡石支店	石岡支店
千歳支店	本店営業部	川内支店		コスモス通り支店	下妻支店
末広支店	湯川支店	川内支店脇野沢出張所	北部信用組合	桜通支店	奥谷支店
苫小牧支店	北斗支店	大湊支店	本店	白河支店	大津支店
早来支店	美原支店	大畑支店	尾花沢支店	須賀川支店	上水戸支店
鷗川支店	富岡支店	東通南支店	東根支店	常葉支店	多賀支店
静内支店			谷地支店	二本松支店	下市支店
旭川支店	釧路信用組合	石巻商工信用組合	新庄支店	日和田支店	友部支店
四条東支店	本店営業部	本部	天童支店	富久山支店	取手支店
春光支店	鳥取支店	本店	河西支店	松川支店	大洗支店
豊岡支店	西港支店	中里支店	神町支店	南福島支店	古河支店
永山支店	桜ヶ岡支店	湊支店	大石田支店	本宮支店	勝田支店
東川支店	愛国支店	蛇田支店	東根温泉支店		日高支店
東神楽支店	中標津支店	大街道支店	天童西支店	いわき信用組合	八千代支店
有明支店	桂木支店	渡波支店		内郷支店	神栖支店
	緑ヶ岡支店	飯野川支店	山形第一信用組合	楮葉支店	千波支店
空知商工信用組合	羅臼支店	前谷地支店	本店	四倉支店	水海道支店
本店営業部	網走支店	松島支店	宮内支店	好間支店	結城支店
岩見沢支店	清里支店	矢本支店	赤湯支店	湯本支店	守谷支店
砂川支店		豊里支店	米沢支店	郷ヶ丘支店	協和支店
栗山支店	十勝信用組合	登米支店	米沢北支店	平支店	千束町支店
札幌支店	本店		糠野目支店	玉川支店	岩井支店
東苗穂支店	緑ヶ丘支店	古川信用組合	赤湯西支店	泉支店	波崎支店
滝川支店	北支店	本店		本庁前支店	赤塚支店
赤平支店	幕別支店	中新田支店	山形中央信用組合	本店営業部	佐貫支店
富良野支店	上士幌支店	涌谷支店	本店営業部	江名支店	大みか支店
留萌支店	南支店	吉岡支店	小松支店	塩屋崎支店	大宮支店
	西支店	囃子支店	小国支店	植田支店	駅南支店
札幌中央信用組合	啓北支店	小牛田支店	荒砥支店	勿来支店	吉沼支店
本店		岩出山支店	寒河江支店		東海支店
山鼻支店	青森県信用組合	泉中央支店	左沢支店	相双五城信用組合	荒川沖支店
豊平支店	本店営業部	古川南支店	飯豊支店	本部	谷田部支店
北支店	中央支店		陵南支店	本店	三和支店
美香保支店	駅前支店	仙北信用組合		相馬港支店	岩間支店
平岸支店	旭町支店	本店	会津商工信用組合	鹿島支店	神立支店
澄川支店	浪打支店	築館支店	本店融資部	原町支店	那珂支店
南郷支店	小湊支店	迫支店	本店営業部	浪江支店	牛久支店
発寒支店		栗駒支店		大熊支店	境支店
					見和支店

鹿島支店
吉田支店
内原支店
大子支店
岩瀬支店
総和支店
阿見支店
石下支店
中根支店
荃崎支店
伊奈支店
明野支店
石岡東支店
江戸崎支店
関城支店
知手支店
藤代支店
美野里支店
鋒田支店
県庁前支店
土浦並木支店
泉町支店
つくば中央支店
勝田中央支店
佐和支店
田彦支店
津田支店
宮田支店
高萩支店
久慈浜支店
十王支店
菅谷支店
偕楽園前出張所
台原支店
赤塚駅前出張所
潮来牛堀支店
常陸太田支店
柿岡支店

真岡信用組合

本店営業部
益子支店
七井支店
芳賀支店

那須信用組合

本店営業部
黒田原支店
大田原支店
矢板支店
黒羽支店
馬頭支店
黒磯支店
那須塩原支店
黒磯西支店

あかぎ信用組合

本店
北代田支店
片貝支店
大利根支店
伊勢崎営業部
豊受支店
赤堀支店
うえはす支店
宮子支店
太田支店
新田町支店
笠懸支店
沼田支店

群馬県信用組合

本店営業部
松井田支店
安中支店
原市支店
横川支店
板鼻支店
磯部支店
高崎西支店
高崎支店
八幡支店
下仁田支店
南牧支店
西牧支店
南蛇井支店
富岡支店
甘楽町支店
一の宮支店
高崎山名支店
高崎貝沢支店
妙義支店
吉井支店
榛名町支店

ぐんまみらい信用組合

本店
尾島支店
太田宝泉支店
新田支店
高林支店
伊勢崎支店
館林支店
藪塚支店
東群馬営業部
渋川中央営業部
中之条支店
草津温泉支店
長野原支店
嬭恋支店
原町支店
北軽井沢支店
伊香保支店

吉岡支店

沼田支店
前橋支店
子持支店
赤城支店
前橋北支店
大間々支店
箕郷支店
沖支店
群南支店
総社支店
倉淵支店
群馬町支店
新町支店
藤岡支店
吉井支店
鬼石支店
玉村支店

埼玉信用組合

本店
本庄支店
秩父支店
皆野支店
小鹿野支店
深谷支店
上里支店
岡部支店
美里支店

熊谷商工信用組合

本店営業部
妻沼支店
寄居支店
吹上支店
籠原支店
川本支店
花園支店
石原支店
行田支店

君津信用組合

本店
中央支店
富津支店
袖ヶ浦支店
君津支店
大佐和支店
いわね支店
天羽支店
平川支店
ぎおん支店
東太田支店
子安支店
館山支店
五井支店
八幡支店

銚子商工信用組合

本店
新生支店
清水支店
椎柴支店
松岸支店
小見川支店
佐原支店
旭支店
松戸支店
柏支店
東庄支店
干潟支店
愛宕支店
川口支店
海上支店
三崎支店
飯岡支店
横芝支店
富里支店
東金支店
九十九里支店
八街支店

房総信用組合

本部
本店
本納支店
一宮支店
長南支店
夷隅町支店
町保支店
岬支店
大原支店
白子支店
岬東支店
茂原支店
鴨川支店
勝浦支店
御宿支店

共立信用組合

本店営業部
矢口支店
糀谷支店
洗足池支店
大岡山支店
中延駅前支店
用賀支店
六郷支店
蒲田支店
武蔵新田支店
戸越支店
西蒲田支店
雑色支店
大森支店
平和島支店

前の浦支店

東信用組合

本店
寺島支店
葛飾支店
本所支店

青和信用組合

本店
新小岩支店
京成小岩支店
五反野支店
細田支店
柴又支店
奥戸支店
新柴又駅前支店
本部

中ノ郷信用組合

本店
寺島支店
葛飾支店
滝野川支店
大森支店
鐘ヶ淵支店
石原支店
堀切支店
立花支店
南小岩支店
立石支店
新小岩支店
小石川支店
江戸川橋支店
板橋支店
三崎町支店
京橋支店

第一勧業信用組合

本店営業部
神楽坂支店
墨田支店
巢鴨支店
鶯谷支店
尾久支店
千田町支店
向島支店
亀有支店
目白支店
東浅草支店
羽田支店
東十条支店
目黒支店
東銀座支店
大森駅前支店
秋葉原支店
青戸支店

水元支店
中野新橋支店
千駄ヶ谷支店
篠崎支店

東京厚生信用組合

本店
浅草支店
小平支店
青梅支店

江東信用組合

本店
本店砂町出張所
洲崎支店
江戸川支店
上野支店
綾瀬支店
森下支店
柴又支店
豊洲支店

文化産業信用組合

本店
板橋支店

全東栄信用組合

本部
本店営業部
世田谷支店
三筋町支店
東長崎支店
渋谷本町支店
大森支店
十条支店
西新井支店
下板橋支店
舎人支店

株式会社整理回収機構

事務部
大阪事業部

大東京信用組合

本店営業部
品川駅東口支店
十条支店
目黒支店
高円寺支店
亀戸支店
蒲田支店
日暮里支店
新宿支店
三軒茶屋支店
新小岩支店
大塚支店

銀座支店
 吉祥寺支店
 恵比寿支店
 常盤台支店
 戸越支店
 府中支店
 押上支店
 田町駅前支店
 荏原駅前支店
 福生支店
 品川支店
 西蒲田支店
 駒沢支店
 大井支店
 八王子営業部
 日野支店
 西八支店
 石川支店
 青山支店
 保谷支店
 立川支店
 堀ノ内支店
 三鷹支店
 東大和支店
 荻窪支店
 富士見台支店
 浅草支店
 三ノ輪支店
 花畑支店
 足立支店

七島信用組合
 本店
 波浮港出張所
 新島支店
 神津島支店
 三宅島支店
 八丈島支店
 小笠原支店
 東京支店

東浴信用組合
 本店

横浜幸銀信用組合
 本店営業部
 川崎支店
 横須賀支店
 平塚支店
 大和支店
 静岡支店
 水戸支店
 千葉支店
 船橋支店
 福井支店
 富山支店
 金沢支店

松本支店
 諏訪支店
 上田支店
 前橋支店
 宇都宮支店
 新潟支店
 福岡営業部
 北九州支店
 飯塚支店
 東福岡支店
 熊本支店
 熊本県庁通り支店
 大分支店
 佐賀支店
 岡山支店
 倉敷支店

小田原第一信用組合
 本店
 本部
 鴨宮支店
 南足柄支店
 中町支店

相愛信用組合
 本店営業部
 相北支店
 津久井湖支店
 半原支店

神奈川県医師信用組合
 本店
 川崎支店
 相模原支店
 平塚支店

興栄信用組合
 本店
 大野支店
 赤塚支店
 寺尾支店
 酒屋支店

新栄信用組合
 本店
 馬越支店
 大形支店
 上町支店
 松浜支店
 稲葉支店
 横越支店
 東堀支店

三條信用組合
 本店
 下田支店

中央支店
 米支店
 南支店
 北支店
 今町支店

新潟縣信用組合
 本部
 本店営業部
 東堀支店
 新潟駅前支店
 山木戸支店
 学校町支店
 小針支店
 新津支店
 六日町支店
 湯沢支店
 吉田支店
 弥彦支店
 小千谷支店
 小出支店
 三条支店
 十日町支店
 川西支店
 中条支店
 荒川町支店
 佐和田支店
 寺泊支店
 見附支店
 今町支店
 長岡支店
 柏崎支店
 高田支店
 新発田支店
 寺尾支店
 大和町支店
 鳥屋野支店
 畑野支店
 石山支店
 下条支店
 三条東支店
 堀之内支店
 長岡西支店
 吉田東支店
 月岡支店
 出来島支店
 春日山支店
 寺尾東支店
 吉田北支店
 聖籠支店
 荻川支店
 中之島支店

新潟大栄信用組合
 本店
 与板支店
 和島支店
 出雲崎支店
 安田支店
 小国支店
 柏崎支店
 西山支店
 寺泊支店
 相川支店

さくらの街信用組合
 本店
 安田支店
 笹神支店
 豊栄支店
 五泉支店
 村松支店
 本町支店
 新津支店

糸魚川信用組合
 本店
 青海支店
 上越支店
 梶屋敷支店
 能生支店
 本町支店

協栄信用組合
 本店
 仲町支店
 中央通支店
 南支店

新飯田支店
 白根支店
 小須戸支店
 吉田支店
 田上支店
 小池支店
 小中川支店
 南吉田支店
 加茂支店
 中之口支店

新潟大栄信用組合
 本店
 与板支店
 和島支店
 出雲崎支店
 安田支店
 小国支店
 柏崎支店
 西山支店
 寺泊支店
 相川支店

巻信用組合
 本店営業部
 西川支店
 岩室支店
 漆山支店
 和納支店
 松野尾支店
 月潟支店
 本町支店
 西新潟支店

さくらの街信用組合
 本店
 安田支店
 笹神支店
 豊栄支店
 五泉支店
 村松支店
 本町支店
 新津支店

糸魚川信用組合
 本店
 青海支店
 上越支店
 梶屋敷支店
 能生支店
 本町支店

塩沢信用組合
 本店

都留信用組合
 本店営業部
 小立支店
 河口湖支店
 山中湖支店
 明見支店
 小沼支店
 桂支店
 大月支店
 上吉田支店
 忍野支店
 谷村支店
 竜ヶ丘支店
 富士吉田南支店
 平野支店
 上谷支店
 大明見支店
 鳴沢支店
 富士見町支店
 新西原支店
 猿橋支店
 上野原支店
 禾生支店

山梨県民信用組合
 本店営業部
 鍼沢支店
 市川支店
 身延支店
 中富支店
 都留支店
 富士吉田支店
 下谷支店
 韮崎支店
 須玉支店
 武川支店
 双葉支店
 長坂支店
 川上支店
 大泉支店
 竜南支店
 櫛形支店
 敷島支店
 御勅使支店
 昭和支店
 白根支店
 竜王支店
 北支店
 西支店
 田富支店
 城南支店
 湯村支店
 石和支店
 御坂支店
 中道町支店
 南西支店
 後屋支店
 塩山支店

都留信用組合
 本店営業部
 小立支店
 河口湖支店
 山中湖支店
 明見支店
 小沼支店
 桂支店
 大月支店
 上吉田支店
 忍野支店
 谷村支店
 竜ヶ丘支店
 富士吉田南支店
 平野支店
 上谷支店
 大明見支店
 鳴沢支店
 富士見町支店
 新西原支店
 猿橋支店
 上野原支店
 禾生支店

勝沼支店
 牧丘支店
 山梨支店
 青沼支店

長野県信用組合
 本店
 東支店
 松代支店
 古牧支店
 飯山支店
 山ノ内支店
 中野支店
 須坂支店
 篠ノ井支店
 吉田支店
 若里支店
 須坂南支店
 中越支店
 中野西支店
 更北支店
 高田支店
 更埴支店
 戸倉支店
 坂城支店
 上田支店
 神科支店
 丸子支店
 望月支店
 小諸支店
 野沢支店
 軽井沢支店
 上田原支店
 岩村田支店
 立科支店
 庄内支店
 穂高支店
 大町支店
 安曇野支店
 松本支店
 城東支店
 松本南支店
 松本西支店
 塩尻支店
 木曾支店
 村井支店
 岡谷支店
 諏訪支店
 茅野支店
 下諏訪支店
 諏訪南支店
 伊那支店
 駒ヶ根支店
 飯田支店
 鼎支店
 八幡支店
 宮川支店
 箕輪支店

ディレクトリー ▼ 店舗等一覧

**岐阜商工
信用組合**

- 本部
- 本店営業部
- 加納支店
- 鷺山支店
- 東栄支店
- 本荘支店
- 長森支店
- 近島支店
- 大垣支店
- 那加支店
- 各務原支店
- 蘇原支店
- 羽島支店
- 関支店
- 美濃加茂支店
- 可児支店
- 多治見支店
- 穂積支店
- 北方支店
- 笠松支店
- 岐南支店
- 揖斐支店
- 池田支店

**飛騨
信用組合**

- 本店営業部
- 古川支店
- 神岡支店
- 七日町支店
- 山王支店
- けやき通り支店
- 中山支店
- 松泰寺支店
- 国府支店
- 東山支店
- 城山支店
- 西古川支店
- 石浦支店
- 西高校前支店
- 三福寺支店
- 三福寺支店丹生川出張所

**益田
信用組合**

- 本店
- 萩原支店
- 竹原支店
- 金山支店
- 小坂支店
- 加子母支店

**焼津
信用金庫**

- 本店営業部
- 中央支店
- 小川支店
- 石津支店
- 藤枝支店

- 藤枝上支店
- 藤枝駅支店
- 岡部支店
- 静岡支店
- 静岡南支店
- 焼津西支店
- 長田支店
- 羽鳥支店
- 焼津北支店
- 草薙支店
- 前島支店
- 大富支店
- 大井川支店
- 豊田支店
- さかなセンター支店
- 高洲支店
- 榛原支店
- 吉田支店
- 西小川支店
- いかるみ支店
- 田中支店
- 大島支店
- 大住支店
- 田尻支店

**静岡
信用金庫**

- 本部
- 本店営業部
- 追手町支店
- 安西支店
- 駅南支店
- 長谷支店
- 新富支店
- 清水支店
- 駒形支店
- 興津支店
- 石田支店
- 小鹿支店
- 丸子支店
- 籠上支店
- 八千代支店
- 竜南支店
- 瀬名支店
- 押切支店
- 高松支店
- 松富支店
- 小黒支店
- 古庄支店
- 長田南支店
- 新川支店
- 西脇支店
- 羽鳥支店
- 御門台支店
- 東新田支店
- 藤枝支店
- 志太支店
- 焼津支店
- 道原支店
- 西焼津支店

- 吉原支店
- 富士支店
- 藤枝水守支店

**静岡
信用金庫**

- 本店
- 安東支店
- 横内支店
- 番町支店
- 清水支店
- 八幡支店
- 用宗支店
- 片羽支店
- 駒形支店
- 馬淵支店
- 研屋町支店
- 登呂支店
- 矢倉支店
- 大里支店
- 焼津支店
- 沓谷支店
- 藤枝支店
- 大坪支店
- 池田支店
- 西脇支店
- 城北支店
- 東新田支店
- 月見支店
- 下野支店
- 高洲支店
- 瀬名支店
- 羽鳥支店
- 伝馬町新田支店
- 用宗駅前支店
- 丸子支店
- 石津支店
- 中田支店
- 草薙支店
- 西小川支店
- 小鹿支店
- 向敷地支店
- 渋川支店
- 高部支店
- 安倍口支店
- 西焼津支店
- 高松支店
- 折戸支店

**島田
信用金庫**

- 本店営業部
- 向谷支店
- 七丁目支店
- 初倉支店
- 六合支店
- 島田北支店
- 金谷支店
- 五和支店
- 家山支店

- 榛原支店
- 榛原東支店
- 相良支店
- 牧の原支店
- 吉田支店
- 神戸支店
- 川根支店
- 藤枝支店
- 藤枝東支店
- 藤枝南支店
- 焼津支店
- 西焼津支店
- 大井川支店
- 静岡支店
- 豊田支店
- 西千代田支店
- 永楽町支店
- 掛川支店
- 大東支店
- 菊川支店
- 小笠支店
- 御前崎支店
- 浜岡支店

**浜松磐田
信用金庫**

- 本店営業部
- 東支店
- 追分支店
- 駅南支店
- 西ヶ崎支店
- 鷺津支店
- 野口支店
- 板屋町支店
- 泉町支店
- 高林支店
- 植松支店
- 伝馬町支店
- 本郷支店
- 蛸塚支店
- 森田支店
- あずきもち支店
- 原島支店
- 三方原支店
- 湖東支店
- 可美支店
- 上新屋支店
- 西山支店
- 三島支店
- 三和支店
- 入野支店
- 西町支店
- 富塚支店
- 浜北支店
- 大瀬支店
- 有玉支店
- 天竜川支店
- 志都呂支店
- 篠原支店

- 竜洋西支店
- 初生支店
- 笠井支店
- 豊田支店
- 上島支店
- 瓜内支店
- 新居支店
- 中川支店
- 和合支店
- 於呂支店
- 東伊場支店
- 新所原支店
- 高丘支店
- 向宿支店
- 曳馬支店
- 葵西支店
- 磐田支店
- 浜北東支店
- 市野支店
- 磐田南支店
- 都田支店
- きらりタウン支店
- 袋井中央支店
- 磐田本店営業部
- 見付支店
- 二俣支店
- 福田支店
- 袋井支店
- 森町支店
- 佐久間支店
- 水窪支店
- 春野支店
- 鹿島支店
- 浜松南支店
- 浜松北支店
- 竜洋支店
- 香りのまち支店
- 海老塚支店
- 葵町支店
- 東部台支店
- 国府台支店
- 美園支店
- 豊岡支店
- 山梨支店
- 久能支店
- 今之浦支店
- 岡田支店
- 浅羽支店
- 富士見町支店
- 西支店
- 天王支店
- 豊田北支店
- 鴨江支店
- 掛川支店
- 小松支店
- 東新町支店

**掛川
信用金庫**

- 本店営業部
- 連雀支店
- 下俣支店
- 菊川支店
- 浜岡支店
- 大須賀支店
- 小笠支店
- 御前崎支店
- 大東支店
- 袋井支店
- 袋井南支店
- 掛川東支店
- 菊川南支店
- 磐田支店
- 城北支店
- 桜木支店
- 相良支店
- 駅南支店
- 浅羽支店
- 金谷支店
- 島田支店
- 大東北支店
- 榛原支店
- 吉田支店

**遠州
信用金庫**

- 本部

- 本店営業部
- 笠井支店
- 三方原支店
- 浜北支店
- 中島支店
- 三ヶ日支店
- 引佐支店
- 雄踏支店
- 新居支店
- 舞阪支店
- 中野町支店
- 籠山寺支店
- 和田支店
- 入野支店
- 細江支店
- 横志支店
- 萩丘支店
- 葵西支店
- 赤佐支店
- 中川支店
- 都田支店
- 湖西支店
- 高丘支店
- 豊田支店
- 半田支店

**掛川
信用金庫**

- 本店営業部
- 連雀支店
- 下俣支店
- 菊川支店
- 浜岡支店
- 大須賀支店
- 小笠支店
- 御前崎支店
- 大東支店
- 袋井支店
- 袋井南支店
- 掛川東支店
- 菊川南支店
- 磐田支店
- 城北支店
- 桜木支店
- 相良支店
- 駅南支店
- 浅羽支店
- 金谷支店
- 島田支店
- 大東北支店
- 榛原支店
- 吉田支店

**沼津
信用金庫**

- 本店
- 高島町支店
- 港支店
- 香貫支店
- 三津支店

三島支店
今沢支店
清水町支店
大岡支店
北支店
愛鷹支店
下香貫支店
五月町支店
間門支店
原支店
徳倉支店
長泉町支店
駅北支店
御殿場営業部
小山支店
裾野中央支店
上町支店
須走支店
富士岡支店
金岡支店
長泉北支店
御殿場南支店
御殿場中央支店
御殿場西支店
裾野北支店

**三島
信用金庫**

本店営業部
西支店
沼津支店
幸町支店
二日町支店
大場支店
修善寺支店
葦山支店
大仁支店
下土狩支店
湯ヶ島支店
土肥支店
静浦支店
戸田支店
沼津北支店
原町支店
裾野支店
三島南支店
三島北支店
沼津香貫支店
あしたか支店
三島谷田支店
函南支店
田京支店
岡宮支店
裾野東支店
長泉支店
清水町支店
松本支店
片浜支店
長岡中央支店

大岡支店
中伊豆支店
西伊豆支店
松崎支店
函南西支店
川奈駅支店
南伊東支店
宇佐美支店
東伊豆支店
網代出張所
網代駅支店
熱海支店
伊東営業部
南伊豆支店
下田中央支店
河津支店
伊豆高原支店
本部
桜サク支店

**富士
信用金庫**

本店
吉原支店
富士支店
鷹岡支店
岩松支店
駅南支店
富士岡支店
蒲原支店
今泉支店
伝法支店
吉原駅南支店
広見町支店
富士宮支店
厚原支店
富士見台支店
田子浦支店
富士宮東支店
八幡町支店
今泉北支店
森島支店
大洲中野支店
須津支店

**富士宮
信用金庫**

本店
神田支店
西町支店
東町支店
北支店
富士根支店
芝川支店
上野支店
富士支店
吉原支店
鷹岡支店
富士見支店

松岡支店
国久保支店
駅南支店
淀川支店
万野支店
新富士支店
中里支店
上井出支店

**愛知県中央
信用組合**

本店営業部
辻支店
棚尾支店
旭支店
高浜支店
刈谷支店
西尾支店
安城支店
知立支店
西端支店
大浜支店
西尾東支店
蒲郡支店
三谷支店
吉良支店
鹿島支店

**信用組合
愛知商銀**

本部
本店
岡崎支店
一宮支店
今池支店
豊橋支店
柴田支店
春日井支店
津支店

**イオ
信用組合**

本店営業部
多治見支店
富山支店
金沢支店
静岡支店
沼津支店
四日市支店
津支店
名古屋支店
大江支店
岡崎支店
一宮支店
豊橋支店
今池支店
春日井支店
福井支店
本部

**岡崎
信用金庫**

本店営業部
竜美丘支店
美合支店
六名支店
岡崎南支店
岡崎西支店
福岡支店
緑丘支店
本宿支店
矢作支店
大和支店
六ツ美支店
上地支店
中島支店
幸田支店
井田支店
本町支店
伝馬支店
中央支店
日名支店
岩津支店
細川支店
橋目支店
根石支店
上里支店
稲熊支店
新川支店
碧南支店
碧南中央支店
高浜支店
高浜東支店
西尾支店
平坂支店
西尾南支店
一色支店
幡豆支店
吉良支店
安城支店
池浦支店
今村支店
南安城支店
三河安城支店
知立支店
刈谷支店
半城土支店
刈谷日高支店
東刈谷支店
一ツ木支店
大府支店
豊田支店
豊田南支店
前山支店
上挙母支店
豊田美里支店
高岡支店
三好支店
東郷支店

豊明支店
豊橋支店
高師支店
豊橋大清水支店
岩田支店
豊橋柱支店
曙支店
牛川支店
佐藤町支店
花田支店
下地支店
松葉支店
田原支店
豊川支店
国府支店
蒲郡支店
府相支店
笠寺支店
鳴海支店
港支店
熱田支店
尾頭橋支店
中川支店
瑞穂支店
滝子支店
名東支店
一社支店
半田支店
上前津支店
大池町支店
安田通支店
代官町支店
城北支店
小田井支店
春日井支店
平針支店
大高支店
城下町支店
額田支店
名古屋支店

**豊橋商工
信用組合**

本部
本店営業部
田原支店
福江支店
二川支店
東田支店
赤羽根支店
南栄支店
豊川支店
下地支店
牧野支店
中山支店
田原南支店
三ノ輪支店

**富山県
信用組合**

砺波支店
庄東支店
庄川支店
城端支店
戸出支店
福光支店
本店営業部
出町支店
井波支店
福野支店
魚津支店
高岡支店
高岡南支店
射水支店

**金沢中央
信用組合**

本店
市場支店
大野営業部

**石川県医師
信用組合**

本店

**滋賀県
信用組合**

本店営業部
甲南支店
甲賀支店
信楽支店
土山支店
大津支店
草津支店
栗東支店
八幡支店
安曇川支店
湖南支店

**京都北部
信用金庫**

本店営業部
府中支店
岩滝中央支店
野田川支店
加悦支店
伊根支店
峰山中央支店
大宮支店
網野支店
浜詰支店
間人支店
弥栄支店
久美浜支店
福知山中央支店
岡ノ町支店
六人部支店
前田支店
篠尾支店

駅南支店
三和支店
額田支店
大江町支店
東舞鶴中央支店
中舞鶴支店
倉梯支店
田中支店
舞鶴中央支店
舞鶴港支店
余内支店
綾部中央支店
西町支店
中筋支店
和知支店
瑞穂支店
亀岡支店
高浜支店
馬堀支店

京都信用金庫

本店
北大路支店
鞍馬口支店
北野支店
北山支店
紫竹支店
西賀茂支店
西陣支店
丸太町支店
銀閣寺支店
修学院支店
岩倉支店
岩倉中町支店
下鴨支店
百万遍支店
河原町支店
三条支店
壬生支店
円町支店
朱雀支店
東山支店
祇園支店
山科支店
北山科支店
西山科支店
西大路支店
七条支店
九条支店
吉祥院支店
上烏羽支店
十条支店
梅津支店
嵯峨支店
西院支店
常盤支店
西京極支店
御室支店

桂支店
東桂支店
吹田支店
東大阪支店
洛西支店
物集女支店
榎原支店
伏見支店
北伏見支店
桃山支店
六地藏支店
南桃山支店
稻荷支店
長岡支店
滝ノ町支店
桂川支店
宇治支店
西宇治支店
城陽支店
城陽駅前支店
松井山手支店
田辺支店
三山木支店
久御山支店
亀岡支店
東亀岡支店
八木支店
園部支店
滋賀支店
大津支店
膳所支店
石山支店
瀬田支店
西大津支店
堅田支店
小野支店
草津支店
南草津支店
草津西支店
守山支店
栗東支店
枚方支店
枚方東支店
くずは支店
交野支店
寝屋川支店
高槻支店
上牧支店
門真支店
東向日支店
茨木支店
西山天王山支店
大東支店

のぞみ信用組合

本店営業部
港支店
守口支店

吹田支店
枚方支店
八尾支店
枚岡支店
城東支店
粉浜支店
萩原天神支店
堺陵南支店
岡町支店
布施支店
徳庵支店
四条畷支店
矢田支店

大同信用組合

本店営業部
城東支店
京橋支店
生野支店
針中野支店
枚方支店
東香里支店
守口支店
八尾支店
松原支店
初芝支店
石津支店
福田支店
富田林支店
三国支店

大阪貯蓄信用組合

本店営業部
生野支店
東支店

大阪協栄信用組合

本部
本店営業部
扇橋支店
住吉支店
阿倍野支店
城東支店
新大阪支店
豊中支店
神戸営業部
西宮支店
明石支店
加古川支店
東大阪支店
六甲支店

成協信用組合

本部
本店営業部
平野支店

田辺支店
堺支店
道明寺支店
香里支店
門真支店
大正支店
東大阪支店
大東支店
岸和田支店
高石支店
松原支店
藤井寺支店
北野田支店
河内長野支店
富田林支店
天美支店

大阪府医師信用組合

本店

兵庫県信用組合

本店
兵庫支店
三宮支店
大橋支店
有野支店
尼崎支店
加古川支店
稲美支店
小野支店
社支店
西脇支店
八千代支店
中町支店
三木支店
加西支店
姫路支店
龍野支店
新宮支店
三田支店
篠山支店
柏原支店
朝来支店
豊岡支店
六甲道支店

淡陽信用組合

本店営業部
由良支店
下加茂支店
都志支店
志筑支店
仮屋支店
岩屋支店
北淡支店
郡家支店
湊支店

福良支店
阿万支店
市支店
広田支店
神戸支店
灘支店
加古川支店
姫路支店
赤穂支店
山崎支店
一宮支店
佐用支店

鳥取信用金庫

本店営業部
若桜支店
智頭支店
鳥取東支店
鳥取西支店
浜坂支店
岩美支店
気高支店
湯村支店
鳥取南支店
鳥取北支店
倉吉支店
正蓮寺支店
湖山支店
用瀬支店
吉成支店
郡家支店
湖山中央支店

倉吉信用金庫

本店
うつぶき支店
浦安支店
由良支店
東郷支店
倉吉駅前支店
羽合支店
西倉吉支店
西倉吉支店
三朝支店
真庭支店

米子信用金庫

本店営業部
本町支店
東支店
西支店
南出張所
北支店
弓ヶ浜支店
日野橋支店
淀江支店

境港支店
赤碓出張所
松江支店
松江北支店
安来支店
東出雲支店

島根益田信用組合

本店営業部
浜田支店
西益田支店
高津支店
あけぼの支店

島根中央信用金庫

本店営業部
大田営業部
久手支店
仁摩支店
川本支店
瑞穂支店
石見支店
邑智支店
江津支店
塩冶支店
大田西支店
出雲西支店
神門支店
斐川支店
松江支店
南支店
松江北支店
斐川東支店
大社支店
小山支店
大社南支店
東支店
平田支店

笠岡信用組合

本店営業部
金浦支店
東支店
本町支店
鴨方支店
井原支店
里庄支店
寄島支店
井原東支店
岡山支店
倉敷支店
玉島支店
中庄支店
矢掛支店
岡山南支店
福山支店

**広島県
信用組合**

本店営業部
庚午支店
福山支店
安古市支店
海田支店
舟入支店
広島駅前支店
三篠支店
皆実支店
五日市支店
五日市北支店
熊野支店
西熊野支店
福山東支店
松永支店
尾道支店
松永南支店
浦崎支店
三原支店
可部虹山支店
呉支店
因島支店
因島北支店
廿日市支店
東広島支店

**広島市
信用組合**

本部
本店営業部
堺町支店
駅前支店
向洋支店
大河支店
鷹の橋支店
海田支店
廿日市支店
南支店
薬研堀支店
己斐支店
東雲支店
三篠支店
戸坂支店
江波支店
出島支店
吉田支店
千代田支店
大朝支店
安支店
長東支店
古江支店
商工センター支店
五月が丘支店
五日市支店
府中支店
西条中央支店
可部支店
宮内支店

竹原支店
莊野支店
木江支店
安浦支店
黒瀬支店
広支店

**信用組合
広島商銀**

本店営業部
福山支店
呉支店
海田支店
古市支店
西支店
五日市支店
宇部支店
下関支店
岩国支店
徳山支店
山口支店
高知支店

**朝銀西
信用組合**

本店営業部
倉敷支店
香川支店
愛媛支店
佐賀支店
大分支店
広島支店
天満支店
福山支店
下関支店
徳山支店
宇部支店
福岡支店
北九州支店

**両備
信用組合**

本店営業部
甲山支店
上下支店
駅家支店
府中町支店
久井支店
小国支店
吉舎支店
金丸支店
三和支店
福山支店
福山東支店
神辺支店
新市支店
府中東支店

**備後
信用組合**

本店営業部

神辺支店
横尾支店
新市支店
宮内支店
駅家支店
千年支店
福山南支店
千年支店内海出張所
尾道支店
木之庄支店
加茂支店
芦田支店

**山口県
信用組合**

本店
高千帆支店
西宇部支店
厚狭支店

**徳島
信用金庫**

本店営業部
福島支店
津田支店
佐古支店
上八万支店
川内支店
小松島支店
池田支店
清北支店
二軒屋支店
赤石支店
三加茂支店
矢三支店
昭和町支店
国府支店
鴨島支店
鳴門支店
瀬戸支店
北島支店
松茂支店
藍住支店

**阿南
信用金庫**

本店
見能林支店
羽ノ浦支店
東部支店
見能林駅前支店
上中支店
那賀川支店
福井支店

**香川県
信用組合**

本店
栗林支店
新橋支店

屋島支店
仏生山支店
円座支店
川東支店
長尾支店
中央支店
三本松支店
坂出支店
丸亀支店
琴平支店
観音寺支店
高瀬支店
土庄支店
志度支店

**土佐
信用組合**

本店

**宿毛商銀
信用組合**

本店営業部
宿毛支店

**福岡県
信用組合**

本店営業部
宗像支店
赤間支店
福岡支店
古賀支店
清川支店
志免支店
亀山支店
宇美支店
飯塚支店
碓井支店
大橋支店
高宮支店
春日支店
青果市場支店
前原支店
周船寺支店
加布里支店
今宿支店
博多駅東支店
田主丸営業部
比良松支店
北野支店
国分支店
小郡支店
津福支店
菊池支店
箱崎営業部
粕屋支店
香椎支店
土井支店
和白出張所
新宮支店
雑餉隈支店

二日市支店
久留米営業部
善導寺支店
草野支店
小郡東支店
南町支店
瀬高支店
高田支店
山川支店
大牟田支店
三橋支店
大和支店
荒木支店
筑邦西支店
三潞支店
城島支店

**佐賀東
信用組合**

本店営業部
神埼支店
小城支店
牛津支店
諸富支店
鳥栖支店
中原支店
県庁支店

**佐賀西
信用組合**

本店
太良支店
塩田支店
嬉野支店
大浦支店
武雄支店
伊万里支店
有明支店
白石支店
有田支店

**佐賀県医師
信用組合**

本店

**長崎三菱
信用組合**

本店営業部
本店営業部本館出張所
木鉢支店
深堀支店
浜町支店
滑石支店
住吉支店
東長崎支店

**長崎県医師
信用組合**

本店

**福江
信用組合**

本店
奈留出張所

**西海みずき
信用組合**

本店
中央営業部
南支店
大野支店
佐々支店
早岐支店
早岐支店大村出張所

**熊本県
信用組合**

本店営業部
田崎支店
宇土支店
天明支店
八代支店
小吉支店
免田支店
多良木支店
牛深支店
阿蘇支店
高森支店
大津支店
大矢野支店
鏡支店
小川支店
高浜支店
御領支店
本渡支店
高千穂支店
本部

**大分県
信用組合**

本店営業部
大分駅前支店
南大分支店
明野支店
鶴崎支店
別府支店
上人支店
中津支店
耶馬溪支店
福沢通支店
高田支店
長洲支店
宇佐支店
香々地支店
日田支店
玖珠支店
湯布院支店
三重支店
大野支店
緒方支店
野津支店

竹田支店
久住支店
佐伯支店
金池支店
豊府支店
津留支店
賀来支店
光吉支店
下郡支店
東大分支店
県庁内支店
国東支店
安岐支店
杵築支店
山香支店
日出支店

**宮崎県南部
信用組合**

本店
串間支店
日南支店

**奄美
信用組合**

本部・本店
小浜支店
永田橋支店
瀬戸内支店
笠利支店
奄郷支店
宇検支店
徳之島支店
天城支店
喜界支店
伊仙支店
長浜支店
冲永良部支店
知名支店

**鹿児島興業
信用組合**

本店
豎馬場支店
城南支店
荒田支店
中央駅前支店
上武支店
伊敷支店
脇田支店
谷山支店
真砂支店
東谷山支店
枕崎支店
加世田支店
本部
肝付吾平支店
申良支店

大崎支店
志布志支店
岩川支店
垂水支店
鹿屋支店
西原支店
始良支店
国分支店
大根占支店
大口支店
宮之城支店
出水支店

**コザ
信用金庫**

本店営業部
具志川支店
十字路支店
胡屋支店
桃原支店
嘉手納支店
普天間支店
赤道支店
名護支店
宜野湾支店
安慶田支店
北谷支店
高原支店
浦添支店
那覇支店
開南支店
安里支店
小禄支店
伊祖支店

**株式会社
沖縄海邦銀行**

本店営業部
県庁内出張所
松尾支店
壺川支店
泊支店
安謝支店
辻町支店
三原支店
寄宮支店
首里支店
小禄支店
高良支店
汀良支店
新都心支店
真嘉比出張所
真玉橋支店
豊見城支店
南風原支店
津嘉山支店
糸満支店
西崎支店

与那原支店
勢理客支店
内間支店
港川支店
浦添支店
真栄原支店
宜野湾支店
大謝名支店
普天間支店
諸見支店
コザ支店
十字路支店
泡瀬支店
西原支店
北谷支店
赤道支店
安慶名支店
石川支店
嘉手納支店
読谷支店
やんばる支店
名護支店
もとぶ支店
国頭支店
宮古支店
八重山支店
てだこ支店
大湾支店
八重瀬支店

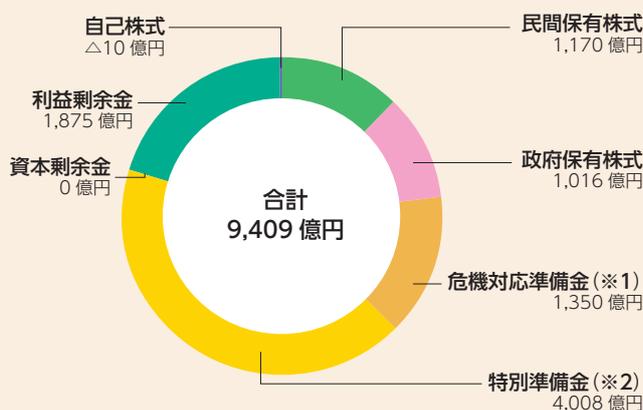
**全国経済事業
協同組合連合会**

本部

商工中金の概要

(2019年3月31日現在)

- ▶ **名称** 株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(2008年10月1日 株式会社化)
- ▶ **会社成立の年月日** 1936年10月8日
- ▶ **目的** 株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。
- ▶ **業務開始** 1936年12月10日
- ▶ **資本金** 2,186億円(うち政府出資1,016億円)
- ▶ **資本構成**



(※1) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保に資するものとして措置されたものであり、自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

(※2) 株式会社への転換に際し、中小企業の皆さまに対する円滑な資金の供給が継続的に実現できるよう、政府出資金から3,037億円、利益剰余金から970億円、合計4,008億円について特別準備金への振替を行ったものであり、これは自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

- ▶ **資金量** 預金 5兆579億円
譲渡性預金 2,843億円
債券 4兆2,383億円
- ▶ **貸出金** 8兆2,897億円
- ▶ **店舗等** 国内100/海外4
- ▶ **職員数** 3,891人
- ▶ **格付**

	R&I	JCR	Moody's
長期	AA ⁻ (ネガティブ)	AA ⁺ (ネガティブ)	A1 (ネガティブ)

▶ 業務内容

1. 融資業務 設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。
また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債、シンジケートローン、アセットベースレンディングや売掛債権流動化などの金融手法の開発、普及にも取り組んでいます。
2. 預金・為替業務 ①預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金および外貨預金を取り扱っています。
②譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っています。
③為替 内国為替および外国為替を取り扱っています。
3. 債券業務 中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。
4. 資金証券業務 商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に取り組んでいます。
5. 国際業務 中小企業の方々の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出にかかわるご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。
6. その他
 - ・金利、通貨などのデリバティブ取引
 - ・M&Aに関する業務
 - ・経営情報の提供
 - ・中金会・ユース会の運営支援
 - ・産業調査・経済調査
 - ・信託業務
 - ・その他、上記に付帯又は関連する業務 など

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<https://www.shokochukin.co.jp/>

本誌は、株式会社商工組合中央金庫法第53条に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。

2019年3月期
ディスクロージャー誌



人を思う。未来を思う。

商工中金

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
発行/2019年7月 広報部
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17
TEL : 03(3272)6111
URL <https://www.shokochukin.co.jp/>

UD
FONT

